

第4次福岡都市圏広域行政計画

福岡都市圏広域行政推進協議会

第4次福岡都市圏広域行政計画 後期計画

福岡都市圏広域行政推進協議会

はじめに

福岡都市圏では、圏域の総合的かつ一体的な発展を図るため、昭和53年に「福岡都市圏広域行政推進協議会」を設置するとともに、4次にわたる「福岡都市圏広域行政計画」を策定し、道路等交通基盤整備や水、福祉、環境等の都市圏に共通する課題について取り組みを進めてまいりました。

このたび、平成13年に策定しました「第4次福岡都市圏広域行政計画」のうち、前期基本計画が平成17年度で終期を迎えたことから、引き続き基本構想の実現を図っていくため、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

この計画では、福岡都市圏の将来像を

- 安全で快適な生活環境が整い、一人ひとりが生き生きと暮らす都市圏
- 豊かな自然を活かした、歴史と伝統に根ざす心豊かな都市圏
- 九州・西日本の中核さらにはアジアの交流拠点として活力あふれる都市圏

とするとともに、福岡市、筑紫地域、粕屋地域、宗像地域、糸島地域、それぞれの地域の将来の方向性を示す地域別将来像を掲げております。

福岡都市圏を取り巻く社会経済環境は、九州新幹線などの交通ネットワーク整備による日常生活圏の広がりや、少子・高齢化の進行、地方分権改革の進展といった社会構造の変化など、この数年だけをみても大きく変化しています。そのような中、本都市圏においては、環境やごみ問題、交通問題などをはじめとするさまざまな広域的課題に対する行政ニーズに対応するとともに、住民やNPOなどとの協働をさらに進め、地域の力を活かした活力ある圏域づくりへの取り組みが求められています。

今後とも、構成19市町の緊密な連携と協調のもと、個性豊かな、よりよい都市圏づくりに向けて、国・県など関係機関のご協力を得ながら、本計画が円滑に実現されるよう努めてまいりたいと思います。

最後に、この計画策定にあたり、お力添えをいただいた関係各位に心から感謝いたしますとともに、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年3月

福岡都市圏広域行政推進協議会
会長 山崎 広太郎

目 次

第1部	序 論	1
第1章	計画策定の意義	2
第2章	計画の構成と背景	3
第1節	計画の構成と期間	3
第2節	計画の区域	3
第3節	圏域の概況	4
第2部	基本計画	13
第1章	安全で快適な生活環境が整い、一人ひとりが生き生きと暮らす都市圏	14
第1節	生活基盤の整備	14
1.	土地利用	14
2.	水資源・水利用	15
3.	下水道等生活衛生基盤	18
4.	ごみ・産業廃棄物処理	19
5.	都市交通	20
6.	防災・防犯・消防・救急	22
第2節	健やかな暮らしへの支援	24
1.	健康づくり	24
2.	医療体制の充実	25
3.	福祉のまちづくり	26
4.	高齢者の健康と福祉の向上	27
5.	障がい者の自立と社会参加の促進	28
6.	次世代の育成	29
第3節	人権を尊重する社会の実現	30
1.	すべての人が尊重される社会づくり	30
2.	男女共同参画社会の確立	31
第2章	豊かな自然を活かした、歴史と伝統に根ざす心豊かな都市圏	33
第1節	環境との共生	33
1.	自然環境の保全	33
2.	環境に配慮した社会への転換	34
第2節	心豊かな生活への支援	35
1.	文化・歴史を活かしたまちづくり	35

2.	スポーツ・レクリエーションの振興	36
3.	生涯学習の推進	37
4.	ITの活用による地域生活の向上	38
第3節	地域コミュニティの活性化	38
1.	コミュニティの活性化	38
2.	NPO・ボランティア活動の促進	39
第3章	九州・西日本の中枢さらにはアジアの交流拠点として活力あふれる都市圏	41
第1節	高次都市機能の整備	41
1.	大学や研究機能の集積を活かしたまちづくり	41
2.	国際交流の推進	42
第2節	広域交流基盤の整備	44
1.	陸上広域交通	44
2.	港 湾	45
3.	空 港	48
第3節	地域産業の振興	51
1.	新産業振興・創業支援	51
2.	商業・サービス業	52
3.	観光・集客交流	53
4.	工 業	54
5.	農 林 水 産 業	56
第4章	地 域 別 計 画	59
1.	福 岡 市	59
2.	筑 紫 地 域	64
3.	粕 屋 地 域	67
4.	宗 像 地 域	70
5.	糸 島 地 域	73
第5章	計 画 の 推 進	76
1.	計画推進体制の充実強化	76
2.	他地域との連携	77

基本構想（平成13年10月策定）	80
主要データ	89
表9 市町人口の推移	89
表10 年齢別人口の推移	89
表11 人口動態（H15.10～H16.9）	90
表12 地域別外国人登録人口の推移	90
表13 都市圏における事業所数、従業者数の推移	91
表14 地目別土地利用の推移	91
表15 ごみ処理量の推移	91
福岡都市圏広域行政推進協議会規約	92

図・表・グラフの掲載項目

図1	福岡都市圏圏域図	4
図2	海外との位置関係	5
図3	福岡市への通勤通学率	8
図4	主な水道施設の現況・計画概要図	17
図5	基幹道路ネットワーク	22
図6	博多港の国際コンテナ定期航路	46
図7	福岡空港の国内・国際路線図	50
図8	福岡市計画図	63
図9	筑紫地域計画図	66
図10	粕屋地域計画図	69
図11	宗像地域計画図	72
図12	糸島地域計画図	75
表1	計画区域の地域区分	3
表2	計画区域の概要	9
表3	将来人口	9
表4	福岡都市圏市町別総生産の推移	10
表5	産業別就業者数	10
表6	地目別土地利用状況	11
表7	公共下水道普及率の推移	19
表8	福岡都市圏構成市町が加入する一部事務組合	78
表9	市町人口の推移	89
表10	年齢別人口の推移	89
表11	人口動態 (H15.10～H16.9)	90
表12	地域別外国人登録人口の推移	90
表13	都市圏における事業所数、従業者数の推移	91
表14	地目別土地利用の推移	91
表15	ごみ処理量の推移	91
グラフ1	博多港国際海上コンテナ取扱個数の推移	47
グラフ2	博多港外国航路船舶乗降人員数の推移	47
グラフ3	博多港貿易額の推移	47
グラフ4	国内主要空港の乗降客数 (平成16年)	48
グラフ5	国内主要空港の年間輸出入額 (平成16年)	49
グラフ6	国内主要空港の年間離着陸回数 (平成16年)	49
グラフ7	事業所数と従業者数 (民営)	56
グラフ8	卸売業事業所数と販売額	56
グラフ9	小売業事業所数と販売額	56
グラフ10	工業事業所数と出荷額 (従業者4人以上)	56
グラフ11	農業従事者数と農業産出額	58
グラフ12	漁業就業者、漁獲量	58

第1部

序

論

第1部 序 論

第1章 計画策定の意義

現在19市町で構成されている福岡都市圏は、水、交通など、圏域に共通する行政課題を有しており、これらの課題に対応するため、昭和53年に「福岡都市圏広域行政推進協議会」を設置し、4次にわたる「福岡都市圏広域行政計画」に基づき、都市圏づくりを推進してきました。

これまで、道路等交通基盤整備や水、福祉、環境等の広域的課題についての取り組み、施設の広域利用等、圏域住民の利便性の向上に向けた取り組みを着実に進めており、一定の成果をあげています。

しかし、福岡都市圏を取り巻く社会経済環境は、確実に変化を続けています。交通体系の整備等により、本都市圏は、生活圏としての一体性をますます高めつつあるとともに、九州新幹線をはじめとする鉄道や道路などの広域交通ネットワークの整備が進むことで、九州や西日本の他の地域とのつながりも急速に深まってきています。

さらに、福岡を起点とした国際航空路線、国際航路などの充実により、本都市圏は国内のみならず、東アジア圏域まで日帰り生活圏とする地域になっており、今後、東アジアなどとの交流人口の増加に伴い、ビジネスや観光分野などにおいて新たな地域発展の可能性が高まっています。

一方、「三位一体の改革」をはじめ、国や地方において進む構造改革や規制緩和などにより、国と地方の関係は、その権限、財源をはじめとして、さまざまな分野で新たな枠組みが求められています。また、これまで日本社会が経験したことのない人口減少社会が目前に迫っており、これまでどおりの行政サービスでは対応できない状況が生じつつあります。本都市圏においても、水需要への対応や交通の円滑化、自然環境の保全など、継続して取り組む課題に加え、市町の枠を越えて多様化・複雑化する地域の課題や住民ニーズに対し、一層の取り組みが求められています。

「福岡都市圏広域行政計画」は、このような時代環境の変化に適切に対応し、本都市圏の一体的発展に向け、構成市町の自主性・独自性の尊重及び緊密な連携と協調のもと、施策を総合的かつ一体的に推進するため策定するものです。

第2章 計画の構成と背景

第1節 計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成します。

1. 基本構想

基本構想は、目標年度を平成22年度（2010年度）、計画期間10年（平成13年度~22年度）とし、21世紀初頭の都市圏の将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を定めるものです。

2. 基本計画

基本計画（後期）は、目標年度を平成22年度、計画期間5年（平成18年度~22年度）とし、基本構想に基づき、圏域の広域的な課題と施策の体系及びこれを達成するために実施すべき広域事業を定めるものです。

計画内容は、広域的な観点からの圏域の特性を踏まえた個性的、戦略的な地域づくりに資するものを中心に構成しています。

また、国等の事業にあっても、圏域の総合的かつ一体的な発展に資するものであり、都市圏として積極的な関与が必要なものについては掲げています。

3. 実施計画

実施計画は、基本計画に基づく事項を実現するための具体的計画を定めるものであり、毎年度向こう3か年を期間とするローリング方式により策定します。

第2節 計画の区域

本計画は、福岡都市圏構成19市町を計画区域とします。

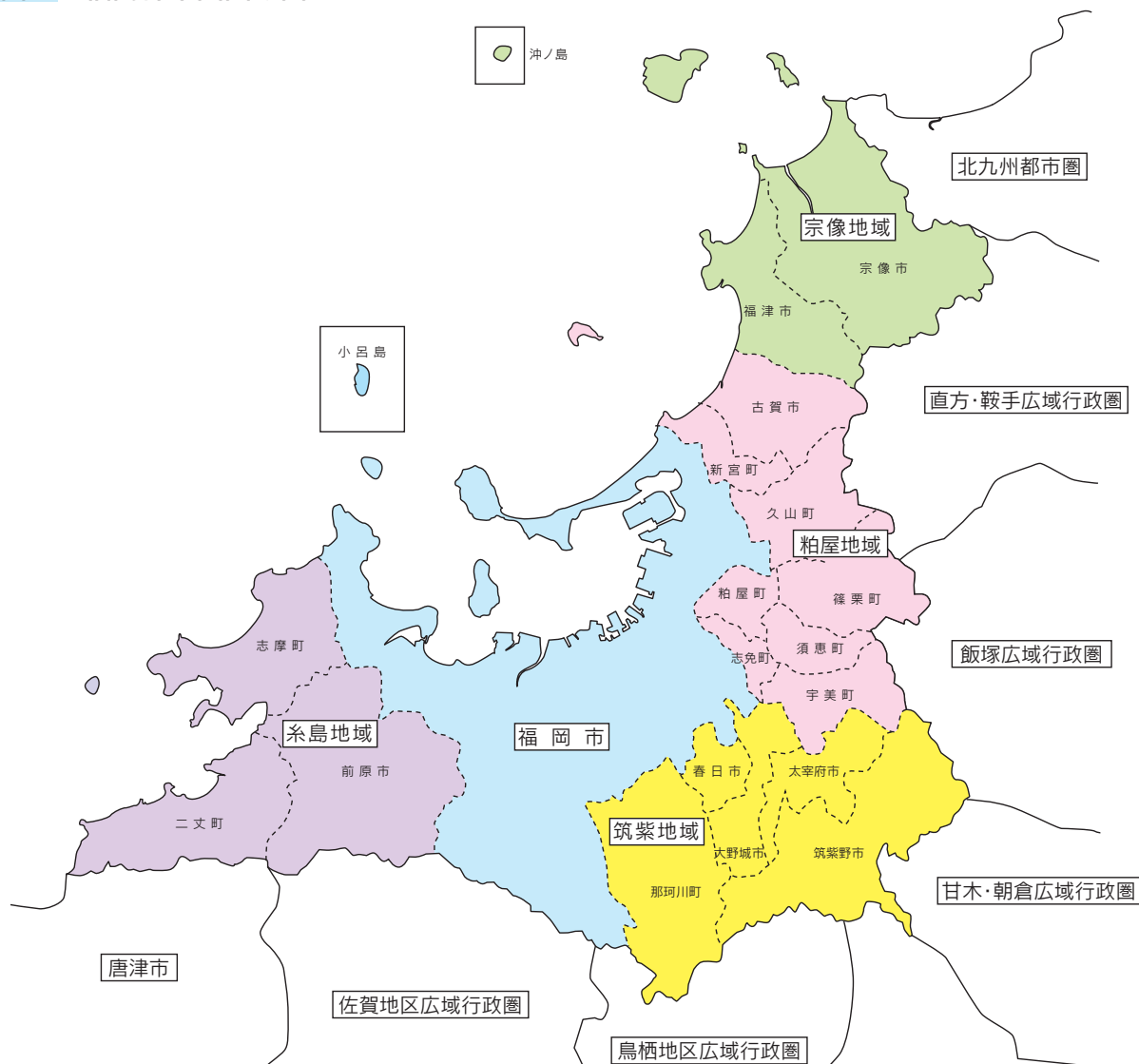
ただし、特に必要がある場合には、隣接する他の圏域等についてもふれることとします。

また、本計画の中で、郡・旧郡を基礎に日常生活圏等を考慮し、福岡市と4つの地域区分（筑紫地域、粕屋地域、宗像地域、糸島地域）を設定しています。

表1 計画区域の地域区分

区 分	構成市町数	市 町 名
福 岡 市	1市	福岡市
筑 紫 地 域	4市1町	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町
粕 屋 地 域	1市7町	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
宗 像 地 域	2市	宗像市、福津市
糸 島 地 域	1市2町	前原市、二丈町、志摩町

図1 福岡都市圏圏域図



第3節 圏域の概況

1. 自然的、地理的条件

本圏域は、面積約1,168km²、九州の北部に位置し、海をへだて、朝鮮半島、中国大陸に臨んでいます。釜山、広島、鹿児島とは200km圏、ソウル、大阪とは500km圏、上海や大連、東京とは1,000km圏と、大都市周辺地域広域行政圏としては我が国で最も海外に近い位置関係にあります。地形的には北に玄界灘、南は福岡平野を囲むように、脊振、三郡山地がひかえ、東には宗像平野、西には糸島平野が広がる、ほぼ半月型をしています。

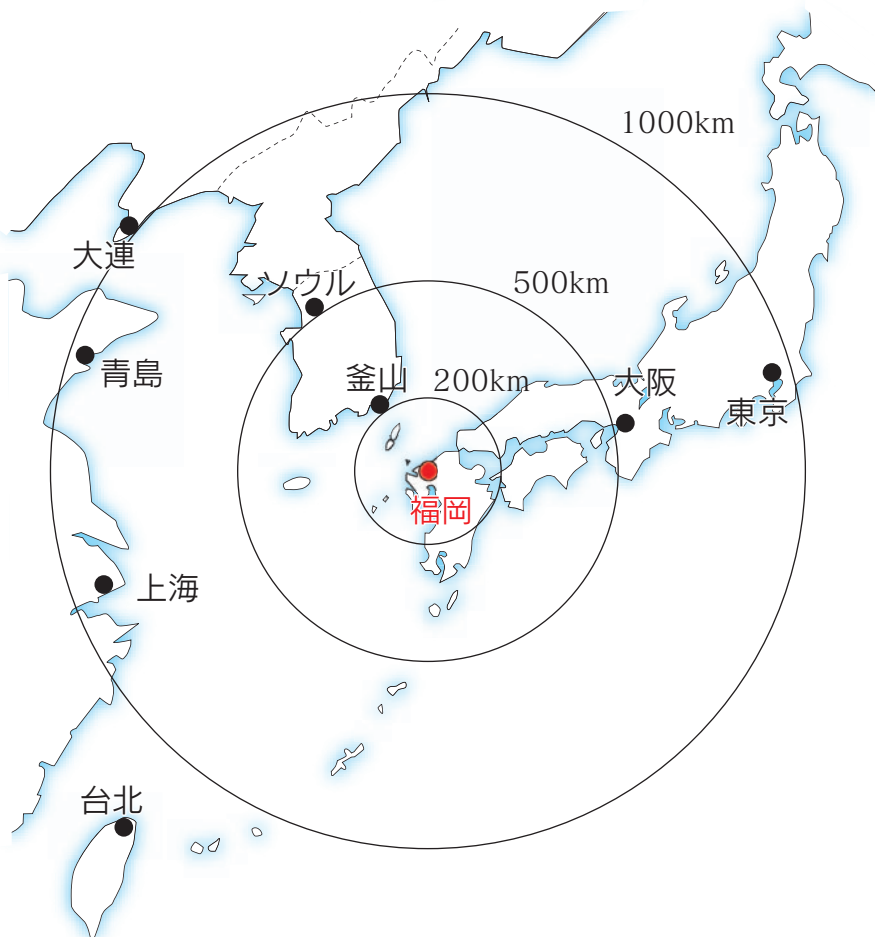
また、本圏域は交通の要衝として、東西、南北に道路・鉄道が走り、九州各都市のみならず国内主要都市ともつながっているほか、空港・港湾整備が進むにつれ、国際路線も新設・拡充されるなど、アジア、太平洋の各国・地域とのつながりもより深くなっています。

圏域の山々はなだらかで、高さも1,000m以下がほとんどです。このため、筑前海域に注ぐ河川数は多いもののいずれも中小河川であり、渇水期にはしばしば水不足の原因

の一つとなっています。

気候は日本海型気候区に属し、比較的温暖です。降水量については福岡市の場合で年間約1,600mmとなっています。

図2 海外との位置関係



2. 歴史的特性

本圏域は、朝鮮半島や中国大陸に近接しているという地の利に恵まれ、古来、大陸文化受容の窓口として開けていました。日本最古の二重環濠集落であり、稲作発祥の地として有名な福岡市の板付遺跡をはじめ、筑紫地域の須玖岡本遺跡、糸島地域の平原遺跡など、大陸との深いつながりを表す遺跡が散在していることや、「漢委奴国王」と刻まれた金印が福岡市の志賀島で発見されたことなどから、「魏志倭人伝」に記されている「奴国」「伊都国」は、圏域内にあったと考えられています。

大和朝廷の国内統一後は、対外交流の拠点として大宰府政庁が置かれるとともに、外交使節を応接する迎賓館や客館として鴻臚館が置かれました。また、宗像大社沖津宮がある沖の島は古代祭祀遺品が多数出土し、「海の正倉院」と呼ばれるなど、大陸との交流に大きな役割を果たしていたことがうかがえます。

平安時代後期以降、鴻臚館での官貿易に取って代わり、博多綱首と呼ばれる中国（宋）商人や平家などによる私貿易が盛んとなり、貿易港として博多が栄えるようになりました。鎌倉時代には2度に及ぶ蒙古襲来により博多の地が戦場となりましたが、大陸との貿易は続き、戦国時代には貿易利権等をめぐって有力戦国大名間による博多の争奪戦が繰り広げられました。その後、日明貿易の拠点が博多となったことから博多商人の力が強まり、戦国時代末期には堺（大阪府）と並ぶ一大貿易地、自治都市として著しく繁栄しました。しかし、江戸時代に入ると鎖国により長年に渡る交流基地としての役割を終え、黒田藩52万石の支配下に置かれました。

明治時代以降、鉄道など交通機関の整備や九州帝国大学の開校等により、九州において重要な位置を占めるようになりましたが、特に戦時体制下、行政機能の集中や軍事的側面からの機能強化は後の圏域の発展の基礎をなすものとなりました。

戦後の高度経済成長期には、行政機能等の集中を背景に、九州を管轄区域とする全国企業の支社・支店等の立地が進展するなど、経済、情報などの高次都市機能の集積が進みました。特に、山陽新幹線の博多駅乗り入れ、九州縦貫自動車道・横断自動車道の開通や博多港・福岡空港等広域交流基盤の整備は、九州のみならず西日本の中核圏域としての飛躍的発展を支える基礎となりました。

これら都市機能の集積とともに、人口・産業が福岡市以外の地域へも広がりを見せるなど、圏域全体の発展へとつながっています。

3. 周辺圏域との関係

圏域において行政、経済、学術・文化、情報などの高次都市機能の集積が進むとともに、公共交通機関の整備が進んだことにより、社会生活圏は拡大しています。

鉄道の電化・複線化・高速化・相互乗り入れ、公共交通機関のダイヤ充実などによる定時性、速達性の向上や幹線道路、高速道路整備に伴う自動車交通の円滑性向上等により、利便性が増し、他圏域との人やモノの行き来はこれまで以上に広がっており、都市圏の母都市である福岡市への通勤・通学は、北は北九州都市圏、南は久留米、柳川、朝倉方面、東は飯塚圏、西は唐津圏に至る50kmから60kmの圏域にまで及んでいます。

また、社会生活圏の広がりにより、人口や産業等の郊外化や観光・余暇活動等での相互交流が進むなど、福岡都市圏のみならず周辺地域の発展にもつながっています。

一方、水をはじめ本都市圏が抱える課題に対応するには、圏域を越えた他地域との連携と協調が不可欠です。水源地域や筑後川流域とは、住民ぐるみでの地域間交流を進め、相互理解に努めています。また、北九州市とは、行政のみならず民間においても連携強化に向けた取り組みが進められています。このように、本都市圏の枠を越え、他圏域との交流・連携を図ることで、相互の特色を生かし、本都市圏及び他圏域が総合的に発展を遂げていくことが期待されます。

4. 西日本・アジア地域との関係

近年、九州新幹線の開業や高速道路網の整備などにより、九州・山口の主要都市と本都市圏を結ぶ広域交通ネットワークが着実に広がり、本都市圏を取り巻く九州・山口圏域に

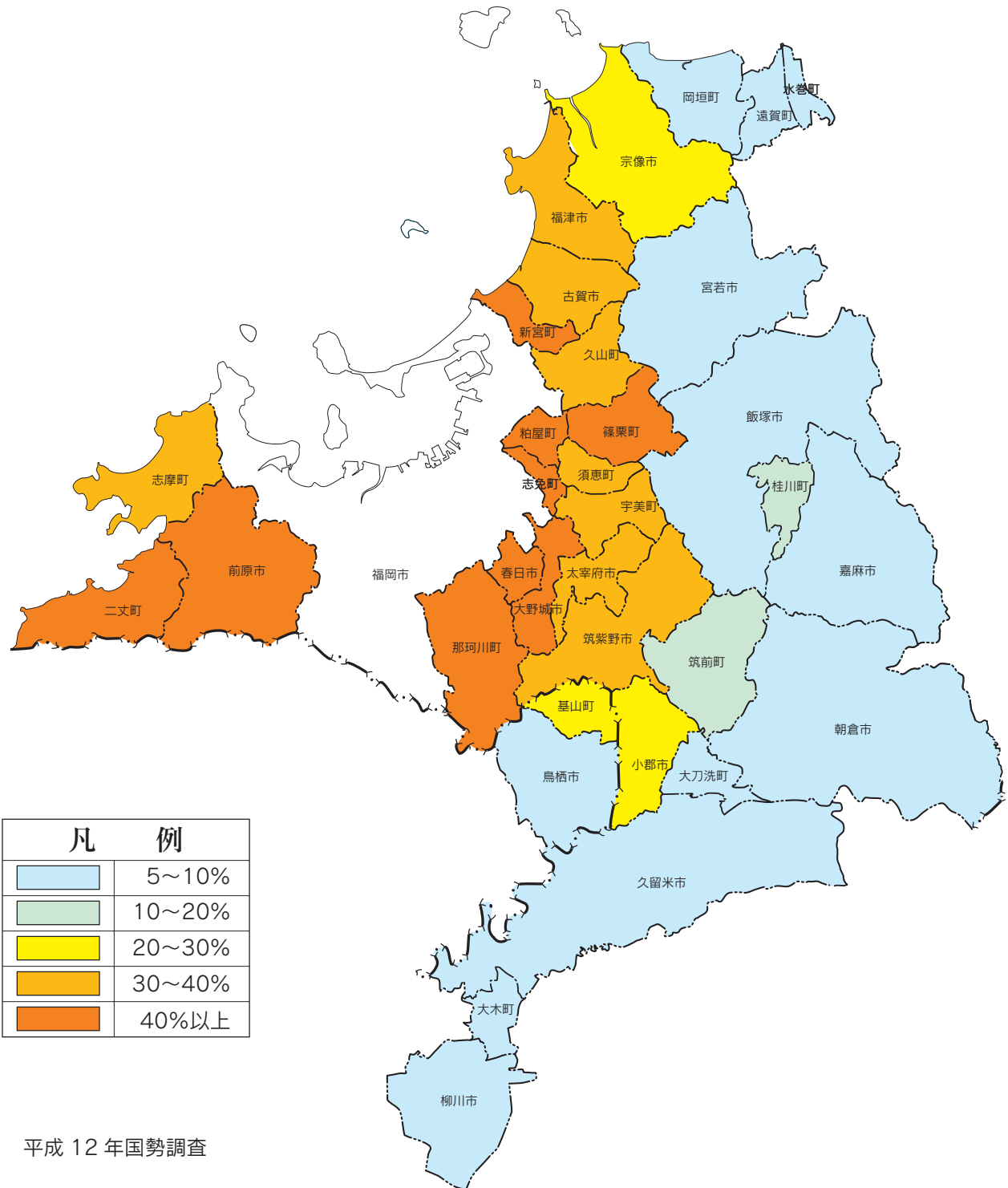
において、1,500万人を擁する大きなマーケットが誕生しつつあります。

さらに国際航空路、国際航路の充実により、本圏域と海外とのつながりも深まってきており、上海、台北、ソウル、釜山など、東アジアとの日帰りビジネス圏が急速に拡大しつつあります。

本都市圏は、それらの広域ネットワークを通じ、人流・物流の両面で、西日本・東アジアにおける拠点として、ますます重要性を増していくことが予想されます。

今後も都市圏として、福岡空港や博多港をはじめとした都市基盤の一層の整備を進め、結びつきを強めていくことが重要です。

図3 福岡市への通勤通学率



5. 基本指標

計画の前提となる基本指標（人口、経済、土地利用）は次のとおりです。

(1) 人口

表2 計画区域の概要

区 分	構成市町名	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯あたり人員
福岡都市圏		1,169.16	2,322,349	978,453	2.37
福 岡 市	福 岡 市	340.60	1,400,621	648,333	2.16
4地域小計		828.56	921,728	330,120	2.79
筑紫地域	筑紫野市	87.73	97,534	35,377	2.76
	春日市	14.15	108,394	41,266	2.63
	大野城市	26.88	92,755	35,272	2.63
	太宰府市	29.61	67,084	25,438	2.64
	那珂川町	74.99	46,970	16,226	2.89
	小 計	233.36	412,737	153,579	2.69
粕屋地域	古賀市	42.11	55,940	19,743	2.83
	宇美町	30.22	39,141	12,338	3.17
	篠栗町	38.90	30,989	10,582	2.93
	志免町	8.70	40,525	14,903	2.72
	須恵町	16.33	25,600	8,532	3.00
	新宮町	18.91	23,450	8,154	2.88
	久山町	37.43	7,858	2,448	3.21
	粕屋町	14.12	37,686	14,105	2.67
小 計	206.72	261,189	90,805	2.88	
宗像地域	宗像市	119.65	94,151	34,907	2.70
	福津市	52.71	55,680	19,489	2.86
	小 計	172.36	149,831	54,396	2.75
糸島地域	前原市	104.50	67,279	22,184	3.03
	二丈町	57.07	13,404	4,175	3.21
	志摩町	54.55	17,288	4,981	3.47
	小 計	216.12	97,971	31,340	3.13

平成17年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）

平成17年度国勢調査速報値（福岡市分は市の公表値、他は福岡県の公表値）

表3 将来人口

	平成17年 総人口	平成22年 将来人口	H17 / H22 平均増加率
福岡都市圏	2,322	2,451	5.6%
福 岡 市	1,401	1,428	1.9%
筑紫地域	413	457	10.7%
粕屋地域	261	293	12.3%
宗像地域	150	157	4.7%
糸島地域	98	116	18.4%

平成17年は国勢調査速報値。千人未満は四捨五入

※将来人口の推計方法については各市町村のマスタープランに基づいている。

(2) 経済

表4 福岡都市圏市町別総生産の推移

(単位：百万円、%)

	S60	H2	H7	H12	H14	指 数					対 県 割 合				
						S60	H2	H7	H12	H14	S60	H2	H7	H12	H14
福岡県	11,185,380	15,212,369	17,290,622	17,794,192	17,366,595	100	136	155	159	155	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福岡都市圏	4,835,694	7,203,096	8,282,982	8,766,216	8,585,726	100	149	171	181	178	43.2	47.4	47.9	49.3	49.4
福岡市	3,836,873	5,508,782	6,175,373	6,528,073	6,295,540	100	144	161	170	164	34.3	36.2	35.7	36.7	36.3
4地域計	998,821	1,694,314	2,107,609	2,238,143	2,290,186	100	170	211	224	229	8.9	11.1	12.2	12.6	13.2
筑紫地域	404,598	769,561	940,485	981,662	1,024,510	100	190	232	243	253	3.6	5.1	5.4	5.5	5.9
筑紫野市	106,691	282,146	338,646	330,961	367,511	100	264	317	310	344	1.0	1.9	2.0	1.9	2.1
春日市	93,184	153,390	178,224	202,803	209,083	100	165	191	218	224	0.8	1.0	1.0	1.1	1.2
大野城市	96,278	166,201	202,036	219,205	218,471	100	173	210	228	227	0.9	1.1	1.2	1.2	1.3
太宰府市	71,233	109,058	140,711	141,170	140,819	100	153	198	198	198	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8
那珂川町	37,212	58,766	80,868	87,523	88,626	100	158	217	235	238	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5
粕屋地域	362,487	562,122	712,176	755,963	766,497	100	155	196	209	211	3.2	3.7	4.1	4.2	4.4
古賀市	103,333	154,622	192,899	205,060	198,510	100	150	187	198	192	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1
宇美町	40,758	70,299	84,647	84,749	83,352	100	172	208	208	205	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
篠栗町	27,468	37,886	60,031	67,041	64,742	100	138	219	244	236	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4
志免町	54,560	82,104	93,899	96,813	105,496	100	150	172	177	193	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
須恵町	29,074	41,369	62,003	61,913	58,271	100	142	213	213	200	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3
新宮町	34,404	57,567	85,971	94,486	108,724	100	167	250	275	316	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6
久山町	17,972	34,677	31,998	37,145	39,843	100	193	178	207	222	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
粕屋町	54,918	83,598	100,728	108,756	107,559	100	152	183	198	196	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6
宗像地域	137,715	213,783	272,038	300,167	293,384	100	155	198	218	213	1.2	1.4	1.6	1.7	1.7
宗像市	85,671	137,394	170,830	195,733	188,632	100	160	199	228	220	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1
福津市	52,044	76,389	101,208	104,434	104,752	100	147	194	201	201	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6
糸島地域	94,021	148,848	182,910	200,351	205,795	100	158	195	213	219	0.8	1.0	1.1	1.1	1.2
前原市	60,305	95,374	118,054	133,277	137,339	100	158	196	221	228	0.5	0.6	0.7	0.7	0.8
二丈町	12,093	19,903	24,887	26,249	27,849	100	165	206	217	230	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
志摩町	21,623	33,571	39,969	40,825	40,607	100	155	185	189	188	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

資料：福岡県「市町村民経済計算報告書」（過去の数字のうち、宗像市は旧玄海町、旧大島村を含む。福津市は旧福岡町、旧津屋崎町を含む）

※60年度は68SNAで、H2年度以降は93SNAで作成されており、概念や推計方法が異なります。比較に当っては十分御注意ください。

表5 産業別就業者数

区 分	総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
福岡都市圏	1,065,211	17,569	203,935	824,716
		1.6	19.1	77.4
福岡市	645,887	5,353	107,290	518,623
		0.8	16.6	80.3
4地域小計	419,324	12,216	96,645	306,093
		2.9	23.0	73.0
筑紫地域	187,109	1,758	38,533	144,307
		0.9	20.6	77.1
粕屋地域	120,413	2,154	33,391	83,646
		1.8	27.7	69.5
宗像地域	66,178	3,343	14,851	47,545
		5.1	22.4	71.8
糸島地域	45,624	4,961	9,870	30,595
		10.9	21.6	67.1
福岡県	2,323,182	86,591	566,654	1,640,590
		3.7	24.4	70.6
全 国	62,977,960	3,172,509	18,571,057	40,484,679
		5.0	29.5	64.3

資料：平成12年国勢調査

注) 上段は人数、下段は構成比。総数には「分類不能」を含む。

(3) 土地利用

表6 地目別土地利用状況

(単位：ha)

	田	畑	宅地	非住宅地	山林	その他
福岡都市圏	12,337	6,139	12,981	6,064	24,100	7,477
福岡市	2,150	975	5,884	2,686	4,886	2,110
4地域計	10,187	5,164	7,097	3,378	19,214	5,367
筑紫地域	1,759	346	2,619	964	6,468	1,840
粕屋地域	1,716	926	1,937	1,426	2,944	703
宗像地域	2,817	1,676	1,533	543	4,425	1,454
糸島地域	3,895	2,216	1,008	444	5,376	1,371

資料：福岡県「平成16年度固定資産の価格等にかかる概要調書」より

※面積はそれぞれ評価総面積



第2部

基本計画

第2部 基本計画

第1章 安全で快適な生活環境が整い、一人ひとりが生き生きと暮らす都市圏

安全で快適な生活を送ることができるよう、住環境、水資源、衛生、ごみ処理、交通、防災等の面における生活環境基盤整備を自然環境や地域特性に配慮しつつ、計画的に推進します。

また、都市圏に暮らす一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健やかに生きがいをもって暮らすことができる社会をめざして、健康・福祉に関する総合的な施策を充実するとともに、人権を尊重する環境づくりを進めます。

第1節 生活基盤の整備

1. 土地利用

《動向と課題》

福岡都市圏における土地利用は、人口の増加、人口及び産業の郊外化に伴い、宅地等都市的利用が拡大しています。一方、農用地や森林等自然的利用がなされている土地も、農産物や木材の生産機能に加え、治水・治山や水源かん養、さらには住民へのレクリエーションの場の提供など多面的な機能を有しています。このため、土地利用にあたっては自然環境の保全に努めつつ、都市的利用と自然的利用との共存を図ることが必要です。

さらには、市町の区域を越える整合性のとれた土地利用、交通ネットワーク、緑地や水系のつながりなど、圏域の一体的発展に向け、広域的な視点に留意することも重要です。

これらの点を踏まえ、秩序ある適正な土地利用、計画的で効率的な土地利用に努めていくことが求められています。

《基本方針》

- ①計画的、広域的な土地利用を図ります。
- ②土地利用にあたっては、農林業や水需要、自然環境との調和に留意します。
- ③計画的な市街地の整備、誘導を図り、秩序ある良好な地域づくりを推進します。
- ④自然的利用が図られている土地については、その利用転換を図るにあたり、国土保全、水源かん養など多面的機能にも配慮します。

《主要施策》

(1)計画的・広域的土地利用の推進

- 都市機能の拡大に応じ、各地域の特性や発展方向を考慮した、土地利用計画を定めます。
- 土地・水等の有限性を認識し、貴重な自然環境を保全していくためにも、コンパクトで効率的な土地利用を図ります。

(2)市街地整備

- 市街地整備にあたっては、道路、公園、広場、交通ターミナル等の公共施設の整備を推進するとともに、オープンスペースの確保など、防災機能を備えた良好な市街地の整備を図ります。
- 住宅地については、良好な住宅の計画的な供給を行うとともに、都心部、郊外地域等の地域特性や自然環境、景観に応じた適切な居住環境の形成を図ります。
- 商業・業務地については、地域の経済・文化の核としても機能充実に努めます。
- 工業地については、既存立地地域及び低未利用地の活用等を基本に、都市型工業の安定した操業環境の確保に努めます。
- 流通業務地域については、今後の物流の増大や広域交通体系の整備に留意しつつ整備充実に努めます。

2. 水資源・水利用

《動向と課題》

本都市圏は圏域内に大きな流域面積を持つ河川を有しておらず、地理的に水資源に恵まれていませんが、人口増等に伴い水需要が増加しており、水資源の確保が圏域の大きな課題です。

これまで都市圏ではダム開発や海水淡水化施設などの自己水源の開発を進めてきましたが、現在、筑後川からの導水に大きく依存しており、江川ダムからの取水を合わせ、水需要の三分の一を筑後川からの受水でまかなっています。しかし、これらの取り組みによってもなお、異常少雨などの天候によっては、渇水を招く危険性を抱えています。

このような現状を踏まえ、今後とも圏域内の水資源開発や広域的な利水により安定した水資源の確保に努めるとともに、節水施策や水の有効利用を進める節水型都市圏づくりをより一層進めることが必要です。

また、広域利水は水源地域や筑後川流域で生活する住民の理解と協力により行われており、水源地域等の住民と都市圏住民との積極的な交流・連携を進め、相互理解をより深めていくことが必要です。

さらに、渇水や災害等の異常時における水の確保など、緊急時の対応も求められています。

《基本方針》

- ①圏域内水源や筑後川からの広域利水等、水資源開発を積極的に推進します。
- ②節水型都市圏づくりを推進します。
- ③水源地域及び筑後川流域との交流・連携を推進します。
- ④渇水等の異常時対策の確立を図ります。

《主要施策》

(1)水資源開発、水の安定供給、効率的な水運用管理

- 圏域内の自己水源として那珂川水系の五ヶ山ダムの建設を県とともに進めます。
- 広域的水源として、筑後川水系の大山ダム及び小石原川ダムの建設促進を国に働きかけます。
- 筑後川水系ダム群連携事業の早期建設着手を国に働きかけます。
- 水の安定供給に向け、ダム運用の弾力的管理を県に働きかけます。
- 新しい水資源の導入について調査研究を行います。

(2)節水施策、水の有効利用の推進

- 下水処理水の循環利用や雨水利用など、水の有効利用施策を推進するとともに、老朽管の改良や漏水防止事業等を進めます。
- 節水じゃ口（節水コマ入りなど）、節水型便器等の普及を図り、効率的な水利用を推進します。
- 節水意識の高揚を図るため、福岡都市圏「水」キャンペーン等の節水PRを積極的に行います。

(3)水源地域及び筑後川流域との交流・連携

- 都市圏市町が一体となって創設した福岡都市圏流域連携基金*1を活用し、水源地域や筑後川流域とのさまざまな交流を進め、相互理解を深めるとともに、関係機関と協力し、水源地域等との多様な連携による相互発展をめざします。

(4)渇水等異常時対策

- 渇水対策容量を持つ五ヶ山ダムの建設をはじめ、渇水等異常時対策の確立及び推進を図ります。

(5)水道事業等の広域化

- 水道事業等の統合・再編など、広域的な水供給体制について調査・研究を行います。

(6)水質保全

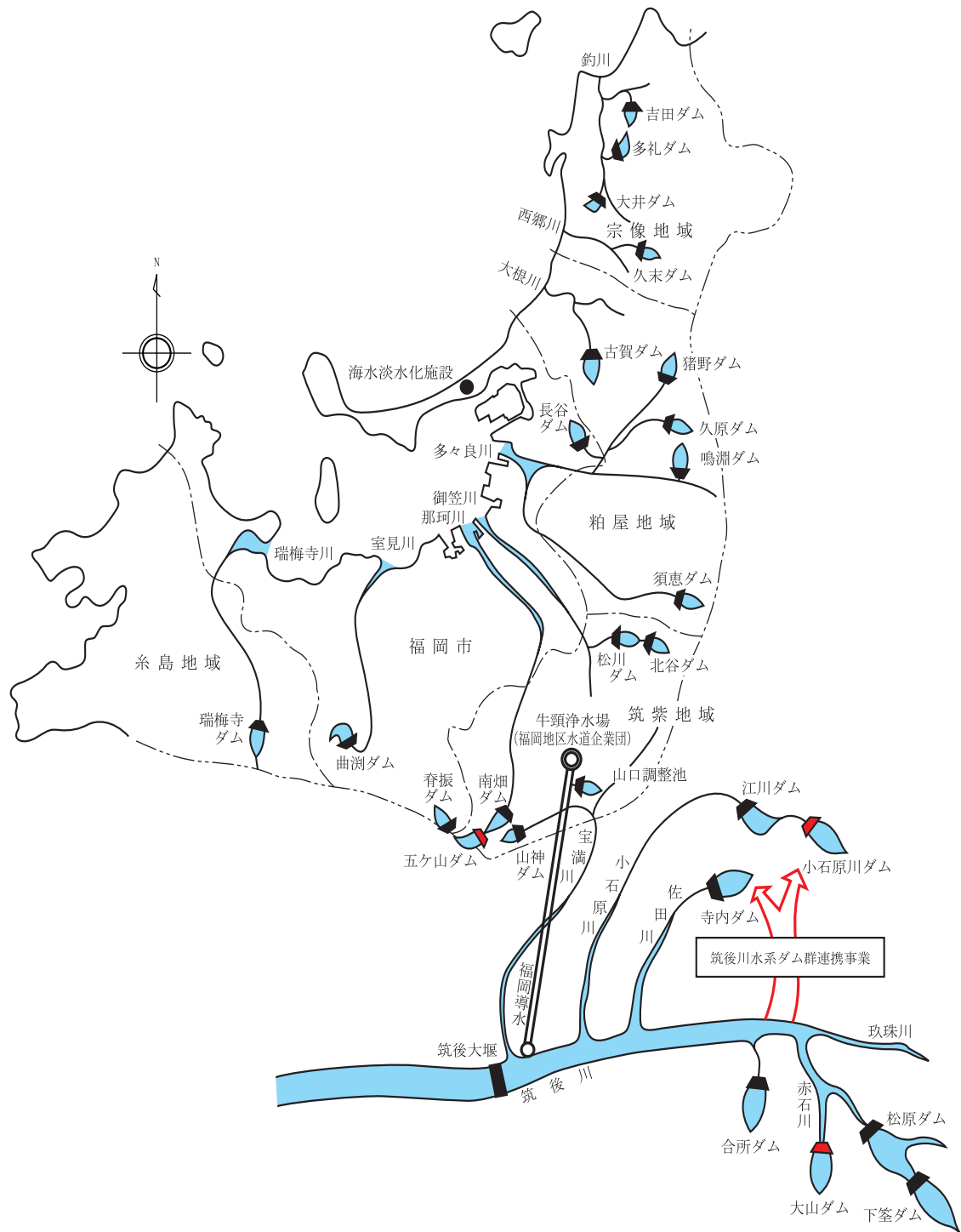
- 水道水の水質管理、水源の保全等に努めます。

(7)地震等非常時対策

- 地震等の災害に対応するため、施設整備、改良を推進します。

* 1 福岡都市圏流域連携基金:地理的に水資源に恵まれない福岡都市圏が、水源地域との交流・連携を積極的に進めていくとともに、水源地域の意見に配慮した取り組みを行っていくため、平成17年度に創設した基金。交流や森林保全、地域振興、環境対策などの支援を主な事業とする。

図4 主な水道施設の現況・計画概要図



3. 下水道等生活衛生基盤

《動向と課題》

これまで、快適で衛生的な生活を営むために必要な下水道、し尿処理等の生活衛生基盤整備を広域的に進めてきました。都市圏においては、今後とも生活環境を向上するための社会資本整備を必要としていますが、一方で高度成長期に整備された施設等は今後更新期を迎えることとなるため、全国的な人口減少社会の到来も見据え、適切な維持管理による延命化、計画的な整備・更新も大きな課題となっています。

そのような中、今後とも公共下水道、流域下水道*²の整備・更新を計画的に進めるとともに、公共下水道の計画区域外については、浄化槽*³、集落排水施設等の普及を図るなど生活排水対策に取り組んでいくほか、河川・海など公共用水域の水質保全を図るため、下水の高度処理*⁴を進めることが必要です。

また、水資源に恵まれない都市圏では、下水処理水の再利用等に今後とも取り組んでいくことが求められています。

《基本方針》

- ①下水道未整備地区の整備を計画的に推進します。
- ②し尿処理施設の整備を推進するとともに、浄化槽の普及促進など生活排水対策を進めます。
- ③下水の高度処理及び下水処理水の再利用を推進します。

《主要施策》

(1)下水道の整備

- 下水道の計画的な整備・更新を推進します。
- 下水の高度処理を進めます。
- 下水処理水の再利用や下水汚泥の有効利用を推進します。

(2)し尿処理

- 広域的なし尿処理施設の整備・更新を計画的に進め、し尿の衛生的な処理に努めます。

(3)生活排水対策

- 下水道の計画外地域における浄化槽の普及など、生活排水対策を広域的に推進していきます。
- 水質汚濁防止を図るため、福岡都市圏環境行政推進協議会において、住民や事業所等への普及啓発活動を進めます。

* 2 **流域下水道**：2以上の市町村の区域にまたがる下水を排除、処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道。それぞれの市町村の公共下水道が接続される下水道幹線、ポンプ場と終末処理場からなる。

* 3 **浄化槽**：し尿と台所・風呂・洗濯などの生活排水をあわせてきれいに処理する装置のこと。BOD（生物化学的酸素要求量、水の汚れ具合を示す指標）の除去率が高く、処理能力も高い。

* 4 **下水の高度処理**：閉鎖性水域である博多湾など海や河川の水質保全を図るため、富栄養化の原因となっている栄養塩類のリンや窒素の除去を行う下水処理。

(4)葬祭場

○葬祭場施設の整備・充実を図ります。

表7 公共下水道普及率の推移

	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
福岡市	96.3%	97.4%	97.9%	98.3%	98.5%	98.6%	98.8%	98.9%	99.1%	99.2%	99.3%
筑紫地域	76.7%	80.0%	82.3%	84.6%	88.2%	89.2%	90.8%	91.6%	92.3%	92.4%	92.9%
粕屋地域	19.1%	25.1%	30.0%	34.4%	40.0%	44.6%	50.5%	57.7%	61.2%	63.7%	67.0%
宗像地域	53.4%	54.1%	55.3%	55.9%	57.3%	58.0%	58.8%	61.4%	62.0%	62.6%	62.8%
糸島地域	17.9%	24.2%	27.5%	31.1%	33.0%	36.6%	39.2%	41.7%	43.5%	47.5%	49.9%

資料：「福岡県の下水道」（福岡県下水道課）

※普及率＝処理人口÷行政人口

※公共下水道：地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するかまたは流域下水道に接続するもの

4. ごみ・産業廃棄物処理**《動向と課題》**

都市化の進展、個人の生活様式の変化等により、本都市圏のごみ発生量は増加傾向にあり、排出抑制や分別収集の徹底、リサイクルの推進など、ごみ減量の推進がより一層求められています。

国においても廃棄物の発生抑制や再使用、再利用の取り組みが強化されており、ごみの減量・リサイクルの推進は、資源の有効利用及び地球環境の保全の観点からも重要課題となっています。

さらに、ごみの焼却等に伴って発生するダイオキシン類問題への対応も喫緊の課題です。産業廃棄物については、最終処分場や焼却施設等処理施設の確保が今後ますます困難になると予想される中、不法投棄等不適正処理も後を絶たず、公共関与による適正処理への誘導も求められています。

《基本方針》

- ①循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を図ります。
- ②計画的なごみ処理施設の整備を図ります。
- ③県とも連携し、産業廃棄物の適正処理指導に努めます。

《主要施策》**(1)ごみ発生抑制・リサイクルの推進**

- 消費者・事業者に対するごみ減量・リサイクル活動の普及啓発に努めます。
- 分別収集の推進、リサイクル関連施設の整備を図るなど、ごみ減量、資源化・有効利用を推進します。

(2)ごみの適正処理

- 収集・運搬体制の効率化を図るとともに「福岡県ごみ処理広域化計画」を踏まえた処理施設及び最終処分場の計画的整備を推進します。

○ダイオキシン類問題に対応した処理施設の整備・改善を推進します。

(3)産業廃棄物の適正処理

- 県とも連携し、排出事業者や処理業者に対する産業廃棄物の適正処理指導に努めます。
- 産業廃棄物の発生抑制、減量化、有効利用を推進します。
- 県等関係機関とも連携し、産業廃棄物処理に係る公共関与のあり方について検討を進めます。

(4)都市圏一体となった廃棄物対策の推進

- 廃棄物問題の広域化等に対応するため、都市圏一体となって廃棄物処理等の諸問題に取り組みます。
- 都市圏一斉に制定した「空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」に基づく事業の推進や啓発に努めます。
- 災害時等における一般廃棄物（ごみ・し尿）の円滑な処理を行うため、都市圏相互協力体制の構築を進めます。

5. 都市交通

《動向と課題》

圏域の一体的発展や他圏域との交流の円滑化を図るためには、都市交通ネットワークの整備が必要不可欠です。これまでも圏域内の道路・鉄道整備が進められてきましたが、近年の人口・産業の郊外化や交通需要の多様化・広域化への対応が十分ではなく、渋滞や騒音・大気汚染、生活道路への通過交通の流れ込みなどによる問題が発生しています。

都市圏内の交通は通勤、通学等のため福岡市へ向かう周辺市町からのものが多く、その交通手段として自動車が多く利用されていることが交通渋滞の一因となっており、大量輸送が可能な公共交通機関の整備や利用の促進といった対策も求められています。

また、生活に密着した地域交通機関の維持充実も重要な課題であり、バス路線の維持やコミュニティバス^{*5}の運行、離島航路の充実などの対策が必要とされるほか、高齢者や障がい者等のだれもが利用しやすい公共交通機関の整備も重要です。

《基本方針》

- ①域内交通の円滑化に向け、放射環状型交通ネットワークの形成を図ります。
- ②基幹道路など地域連携を支える基盤となる道路の整備促進、渋滞箇所の混雑緩和・解消、鉄道と幹線道路との立体交差化の推進を図り、道路交通の円滑化に努めます。
- ③公共交通機関の利用を促進するため、公共交通機関の充実や交通結節機能の強化などに努めます。
- ④生活路線バスの維持や離島航路の充実に努めます。
- ⑤公共交通機関のバリアフリー化^{*6}を促進し、高齢者や障がい者を含むすべての人が移動しやすい環境の整備に努めます。

*5 コミュニティバス：採算性等で民間バス事業者の参入が困難な地域において、地域住民等の移動交通手段の確保のために導入される、住宅地と公共施設や市街地とを連絡するバス。

*6 バリアフリー：障がい者や高齢者が社会生活を送るうえで障害となる、物理的、制度的、文化・情報・意識的障壁をなくしていきこうとする考え及び行動。

《主要施策》**(1)基幹道路の整備**

- 本圏域内外をネットワークする、福岡都市高速道路、福岡外環状道路、国道3号博多バイパス、西九州自動車道等の整備を国等の関係機関とも連携して進めます。
- 都市計画道路等の整備を進めます。

(2)鉄道と幹線道路との立体交差化の推進

- 道路交通の円滑化、踏切事故の解消及び市街地の均衡ある発展を図るため、県や鉄道事業者などと連携し、西鉄宮地岳線や西鉄天神大牟田線の連続立体交差化等を進めます。

(3)公共交通機関の整備

- JR筑肥線複線化（筑前前原駅以西）の早期実現、JR篠栗線複線化の促進、JR博多南線をはじめとする既設鉄道の増便や利用しやすい運行ダイヤの編成、新駅の設置等、輸送力の増強とサービス向上に向けた取り組みを国、県、JR等と連携して進めます。
- 福岡市営地下鉄箱崎線と西鉄宮地岳線の直通運転に向けて取り組みを進めます。
- 福岡市営地下鉄空港線の延伸の可能性について検討していきます。
- コミュニティバスの導入や交通不便地域の生活路線バス確保を図るなど、生活に密着した交通アクセスの維持向上に努めます。
- 船舶の近代化や渡船施設の整備等により、離島航路の充実に努めます。

(4)公共交通機関との結節機能の強化

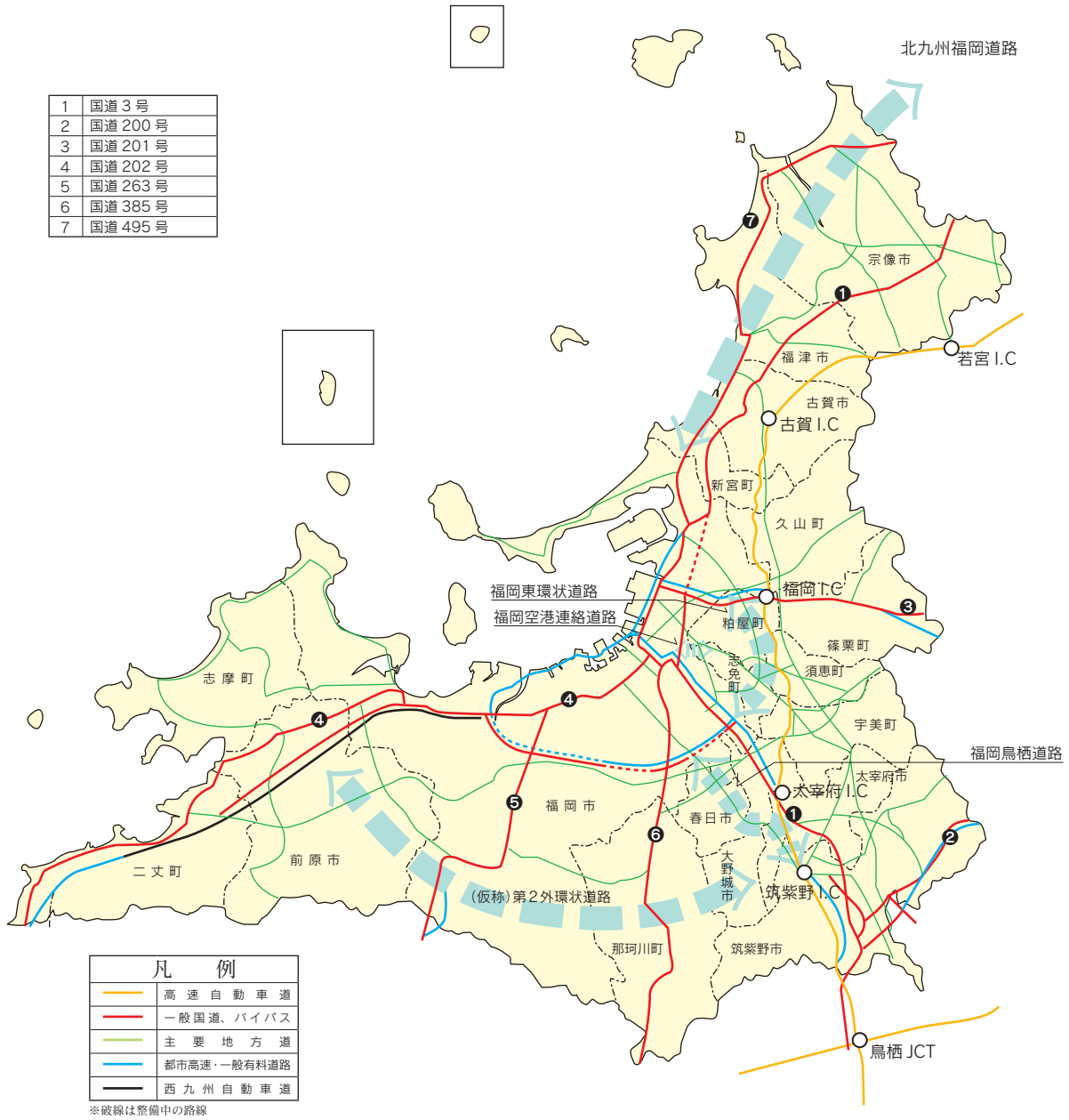
- 駅前広場の整備などによりバス等のアクセス向上を図るなど、鉄道駅の結節機能強化を図ります。
- 交通渋滞緩和のため、自動車から公共交通機関への乗り換えを進めるパーク・アンド・ライド*7を推進します。

(5)公共交通機関のバリアフリー化

- 鉄道駅舎等交通施設のバリアフリー化、ノンステップバスの導入を促進します。

*7 **パーク・アンド・ライド**:都市部における渋滞緩和策の一環として、自家用車から公共交通機関の乗り換えを進めるために、鉄道駅等の近くに駐車場を確保することで、都心への移動にあたり公共交通機関の利用を促す方式。福岡都市圏においては福岡市、大野城市、宗像市、太宰府市などにおいて実施されている。

図5 基幹道路ネットワーク



6. 防災・防犯・消防・救急

《動向と課題》

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震などの自然災害をはじめ、平成11年、15年に福岡市等で起きた水害のような都市型災害など、さまざまな災害に適切に対処して、住民の生命・財産を保護し、被害の軽減を図るため、圏域一体となって総合的な防災体制を充実させることが必要です。

大規模な災害の発生時には、国、地方公共団体及び地域住民が緊密な連携と協力のもとに一体となって、迅速かつ適切に行動することが必要であり、そのためには、行政の広域的な体制整備とともに、防災訓練等を通じ、住民の防災意識の高揚、個々の災害対応力を高めることが重要です。

さらに、大規模災害を想定した救急医療体制の整備も求められています。

また、本都市圏内においても、ひったくりや住宅を対象とした侵入盗など住民に身近な犯罪が多発しています。社会の不安定化、凶悪犯罪の発生等により、住民の安全への不安や関心は高まっており、安心して暮らせる生活環境づくりが重要となっています。

《基本方針》

- ①さまざまな災害に対応した地域防災計画等を策定し、広域の視点も踏まえて災害発生時の緊急体制や復旧体制の確立、治山・治水など予防対策の充実に努めます。
- ②住民・企業等に対する防災意識の高揚、防災情報の提供に努めます。
- ③犯罪のない住みやすい地域の実現をめざし、住民の防犯意識の向上や犯罪の発生しにくい環境づくりに努めます。
- ④消防施設等の整備を推進するとともに、広域消防応援体制の強化・充実に努めます。
- ⑤救命率の高い救急体制づくりを推進します。

《主要施策》

(1)防災体制の整備

- 災害情報システムの構築を推進するなど、災害発生時の緊急連絡体制、避難場所の整備などの避難体制、救急救護体制等の防災体制の整備を図ります。
- 住民一人ひとりの防災意識の高揚、防災情報の提供に努めます。
- さまざまな災害において、初期対応を含め、適切な対応ができるよう災害対策に関する専門的な知識・経験を有する人材の育成を図ります。
- 地域の実情に応じた自主防災組織の育成等を図ります。
- 災害時の要援護者（災害弱者）対策の充実に努めます。
- 被災した電気、ガス、水道、交通施設等の早期復旧に向けた体制づくりを進めます。

(2)治山・治水の推進

- 山地災害対策、急傾斜地対策、土石流対策等を県と連携して進めます。
- 河川改修や雨水貯留浸透施設整備を進めます。
- 浸水対策としての下水道整備を進めます。
- 地下空間における浸水被害を防止・軽減するための調査・検討を進めます。

(3)地域の防犯体制の強化

- 警察などの関係機関・団体とも連携しながら、防犯講座の開催、防犯情報の提供や防犯活動マニュアルの作成など、地域ぐるみの防犯活動を促進し、地域の防犯力を高めます。
- 公共建築物や道路、公園、学校などの構造や管理、夜間照明などについて、犯罪を誘発する要素を極力減らすよう配慮・検討し、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。

(4)消防力・救急体制の強化

- 消防署、消防車両、消防ヘリコプター、指令管制情報システムをはじめとする消防施設等を整備充実し、効果的な災害防ぎょ活動・予防活動を推進します。

- 救急隊の適正配置に努めるとともに、救急業務の高度化を図り、医療機関と連携した救命率の高い救急体制づくりを推進します。
- 関係消防本部間の情報交換、合同訓練等の実施を通じ、大規模・特殊災害に対しても、速やかに連携して対処できるよう応援体制づくりを図ります。
- 地域の身近な消防組織である消防団の活性化を図るため、教育訓練の充実、消防団活動のPR強化を図ります。

(5)救急医療体制の整備充実

- 24時間救急医療体制の整備を促進します。
- 救急医療体制の相互連携の強化を図ります。

第2節 健やかな暮らしへの支援

1. 健康づくり

《動向と課題》

近年、食生活の欧米化や運動不足などにより生活習慣病が増加しているほか、精神的なストレスから心の健康を害する人も増加しています。また、高齢社会の到来などにより要介護者の増加が予想されるとともに、飲酒、薬物乱用、喫煙等の低年齢化が進むなど健康問題は著しく変化しています。

健康に対する住民の関心、ニーズは高まっており、これからの高齢社会においては、より健康で長生きするとともに豊かな生活の質を確保するため、自分の健康は自分でももり、つくるという意識を醸成し、健康づくりの実践できる環境を整えていくことが求められています。

《基本方針》

- ①生涯を通じての「心とからだ」の健康づくりを支援します。
- ②自らの健康を自らまもり、つくる意識の啓発を推進します。

《主要施策》

(1)21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21^{*8}）の推進

- 生活習慣病対策を推進します。
- 地域住民の自主的な健康づくりを支援します。

(2)健康づくりのための基盤整備

- 生活習慣病の予防を図るため、心とからだの健康づくりをハード・ソフト両面から支援します。
- 各地域における健康づくり関連施設の機能強化を図ります。
- 心の健康づくりに関する普及啓発を行うとともに、相談等の機能強化を図ります。

* 8 健康日本21:飽食や運動不足、ストレスなどを原因とする肥満、高血圧、心臓病、糖尿病、がんといった生活習慣病の急増や寝たきり、認知症のような高齢化に伴う障がいの増加等を背景に、単に病気の発見や治療にとどまらず、健康増進、疾病予防、生活の質の向上の観点から、現在の生活習慣を見直し、改善していく、新しい健康づくり運動。食事、運動等の面で具体的な数値目標が設定されている。

(3)健康づくり支援体制の整備充実

- 各種保健サービスの充実強化を図ります。
- 保健、医療、福祉等関係機関との連携強化を図ります。

2. 医療体制の充実**《動向と課題》**

医療機関が多い本圏域の救急医療体制は比較的整っていると言えますが、住民が健康で安心して生活が送れるよう、身近な医療機関できめこまかな医療サービスの提供がなされるとともに、必要に応じてより高度・専門的な医療やリハビリテーションを実施する医療機関相互の連携・ネットワークの構築が求められています。

さらに、近年世界的に流行し、住民に不安を与えている感染症への対策を強化するとともに、精神疾患やストレスによる不適應の増加に対応する精神科医療体制や医療依存度の高い難病患者の療養等を支援する体制を整備することも求められています。

《基本方針》

- ①地域住民のニーズに応え得る質の高い医療供給体制をめざし、医療情報提供の推進や医療機関相互の連携を図ります。
- ②保健福祉機関、医療機関等と連携し、疾病予防対策や患者の療養支援等を図ります。

《主要施策》**(1)高度医療機関支援事業の推進**

- 「福岡市立こども病院・感染症センター」等の広域的かつ高度な医療を行う機関を支援します。

(2)感染症予防・診療体制の整備充実

- 感染症患者入院施設の広域的活用を図ります。

(3)精神科救急医療体制の整備充実

- 措置入院等入院が必要と認められた精神障がい者の広域的な受け入れ態勢や搬送体制を整備します。

(4)地域医療の充実

- 医療施設の効率的活用と体系化を図ります。
- 保健医療に関する情報システムの整備・活用を図ります。

(5)難病患者への対応

- 難病に関する情報提供、啓発を推進します。
- 福岡県重症神経難病ネットワークの活用を図ります。
- 難病患者の在宅療養、在宅生活支援体制の整備・充実を図ります。

3. 福祉のまちづくり

《動向と課題》

高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの機能の低下が進む一方で、高齢者や障がい者をはじめ、だれもが住み慣れた場所で家族や地域とのつながりを保ちながら、自立した生活を望む在宅指向が強まるなど、保健福祉ニーズも増大し、かつ多様化・高度化しています。

こうした状況にあつては、福祉施策の充実はもとより、地域のすべての人々の理解と自主的な参加・協力のもとに、柔軟できめこまかな福祉活動や、相互に助け合い支え合うシステムづくりが重要です。また、だれもが地域コミュニティの一員として、生きがいと希望を持って生活できる社会をめざし、ユニバーサルデザイン*⁹の理念のもとで、居住環境や都市環境においてソフト・ハード両面でのバリアフリー化*¹⁰を進めるなど、社会参加や生活を容易にする環境整備を行っていくことが必要です。

このため、今後とも引き続き、住民、NPO*¹¹など関係団体、事業者、行政の連携による『福祉のまちづくり』を総合的かつ計画的に進めていくことが必要です。

《基本方針》

- ①地域福祉に関する住民意識の高揚を図るとともに、地域ボランティアの育成に努めるなど地域福祉活動を推進します。
- ②高齢者や障がい者等の利用に配慮した居住環境や都市環境の整備など、ユニバーサルデザインの理念によるまちづくりを推進します。
- ③福祉ニーズの増大、多様化に対応し、福祉施設の体系的整備を図るなど、総合的な福祉サービス体制の確立に努めます。

《主要施策》

(1)地域福祉活動の推進

- 地域福祉についての広報、啓発活動を進めます。
- 地域ぐるみの福祉活動を推進するため、住民や活動団体を支援するほか地域ボランティアの育成等マンパワーの充実・強化を図ります。
- 民間福祉活動の中核的存在としての社会福祉協議会の充実強化を図ります。

(2)ユニバーサルデザインの理念によるまちづくり

- 高齢者や障がいのある人、外国人など、さまざまな人が生活しやすい環境づくりをめざし、ユニバーサルデザインの理念にもとづき、道路、公園、建築物、交通機関等の施設の整備改善を推進します。
- 高齢者・障がい者向け住宅の充実や住宅、道路のバリアフリー化など、すべての住

* 9 ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別を問わず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる面で、ハード・ソフトの両面から行っていこうという考え方。

* 10 バリアフリー：p20の脚注参照

* 11 NPO (nonprofit organization)：政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う組織・団体。民間非営利団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。

民が安心して生活できる居住環境の整備改善を推進します。

(3)総合的福祉サービス体制の確立

- 福祉施設の総合的・体系的な整備を図ります。
- 高齢者、障がい者等の社会参加や地域での生活を容易にするため、住民、NPOなど関係団体、福祉施設、事業者、行政などによるネットワークづくりを進めます。

4. 高齢者の健康と福祉の向上

《動向と課題》

人生80年時代という長寿社会を迎え、本都市圏における高齢化の状況は、全国平均に比べて進行が遅いものの、今後着実に進行していくことが予測されています。高齢期を豊かで実り多いものにするためには、主体的に社会との関わりを持ち、生きがいを持った生活を送ることが重要であり、そのためには、心身の健康を維持できるよう、生涯にわたる健康づくりを推進することが重要です。

また、核家族化や地域における連帯意識の希薄化等が進み、家庭での介護能力の低下や地域コミュニティ機能の低下など高齢者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。今後、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生きがいのある生活を送ることができるよう、社会参加の促進、健康の保持・増進に向けた取り組みや自立のための支援を行うとともに、介護予防の充実や介護保険制度等による要介護者の支援など、在宅サービス体制の確立や高齢者を地域で支える仕組みづくりが求められています。

さらに、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者などの増加が予想されることから、高齢者の権利擁護の体制づくりも重要となっています。

《基本方針》

- ①高齢者の心身の健康を増進するとともに、その社会参加を促します。
- ②高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。
- ③要介護高齢者に対するきめこまかな対策を推進します。
- ④高齢者の人権・権利を守るための施策を充実します。
- ⑤質の高い保健福祉サービスをめざして、構成市町の連携強化に努めます。
- ⑥高齢者の知識や経験、自己実現の意欲を地域社会に活かすしくみづくりに努めます。

《主要施策》

(1)高齢者の健康づくり

- 健康づくりや健康教育、健康相談を実施するとともに、要介護状態の予防の観点から保健、医療、福祉の連携を図ります。
- 各種健診等を充実強化し、疾病の予防・早期発見に努めます。

(2)社会参加と生きがい対策

- 高齢者教室、シルバーカレッジ等の学習機会の拡充を図ります。
- 高齢者のためのスポーツ・レクリエーション活動の促進及び活動の場の提供、確保に努めます。
- 老人クラブの育成や世代間交流、高齢者自身によるボランティア活動等を推進します。

○シルバー人材センターによる就業の場の確保及び職業紹介や技能講習、新たな職域開拓など高齢者への就業機会の提供を支援します。

○高齢者の豊かな知識、経験、能力を活かし、高齢者の意欲に応じた就労、自主・自発的な社会貢献・参加活動を支援します。

(3)介護保険制度等高齢者保健福祉施策への取り組み

○特別養護老人ホーム等の整備充実を図ります。

○介護保険に関する業務を各市町が協力して広域的に実施していきます。

○緊急通報システム、移送サービス等高齢者を在宅で支えるためのサービスを充実するなど、介護保険外の各種施策の充実を図ります。

(4)高齢者の人権・権利の保護

○認知症高齢者をはじめ、高齢者の人権や権利を保護するための体制を整備します。

5. 障がい者の自立と社会参加の促進

《動向と課題》

本都市圏における障がい者は、全国と同様増加傾向にあり、また、障がいの重度・重複化傾向も認められます。生活水準の向上、障がい者の福祉、雇用施策の進展等、障がい者を取り巻く状況は大きく変化しており、そのニーズも多様化しています。

このようなニーズの多様化を踏まえ、障がい者が自立し、社会参加していくというノーマライゼーション*¹²社会の実現に向け、住まいや活動の場の確保、相談・支援体制の整備、就労支援など、それぞれの状況に応じた施策の展開を図ることが求められています。

《基本方針》

- ①障がい者に対する生活支援体制の整備を図ります。
- ②障がい者の自立、社会参加を支援します。
- ③障がい者への理解を深めるために、交流の機会を拡げます。

《主要施策》

(1)早期発見・早期療育、リハビリテーション*¹³の充実

○障がいの早期発見・早期療育の体制づくりを推進します。

○多様なリハビリテーションサービスが受けられる体制を整備します。

(2)障がい児教育の充実

○県とも連携して養護学校、特殊学級などの適正配置を図るとともに、適正な就学指導を行います。

○高等養護学校の受入率向上等、後期中等教育の充実を図ります。

○養護学校における職業教育の充実を図ります。

* 12 ノーマライゼーション:心身に障がいのある人もない人も、一般社会の中でも普通に暮らせるような社会が通常であるという考え方

* 13 リハビリテーション:病気や事故などによって生じた障がいから身体的、精神的、社会的能力を最大限に回復させ、障がいがありながらも生きがいのある人生を送れるようにする過程。医学的リハビリにとどまらず、職業的リハビリ、社会的リハビリを含む考え方。

(3)生活支援

- ホームヘルプサービス*¹⁴事業、デイサービス*¹⁵事業、ショートステイ*¹⁶事業等の在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 地域における障がい者の生活を支えるボランティア等の育成と組織化を図ります。
- 身体障がい者療護施設、知的障がい者入所更生施設、知的障がい者グループホームの整備を促進します。
- 手話や音訳・点訳など情報提供体制の充実を図ります。

(4)就労支援

- 障がい者の社会的自立を進めるため、国・県及び関係機関との連携のもと、障がい者に対する就労支援の体制の整備を図ります。
- 福祉的就労の場である授産施設、福祉工場等の整備を促進します。

(5)交流事業の推進

- 「ときめきフェスタ福岡」*¹⁷等、広域的なふれあい交流事業を推進します。

6. 次世代の育成**《動向と課題》**

都市圏における年少者人口（0～14歳）比率は、全国と同様減少傾向を続けています。こうした少子化や核家族化は、子育て経験の少ない親にとっては孤立を招きやすく、子育てへの不安や負担感を増大させています。一方、地域コミュニティの脆弱化などにより子どもにとっては多様な人間関係を持つ機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくくなるなど、その健やかな成長への影響が懸念されています。さらに、家庭の養育能力の低下や児童への虐待増加、いじめや不登校など、子どもや家庭・学校に関する問題は複雑化、深刻化しています。

このため、子どもの権利を尊重し、児童の虐待などの問題への対策を進めるとともに、子育てを家庭だけの責任にとどめるのではなく、社会全体で子育てと子どもたちの健全な成長を支援できるよう、各機関が連携した総合的な取り組みが求められています。

《基本方針》

- ①子どもの権利を尊重する社会づくりに努めます。
- ②子ども・青少年の健全育成を図ります。
- ③子育て支援事業を推進します。

* 14 **ホームヘルプサービス**:日常生活を営むのに支障のある重度の身体障がい者等がいる家庭に対し、家事、介護や相談助言等を行う訪問サービス事業。

* 15 **デイサービス**:障がい者等の心身機能の維持と家族の負担軽減を図るために、施設で日常動作訓練や入浴・給食等を提供する、日帰り介護サービス。

* 16 **ショートステイ**:在宅の障がい者等を介護している家族が一時的に介護できない場合に、施設で短期間預かる事業。

* 17 **ときめきフェスタ福岡**:平成2年に開催された全国身体障がい者スポーツ大会「ときめきのとびうめ大会」を記念し、障がいのある人となない人とのふれあいと交流を目的に、福岡都市圏19市町及び障がい者関係団体が一体となり、都市圏共同事業として開催している福祉啓発イベント。

《主要施策》

(1)子どもの権利を尊重する社会づくり

- 児童の権利に関する条約*¹⁸の周知など、子どもの権利に関する意識の高揚を図ります。
- 公共施設、医療機関、学校、地域などの関係機関の連携により、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や再発防止などに取り組みます。

(2)子ども・青少年の健全育成

- 子ども会など青少年健全育成組織の強化、連携を促進します。
- 地域間や世代間の交流、学校外活動、ボランティア活動を通じた社会参加などさまざまな体験交流を進めます。
- 子ども関連施策を総合的・効果的に推進するため、学校における教育環境整備や地域における取り組みの推進に努めるとともに、家庭、学校、地域、行政などがさまざまな形で連携する推進体制を整備します。
- いじめ、不登校等についての相談機能の充実を図ります。

(3)児童福祉施設の充実

- 児童福祉施設の機能充実やネットワーク化を図ります。

(4)子育て支援

- 延長保育や一時保育など、子育てと仕事の両立やさまざまなニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 子育て支援センター等による子育てグループへの支援や育児相談など、地域での子育て支援を進めます。
- 学童保育所や留守家庭子ども会などの充実に努めます。

第3節 人権を尊重する社会の実現

1. すべての人が尊重される社会づくり

《動向と課題》

すべての人が安心して心豊かに暮らしていくためには、さまざまな偏見や差別の解消が不可欠です。これまでの人権教育、人権啓発の取り組みにより、人権意識の向上に一定の成果が認められるものの、なお、偏見や差別の意識が社会の中に存在しています。そのため、本都市圏の各市町では、人権教育、人権啓発のための施策を推進しています。

さまざまな人権に関する問題については、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが必要です。特に都市圏においては国境を越えた交流も一層活発になることが予想され、国籍や民族・文化の違いを問わず、互いの個性や価値観を認め合い、人権を尊重する社会環境づくりが重要になっています。

* 18 児童の権利に関する条約:通称「子どもの権利条約」。平成元年の国連総会で採択された条約で、18歳未満のすべての者を対象とし、差別の禁止、生存・発達の権利、意見表明権や表現の自由、教育への権利、虐待や放任からの保護、プライバシーの保護など、子どもの幅広い権利を認めたもの。我が国は、平成6年に批准。

《基本方針》

- ①人権教育、人権啓発を推進し、一人ひとりが主体的かつ積極的に人権問題に取り組むことができる環境づくりを進めます。
- ②あらゆる分野での偏見や差別の解消に努め、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

《主要施策》

(1)人権教育、人権啓発の推進

- 人権啓発センターや公民館、学校等において、同和問題、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・HIV感染者などに関する問題をはじめ、さまざまな人権問題を解決するため、人権教育、人権啓発を推進します。

(2)人権が尊重される社会の実現

- 地域住民が自主的・主体的に人権啓発活動を行う地域推進組織への支援に努めるとともに、人と人との交流による人権尊重のまちづくりを推進します。
- 国際理解教育や国際交流・協力活動の充実などにより、外国人等に対する偏見や差別を解消し、多様な文化を尊重し合う意識の醸成に努めます。

2. 男女共同参画社会の確立

《動向と課題》

男性の家事・育児への参画はあまり進んでおらず、性による固定的役割分担意識は根強く残っています。雇用の場においても、依然として男女の処遇の差がみられるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの強化が必要です。

また、女性に対する暴力は人権に関わる重大な問題であり、女性に対するあらゆる暴力をなくすため、社会を挙げての取り組みが必要です。

《基本方針》

- ①性別による固定的役割分担意識の是正や、家庭、地域、職場などあらゆる分野における男女共同参画の促進に努めます。
- ②政策または民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が社会の対等な構成員としてともに参画する機会が確保されるよう努めます。
- ③女性に対するあらゆる暴力を防止するための取り組みを進めます。

《主要施策》

(1)男女平等をめぐる意識啓発の推進

- 講座の開設や、学校教育を通じて、男女がその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けた意識啓発を進めるとともに、市民の主体的な活動を支援します。

(2)あらゆる分野における男女共同参画の促進

- 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、企業や地域、各種団体への働きかけ、学習機会の提供などにより、社会的機運の醸成に努めます。また、審議

会委員などへの女性の登用、女性職員の管理職などへの登用を推進します。

- 家庭における男女共同参画を促進するため、育児・介護など家庭生活における男女の共同責任と参画の意識を啓発し、ゆとりある生活のための条件整備を進めるとともに、男女が共に仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを促進します。
- 地域社会における意思決定等に関わる役割への女性の就任を促進するとともに、男性の地域活動への参画を促進するなど、男女がともに地域活動へ参画できるよう地域団体などへの働きかけを行います。
- 先進的な取り組みの紹介やセクシュアル・ハラスメント防止対策の周知・徹底を図るなど、男女が働きやすい職場づくりを促進します。

(3)女性への暴力をなくす取り組み

- 相談対応の充実、配偶者暴力相談支援センターや警察などの行政機関、民間団体との連携、緊急一時保護、自立支援、加害者更正のための取り組みなどに努め、被害女性への支援と暴力の防止を図ります。

第2章 豊かな自然を活かした、歴史と伝統に根ざす心豊かな都市圏

ライフスタイルや価値観の多様化が進み、心豊かな生活を志向する傾向が強まっています。このため、文化やスポーツ・レクリエーションなどに対する住民の多様な活動ニーズに応えるとともに、豊かな自然に恵まれ、多くの歴史的遺産が残っている圏域の特性を活かし、これら地域の財産を身近に感じ取ることができるよう、環境整備に努めます。

また、環境に対する関心が高まっており、身近な自然環境の保全から地球温暖化等の地球規模の環境問題まで、さまざまなレベルの環境問題に対して、住民、事業者、行政が連携して取り組みます。

第1節 環境との共生

1. 自然環境の保全

《動向と課題》

本都市圏は玄界灘と三郡・脊振山地に囲まれ、身近に豊かな自然を擁していますが、その一方で、都市化の拡大に伴い、山林や農地の減少、河川や海の水質汚濁などの問題が発生しています。

水や緑は、生活に潤いと安らぎを与えると同時に、大気の浄化やヒートアイランド現象*19の緩和、生態系の保全など多面的な機能を有しており、住民の「恵まれた自然を大切にすることへの期待にも大きいものがあります。このため、自然環境の保全に積極的に努めるとともに、貴重な自然を地域の財産として将来の世代に引き継いでいくことが必要です。

《基本方針》

- ①自然環境の保全に積極的に努め、開発に際しても生態系や自然環境への影響に十分配慮します。
- ②住民が自然とふれあえる場を提供し、自然環境との共生について啓発を推進します。
- ③河川、海など公共用水域の水質保全に積極的に努めます。

《主要施策》

(1)良好な緑地空間の創出

- 本圏域を囲む緑地帯をグリーンネットワークとして位置づけ、その保全、育成、有効活用に努めます。
- (財)福岡県水源の森基金の事業の活用、水源森林総合整備事業の促進などにより森林の保全に努めます。

* 19 ヒートアイランド現象:建物の密集や道路の舗装による水辺や緑地の減少、建物や工場等からの人工的な熱の放出などにより、都心部になるほど気温が周辺地域よりも高くなる現象。

○農業振興地域内の農用地区域*²⁰などの優良農地については、農産物生産の場に加え、緑の空間としてもその保全に努めます。

(2)良好な水辺空間の創出

○海岸線や中小の河川・池などを水辺環境ネットワークとして位置づけ、その保全に努めるとともに、地域住民の憩いの場、自然とふれあう場として環境整備を図るなど、有効活用を図ります。

○住民による河川、海岸等の愛護・美化運動を支援するとともに、水辺に愛着が持てるような啓発活動を進めます。

○海岸線の浸食、波浪等の被害から国土を保全するとともに、良好な水辺空間を創出する海岸環境整備を進めます。

○県と連携して下水道の整備や高度処理*²¹を進めるとともに、公共用水域の水質保全に努めます。

○博多湾の環境保全対策や干潟の保全に取り組むなど、豊かな自然環境の保全に努めます。

2. 環境に配慮した社会への転換

《動向と課題》

世界総人口は21世紀半ばには約100億人に達すると予測されており、先進諸国における大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式や一部の開発途上国に見られる資源消費型の経済成長が続けば、地球温暖化などの地球環境問題が一層進行するとともに、人類の生存に不可欠な食料、資源、水、エネルギーなどの需給バランスが崩壊する恐れもあるとの指摘がなされています。

地球の生態系に配慮した循環型社会をめざすため、世界各地で環境問題に対するさまざまな取り組みが行われており、地球温暖化防止のための二酸化炭素等の温室効果ガスの削減については、平成17年2月に発効した京都議定書により、日本も先進国として具体的な数値目標が掲げられています。

本都市圏においても、環境と調和のとれた社会の実現をめざし、身近な環境問題への取り組みを通して、社会経済活動や生活行動を環境に配慮したものにしていく努力が必要です。

《基本方針》

①環境問題に対する意識の高揚、普及啓発に努め、環境と調和・共生する社会づくりを推進します。

②省エネルギーやリサイクルなど循環型社会の構築に向けた取り組みを推進します。

③太陽光、清掃工場の余熱などの新エネルギー導入を進めるなど、地球温暖化対策を推進します。

* 20 農用地区域:主として耕作の目的に利用すべき土地として農業振興地域整備計画に定められた土地の区域。農業関係公共投資の対象となるほか、農業目的以外の土地の利用が制限される。

* 21 下水の高度処理:p18の脚注参照

《主要施策》

(1)環境問題についての普及啓発

- 環境に関する情報提供、環境保全思想の普及啓発等の対策を通じ、環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めます。
- 海岸、河川、山並の一斉清掃を行う「ラブアースクリーンアップ」など、住民参加による環境保全活動を支援します。

(2)循環型社会の構築

- 住民や事業者とともに廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用等、省資源・リサイクルの推進に努めます。

(3)地球温暖化対策の推進

- 省エネルギー対策を推進します。
- 清掃工場の余熱や下水などの都市排熱の活用を図るとともに、太陽光など自然エネルギーの導入の促進に努めるなど、新エネルギーの導入を推進します。
- 温室効果ガスの排出抑制等に向け、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画の策定や、住民や事業者の地球温暖化防止活動を促進するための情報提供などに努めます。
- 都市圏におけるノーマイカーデーの共同実施や、家庭ごみの減量など、住民・事業者による地球温暖化対策の取り組みを促進します。
- 環境負荷が小さく、エネルギー効率の高い、鉄道などの公共交通機関の利用を促進します。

第2節 心豊かな生活への支援

1. 文化・歴史を活かしたまちづくり

《動向と課題》

生活様式や価値観の多様化等を背景として、人々の文化活動は「鑑賞」はもちろん、「自主的に企画・参画」する動きも活発化しています。これらのニーズに対応するには、基本的な施設整備だけでなく、施設利用や活動に関する情報提供や施設相互のネットワーク化が求められるとともに、施設の広域利用を促進するための環境整備や情報収集、提供等ソフト事業の広域的連携も進める必要があります。

また、本圏域は、古来、我が国における大陸との交流や文化の玄関口として繁栄してきた歴史を持ち、その遺産は多くの貴重な文化財や伝統文化として今に受け継がれています。住民が地域の歴史にふれることで、圏域のアイデンティティを形成し、地域への愛着心を高めることができるよう、これらの貴重な歴史的遺産を保存し、後世に伝えていくことが重要です。

《基本方針》

- ①地域住民の文化活動を支援します。
- ②文化施設の整備・活用を推進するとともに、その広域的利用、ネットワーク化を図ります。

- ③文化財の適切な保存、史跡の整備を行います。
- ④九州国立博物館を活かした地域づくりを図ります。

《主要施策》

(1)文化活動の振興

- 文化情報、資料の収集、提供を推進します。
- 優れた文化・芸術に接する機会を拡充します。

(2)文化施設の整備・活用、広域的利用、ネットワーク化

- 住民が利用しやすい文化施設の整備・活用を推進します。
- 文化ホール等文化施設の広域利用や施設相互のネットワーク化を推進します。

(3)文化財の保存と活用

- 各地域の伝統文化の保存と継承に向けた取り組みを推進します。
- 文化財の調査、保存整備を推進します。また、遺跡等の整備と活用を推進します。
- 本圏域内の文化財に関する情報収集、情報提供などのネットワーク化を推進します。

(4)九州国立博物館を活かした地域づくり

- 九州国立博物館と連携し、地域に根ざした文化振興を図ります。

2. スポーツ・レクリエーションの振興

《動向と課題》

ライフスタイルの変化や健康への意識の高まり等を背景に、人々のスポーツやレクリエーション活動は多様化しています。

本都市圏のレクリエーション施設については、自然や名所旧跡等を活用したものが圏域内に比較的バランスよく分布していますが、今後とも海岸・河川、森林等の自然や史跡等を生かしたレクリエーション施設や空間の整備・形成を図るとともに、それらの有効活用が求められています。

住民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、各種イベント開催や指導者の育成、情報提供などソフト施策の充実を図っていくとともに、施設間のネットワーク化、市町間共同利用のさらなる推進など、住民にとって使い勝手のよいものとしていくことが必要です。

《基本方針》

- ①海岸・河川等の親水空間、森林等の緑地空間、史跡等の歴史空間の整備・形成に努めます。
- ②施設の広域的利用を推進します。
- ③各種イベントの開催のほか、指導者育成、情報提供などソフト面の充実強化を図ります。

《主要施策》

(1)潤い豊かなレクリエーション空間づくり

- 住民の憩いの場、スポーツの場として海岸、河川、森林等においてレクリエーション空間整備を進めます。

○公園・緑地の総合的・体系的整備を図ります。

(2)スポーツ・レクリエーション施設の利用推進

○スポーツ・レクリエーション施設相互のネットワーク化を推進します。

○各種イベント情報を広域的に発信するなど、施設の広域的利用を推進します。

(3)スポーツ・レクリエーションイベントの開催、支援

○住民参加型の各種イベントの開催を積極的に推進・支援します。

○プロスポーツ球団を住民と一体となって支援するとともに、地域のスポーツ団体との交流を図ります。

(4)各種団体の活動支援と指導者の養成

○自主的なスポーツ、レクリエーション活動を行う団体の活動を支援します。

○各種スポーツ・レクリエーションの指導者の養成を推進します。

3. 生涯学習の推進

《動向と課題》

価値観・生活様式の多様化や、環境問題や福祉等への関心の高まりなどにより、心の豊かさの追求やさまざまな課題解決に向け、住民が主体的に学び参画することが重要になっています。

このため、大学や企業などとも連携し、さまざまな場、分野における学習機会の充実を図るとともに、学習機会提供者間のネットワーク化、学習成果の活用など、住民一人ひとりが自主的・自発的に学習に取り組めるよう、総合的な生涯学習支援体制づくりが求められています。

《基本方針》

- ①生涯学習施設の整備充実や広域利用を図るとともに、生涯学習関連機関のネットワークづくりを推進します。
- ②生涯学習機会の充実や学習成果活用の場の提供に努めます。

《主要施策》

(1)生涯学習施設の整備と活用

- 都市圏内図書館・室の広域利用などをはじめとする図書館サービスの充実を図ります。
- 住民生活の広域化にも対応した施設の整備・充実や生涯学習関連機関のネットワーク化を進めます。

(2)学習機会、学習情報、学習成果活用の場の提供

- 福岡都市圏の大学が行う公開講座などの学習機会を、大学と連携して広く住民に提供します。
- 地域住民の多様なニーズに対応した体系的、継続的な学習機会の提供に努めます。
- 学習意欲を高めるとともに成果を地域に還元できる、学習成果発表の場の確保などに努めます。
- 人材情報、施設情報、講座情報などの学習情報の提供や学習相談体制の充実をネッ

トワークを通じて広く行うなど、総合的な生涯学習支援体制づくりを進めます。

4. ITの活用による地域生活の向上

《動向と課題》

インターネットの急速な普及をもたらしたIT（情報通信技術）の飛躍的進展は、企業、行政のみならず家庭や個人レベルの行動様式、生活様式を大きく変革しています。また、技術発展による情報通信の高速化・大容量化（ブロードバンド化）は、文字情報のみならず、動画など大量のデータの送受信も可能とし、携帯電話などの情報通信機器は住民生活の中において必要不可欠なものとなりつつあります。

行政情報の提供や、届出・申請等行政手続きに係るさまざまな行政サービスも、このような情報通信技術の発展に応じ住民ニーズに適した形で行われることが重要であり、特に、インターネットを活用した各種行政サービスの情報化を進める必要があります。また、同時に情報化社会に適應する人材の育成が必要です。

《基本方針》

- ①行政サービスの情報化を推進するための環境整備を進めます。
- ②インターネット等を活用し、行政情報の提供や行政手続きに係る行政サービスを総合的かつ一体的に行えるよう検討します。
- ③情報社会への適應能力を高めるための人材育成に努めます。

《主要施策》

(1)地域情報ネットワークの推進

- 住民サービス向上に向け、イベント、生涯学習、公共施設等のさまざまな地域情報のネットワーク化を推進します。
- 民間主導による情報通信基盤の整備を促進します。

(2)行政サービスの情報化の推進

- インターネット等を活用し、さまざまな行政情報をタイムリーに提供します。
- 届出・申請等各種行政手続きをインターネットを通じて行えるようにするなど、住民が利用しやすい届出、申請手続方法の整備を進めます。

(3)情報社会に適應する人材の育成

- 住民がITを十分に活用できるよう、ITに関する教育や生涯学習の推進を図ります。
- IT分野の専門的知識及び技術を有する人材の育成・確保の推進や支援を行います。

第3節 地域コミュニティの活性化

1. コミュニティの活性化

《動向と課題》

本都市圏では、単独世帯や共同住宅も多く、コミュニティ意識の希薄化や自治組織の弱体化が懸念されます。一方で、住民の意識や価値観が多様化する中、行政主導による

サービス提供だけでは十分な対応が困難となってきました。よりよい地域をつくっていくには、住民の誰もが地域の課題に関心を持ち、まちづくりにかかわることがこれまで以上に必要となっています。

今後とも住民の自治力を高め、住民と行政が協働して住民主体の地域づくりを行っていくことが重要です。

また、それらの活動を行ううえで、活動の活性化を図るための環境づくりや活動の場の確保も必要です。

《基本方針》

- ①住民・自治組織等と行政との協働により、住民主体のコミュニティ再生や活性化を進めます。
- ②地域活動を支える施設の整備・活用を推進し、住民が主体的に活動できる場の確保に努めます。

《主要施策》

(1)コミュニティ活動の支援

- 住民が主体的に行う公益的な活動に対して支援を行います。
- 地域のコミュニティの特性に応じた支援を行い、地域の課題解決や個性ある地域づくりを推進します。
- コミュニティ・ビジネス^{*22}や地域通貨^{*23}の創設を支援するなど、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

(2)コミュニティ活動の環境づくり

- コミュニティ活動の活性化を図るため、自治会・町内会などに対し、組織運営やまちづくり活動に対するアドバイスや支援を行います。
- コミュニティ活動の場として重要な公民館などの地域集会施設の充実を図ります。

2. NPO・ボランティア活動の促進

《動向と課題》

住民の社会参加・貢献の意欲が高まっている中、住民が自らの判断と責任のもとで、まちづくりや行政に参画していくことがますます重要となっています。

NPO^{*24}は、行政や企業では十分に対応できない公共・公益的分野をきめ細かく柔軟に担うことが期待されており、これからの社会においては不可欠な存在です。NPOの専門性、迅速性、柔軟性を活かすための支援が必要となっています。

* 22 **コミュニティ・ビジネス**:地域のさまざまな課題を解決するために、地域にある資源（労働力、原材料、技術力等）を活用して取り組む地域密着型の事業活動。働く場や生きがいづくり、コミュニティの再生・活性化などの効果が期待される。

* 23 **地域通貨**:一定の地域や仲間うちで、実際のお金を使わずに、物やサービスをやり取りするときに使われる交際手段。メンバーに対して何かしたことによってポイントを得、それを使って自分も誰かに何かをしてもらうことができる。

* 24 NPO:p26の脚注参照

また、住民、ボランティア、NPO、といった地域コミュニティを支える人・組織や企業、大学、行政などがそれぞれの長所や資源、知恵と発想を生かして連携し、相乗効果を高め、よりよい地域をつくっていくことが重要となっています。

《基本方針》

- ①NPOやボランティア組織が活動しやすい環境づくりに努めます。
- ②NPO・ボランティア組織と行政との協働によるまちづくりを進めます。

《主要施策》

(1)NPO・ボランティア活動の促進

- 活動を担う専門的人材の育成や経営的な活動基盤の強化を促進するなど、NPOやボランティアの活動を総合的に支援します。
- 住民や企業、大学などにNPOやボランティア活動について情報提供し、その重要性や連携などについて普及啓発するなど、住民が参加しやすい環境づくりに努めます。

(2)NPO・ボランティア組織と行政との協働

- NPOの活動目的や自由な意思を踏まえながら、NPOと行政の協働によるまちづくりを進めます。
- NPO・ボランティア組織等と行政との協働による事業の可能性を検討します。

第3章 九州・西日本の中核さらにはアジアの交流拠点として活力あふれる都市圏

福岡都市圏は、九州・西日本の中核都市圏域として、行政、経済、学術・文化、情報の高次都市機能が集積するとともに、国際空港、国際港湾などの交流基盤を有するアジアの交流拠点都市圏域としてもその役割が高まっています。こうした役割の増大に加え、日常生活圏の広がりもあり、他の都市圏域との交流を支える交通網の整備拡充を図りつつ、都市機能の一層の充実を図ります。

また、都市圏での生活の豊かさを向上させ、圏域の自立的な発展を図るには、経済基盤の充実が重要であり、既存産業の振興や新産業への支援を通じて、都市圏の活力を高めていきます。

第1節 高次都市機能の整備

1. 大学や研究機能の集積を活かしたまちづくり

《動向と課題》

これからの地域経済社会においては、グローバル化*25が一層進展し、特許、著作権などといった知的財産が経済活動にとって重要性を増すとともに、国境を越えた地域間競争の激化が予想されています。こうした中、将来にわたって活力ある都市圏を形成していくためには、新たな知識や技術を創造する研究者が集い、優れた研究活動ができる環境整備を図ることが必要です。

本都市圏には多くの大学が立地し、企業の研究所や公設試験研究所など研究機関も数多く立地していますが、大学等学術と産業との連携が十分とはいえ、地域産業振興や人材の定着化の点から、産学連携による研究プロジェクトの推進を図るとともに、研究機関と地域との交流・連携を強め、研究成果を地域社会に還元する仕組みも必要になっています。

福岡県、佐賀県を中心に、本都市圏や北九州地域等の都市機能、学術・研究機能集積が有機的かつ重層的にネットワーク化する九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）*26が進められているとともに、平成16年には産学官が一体となって（財）九州大学学術研究都市推進機構を設立するなど、積極的に学術研究都市づくりが進められています。また、九州大学の移転による新キャンパスも開校し、さらなる研究開発機能の充実が期待されます。

* 25 グローバル化：人々の交流や経済活動が国境や経済圏を越え、地球規模で行われるようになった現象。

* 26 九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）：九州北部地域の高次都市機能と学術研究機関、多様な産業集積を活かし、その有機的かつ重層的なネットワーク化を図ることで我が国の文化・学術研究の一大拠点の構築をめざすとともに21世紀の新しい地域づくりを進めようとする構想。構想の基本コンセプトは「環境・人間・アジア」。北九州、宗像、飯塚、福岡、筑紫、久留米・鳥栖、佐賀の7つの拠点地域を核としたネットワーク型学術研究ゾーン整備として、産学官からなる共同研究事業や情報通信基盤・交通基盤整備等が進められている。

《基本方針》

- ①九州大学を核とする学術研究都市づくりを推進します。
- ②新しい学術研究機関の立地促進を図るなど、学術研究機能の一層の充実強化に努めます。
- ③本圏域内さらには九州、西日本の他圏域との研究開発機能のネットワーク化を推進します。
- ④大学等学術研究機関と産業界との連携を支援するほか、学術研究に関するさまざまな交流を促進します。

《主要施策》

(1)九州大学を核とする新たな学術研究都市づくりの推進

- 九州大学学術研究都市構想を推進します。
- 九州大学新キャンパスを中心に、新たな学術研究開発拠点の形成を大学、産業界とも連携して進めます。
- 九州大学アクセス道路等、学術研究都市を支える基盤整備を推進します。

(2)学術研究機能の充実強化

- アジア地域の研究など、各種研究プロジェクトを推進します。
- 学術研究機関が行う研究活動を支援します。
- 先端科学技術の試験研究施設、学術研究機関の誘致等を図るとともに、それらの立地促進に向けた環境整備に努めます。

(3)学術研究機関のネットワーク化

- 大学、試験研究機関等のネットワーク化を進めます。

(4)学術研究機関との連携・交流

- 公開講座の充実、大学等の施設開放等を促進し、地域に開かれた学術研究機関として地域文化の形成、地域との交流に努めます。
- 開放型研究施設、インキュベート施設*²⁷の整備に努めるなど、地域企業が行う研究開発活動を支援します。
- 大学等の研究成果を地域企業へ還元する仕組みづくりを大学等と連携して進めます。
- 地域企業の新分野進出、新事業展開を促すため、産学共同研究等支援体制の整備を図ります。

2. 国際交流の推進

《動向と課題》

人やモノの移動の増大、IT（情報通信技術）の飛躍的進展等により、地域の発展や個人の生活においてもますます国際社会との関わりが増しており、地球規模の大交流時代が到来しつつあります。地理的にアジアに近い本都市圏においては、経済交流を深めている東アジアをはじめとして、これまで以上にアジア諸地域との結びつきを強めていくものと期待されます。

* 27 インキュベート施設:起業をめざす人に対し、比較的安価で事務所や作業場などとして提供される施設。

福岡における外国公館・経済関係機関、外国企業の事業所の立地が進んでいるほか、入国外国人数、貿易額、国際会議の開催件数、留学生数が増加傾向にあるなど、圏域の国際化は確実に進んでいます。また、1989年から継続的に開催されているアジア太平洋こども会議など、住民レベルでの国際交流も活発に行われています。

このため、在住外国人に対する住宅・教育・医療等の生活上の環境整備や外国語表記による都市サインシステムの充実を図るなど、外国人にも住みやすいまちづくりに向けたさらなる取り組みが必要となっています。

《基本方針》

- ①学術、文化、スポーツ等種々の交流を支援するとともにこれらの活動が円滑に進むよう環境整備に努めるなど、さまざまな分野での国際交流を促進・支援します。
- ②アジア学術文化交流拠点の形成、コンベンション*²⁸機能の充実に努めます。
- ③在住外国人のための生活環境整備に努めます。

《主要施策》

(1)住民レベルの国際交流の推進

- 外国人と住民との交流の場を積極的に提供します。
- 各種講座の開催等により外国語や海外の歴史・文化の学習を積極的に支援します。
- アジア諸国と都市圏域の子どもたちが互いにふれあう機会である「アジア太平洋こども会議」の開催を支援します。

(2)学術・文化・スポーツ交流の推進

- 各種大会・学会・イベント等を積極的に誘致するとともに、国際交流協会等による交流支援・コーディネート機能の充実強化を図り、住民並びに産・学・行政の国際交流を促進します。
- 国際的なスポーツ大会を積極的かつ計画的に誘致・開催し、スポーツ交流を推進します。

(3)都市間交流の推進

- 住民レベルでの都市間交流を充実させ、相互理解・友好親善関係を深めていきます。
- 姉妹・友好都市等の都市間交流とネットワークづくりに努めます。
- 技術協力等による都市間の国際協力を推進します。

(4)アジア学術文化交流拠点の形成

- 国内外の大学、研究機関及び研究者のネットワーク化を進め、学術研究交流を推進します。
- アジアの学術・芸術・文化に関する研究発表の機会の創出や研究者・芸術家との学術文化交流や顕彰等の文化事業を推進します。

* 28 コンベンション:人を中心とした物、知識、情報などの交流の場。会議、学会、見本市、展示会、博覧会、スポーツ大会、祭り、発表会などを含む。

(5)コンベンション機能の充実強化

- コンベンション関連施設の連携やサービスの充実を行うとともに、観光スポットやレクリエーション等のアフターコンベンション機能を充実させ、総合的なコンベンション機能の強化を図ります。

(6)外国人にとって住みやすいまちづくり

- 外国人への生活情報提供や外国人子女の教育環境の整備等、外国人にも暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 道路標識や案内板の外国語併記等、外国人が安心して行き来できる都市空間を形成していきます。
- 留学生のための住宅確保や奨学金制度の充実等、安定した留学生生活を支援します。

第2節 広域交流基盤の整備

1. 陸上広域交通

《動向と課題》

経済活動の広域化や人々の行動範囲が拡大する中、本都市圏は九州・西日本の中核都市圏としての役割が高まっており、本圏域と他の圏域とを結ぶ広域的な交通ネットワーク整備の重要性が高まっています。

陸上広域交通では、九州の一体的な発展に向けて、九州地域内における高速交通体系の整備が課題となっています。また、九州地域内の交通ネットワーク機能を高め、地域内交流を活発化することも重要となっています。

《基本方針》

- ①他圏域との交流の活発化や九州の一体的発展に資するため、陸上広域交通網の整備充実を図ります。

《主要施策》

(1)自動車専用道路等の整備

- 西九州自動車道など高規格幹線道路*²⁹の整備を進めます。
- 福岡都市高速道路の整備を進め、都市間交通の円滑化を図ります。
- 広域的な交通需要の増大への対応として、北九州福岡道路*³⁰等の地域高規格道路*³¹や環状型の広域幹線道路について、国などの関係機関と研究を進めます。

* 29 **高規格幹線道路**:自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。有料道路として整備され、設計速度は原則80 km/h以上。国土開発幹線自動車(九州縦貫自動車道など)と一般国道の自動車専用道路(西九州自動車道など)がある。

* 30 **北九州福岡道路**:北九州都市圏と福岡都市圏との広域ネットワークの形成に向け、北九州市と福岡市とを相互に連絡する道路。地域高規格道路の候補路線として位置づけられており、国(国土交通省九州地方整備局)等において研究が進められている。

* 31 **地域高規格道路**:自動車専用道路またはこれと同程度の機能を有する道路。設計速度は60-80km/hで、有料道路として整備されることが多い。

(2)鉄道

- 九州の交流圏の拡大を図るため、九州新幹線の整備促進に努めるとともに、ルート周辺地域の環境・水源保全対策等についても取り組んでいきます。
- 博多駅を九州の玄関口としてふさわしい駅とするため、開発者や関係機関と協議を進め、交通結節機能の強化や、駅周辺整備に取り組んでいきます。

2. 港湾

《動向と課題》

博多港は、人々の生活・都市活動を支える生活港湾として、また、北米・アジア等と定期航路を有する国際貿易港として、都市圏のみならず九州・西日本の社会・経済の発展に重要な役割を果たしています。同港の国際海上コンテナ取扱量の増加は著しく、さらに日中間初の上海・博多間を結ぶ高速RORO*³²貨物船を軸として、博多港を核とした内航海運・航空・鉄道・高速道路などとの連携による国内外複合一貫輸送サービスが開始され、RORO輸送網の拠点としても重要視されています。また、日本一を誇る外航旅客者数についても、韓国旅客航路の充実等により大きく増加しています。

アジアをはじめとする国際的な人、モノ、情報等の交流が活発化する中、近年、世界的にコンテナ船の大型化や船社間での航路再編が進んでいるほか、IT（情報通信技術）の発展等に伴い、港湾物流のあり方に変化が生じており、これらの状況変化に対応するため、大水深岸壁の整備、コンテナターミナルの民営化（特定埠頭運営効率化推進事業）や博多港物流ITシステムの改良等を実施していますが、さらに国際競争力のある使いやすい港づくりを推進することが求められています。

《基本方針》

- ①新しいふ頭の整備や既存ふ頭の再開発を推進し、国際港湾としての機能強化に努めます。
- ②アジア、世界と直結する新規航路の拡充に努めます。
- ③港湾情報システムのネットワーク拡充などにより、港湾運営の充実強化に努めます。

《主要施策》

(1)ふ頭の整備、再開発の推進

- 博多港アイランドシティ地区においては、最新鋭の国際海上コンテナターミナル等の整備により、香椎パークポート地区と一体となった広域かつ高度な物流拠点の形成をめざします。
- 福岡市都心部のふ頭においては、物流機能の再編高度化を図るとともに、旅客ターミナル機能やコンベンション機能等の整備・充実を図ります。

* 32 RORO：Roll On / Roll Offの頭文字。トラックやフォークリフトで船内と荷物を搬出入する輸送形態。コンテナ貨物や特殊形状の貨物のほか、荷役作業が短時間かつ少ない衝撃で終わるので、大型精密機械や電子機器の取り扱いにも適している。

○アイランドシティへの自動車専用道路や鉄道の導入を検討するとともに、各ふ頭の臨港道路と背後地域の幹線道路等との接続性を高め、交通機能の強化を図ります。

(2)新規航路の誘致

○アジアをはじめとする世界各国との新規定期航路の誘致に努めます。

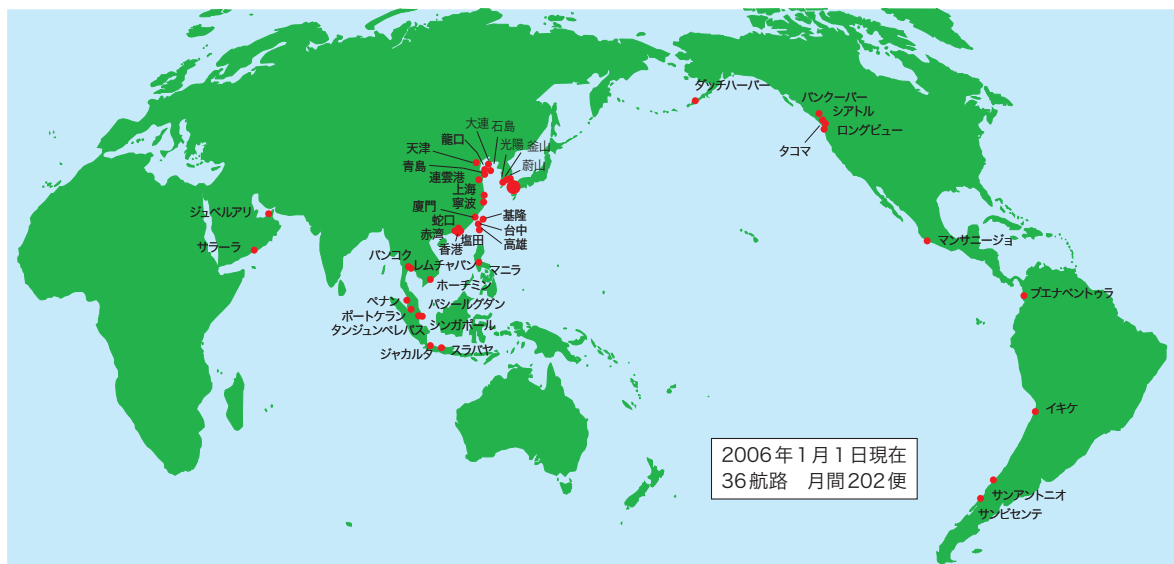
(3)港湾運営

○C.I.Q.*³³業務体制の充実強化や港湾EDIシステム*³⁴のネットワーク拡充、博多港物流ITシステムの充実に努めます。

(4)圏域住民に開かれた港づくり

○人工海浜の整備や博多湾の底質の改善などにより、海に親しめるような親水空間づくりを進めるとともに、生活文化交流機能の積極的な導入に努め、魅力ある港湾空間の形成を図ります。

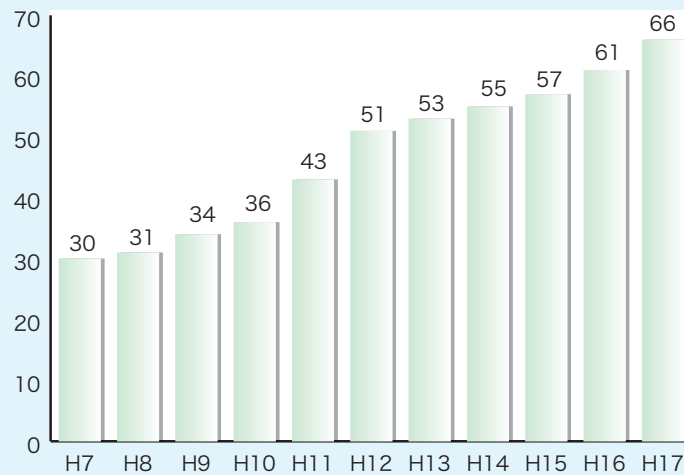
図6 博多港の国際コンテナ定期航路



* 33 C.I.Q.:税関 (Customs)、出入国検査 (Immigration)、検疫 (Quarantine) の頭文字をとったもの。税関は財務省、出入国検査は法務省、検疫は厚生労働省、農林水産省がそれぞれ所管している。

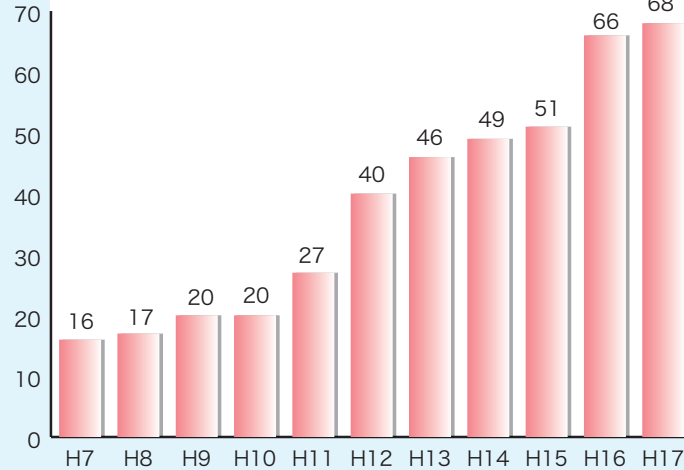
* 34 港湾EDIシステム:船舶の入出港やガントリークレーンなどの公共港湾施設利用に関する情報管理及びこれら公共施設の使用に伴う使用料の徴収や統計処理等の主要業務をホストコンピュータの導入により、正確、迅速に処理し、効果的で利便性の高い近代的な港湾管理運営を支援するシステム。博多港においてはインターネットを通じた施設の利用申請や情報紹介も行っている。(EDIは、electronic data interchangeの頭文字をとったもの)

グラフ1 博多港国際海上コンテナ取扱個数の推移
(万TEU)



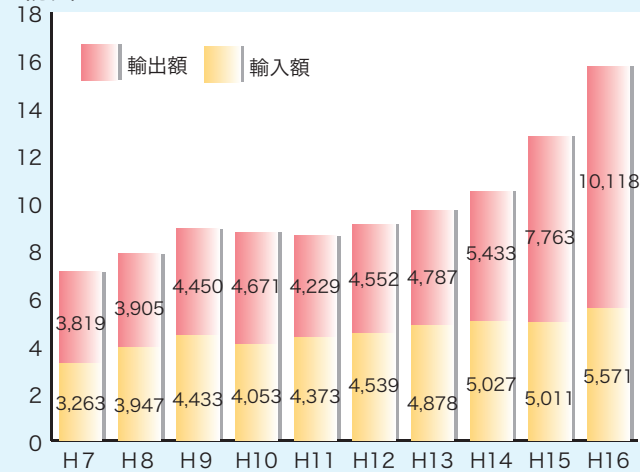
資料：港湾局「博多港統計年報」(H7～H16)
※H17 数値は概況速報値

グラフ2 博多港外国航路船舶乗降人員数の推移
(万人)



資料：港湾局「博多港統計年報」(H7～H16)
※H17 数値は概況速報値

グラフ3 博多港貿易額の推移
(億円)



資料：門司税関「平成16年外国貿易年表」

3. 空 港

《動向と課題》

福岡空港は、都心に近く、鉄道や高速道路など多様な交通機関で各都市と結ばれた世界有数の利便性を有する空港であり、わが国の主要拠点空港として、福岡都市圏をはじめ、九州・西日本地域の発展を支えている重要な役割を果たしていますが、今後、アジアを中心とした海外との交流や連携が深まっていく大交流時代の中、増大する航空需要に対応していくためには、空港機能を強化していくことが極めて重要かつ緊急な課題となっています。

福岡空港の将来対応については、平成14年12月の国の交通政策審議会答申を踏まえ、平成15年度から国と地域（県、福岡市）が連携し、現空港の有効活用や近隣空港との連携、中長期的な観点からの新空港、滑走路増設など抜本的な方策について、市民等に幅広く情報提供し、十分な意見収集を行いながら総合的な調査を進めています。

また、福岡空港は市街地に位置し、利用者にとっては大変便利な反面、空港周辺住民の生活環境は航空機騒音等により依然として阻害された状況にあります。そのため、騒音対策等の環境対策事業を引き続き行い、空港と周辺地域の調和ある発展をめざしたまちづくりを進める必要があります。

《基本方針》

- ① 空港諸施設の整備、空港周辺の環境対策事業の推進に努めます。
- ② 国際路線の充実強化を進めます。
- ③ 福岡空港の総合的な調査を推進し、空港機能の強化に努めます。

《主要施策》

(1) 現空港の整備拡充

- 駐機場の整備等、現空港の機能充実を図ります。
- 空港周辺地域の騒音対策及び環境対策事業の推進を図ります。

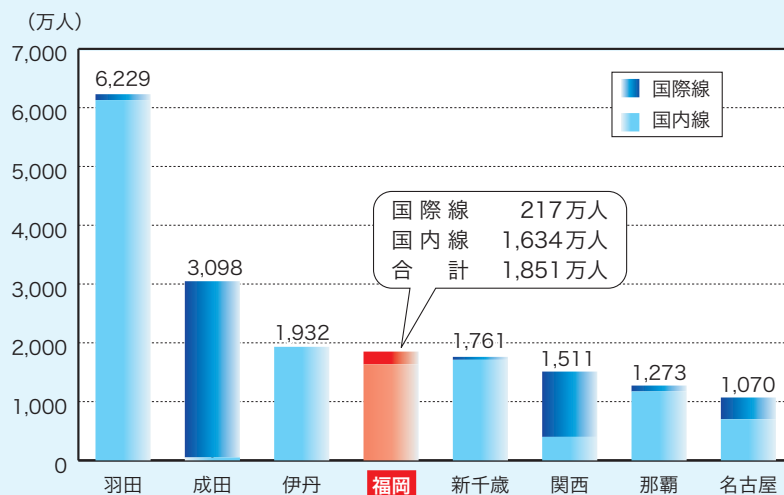
(2) 国際路線の拡充

- 既設国際路線の充実や新規国際路線の誘致に努めます。

(3) 福岡空港の総合的な調査の推進

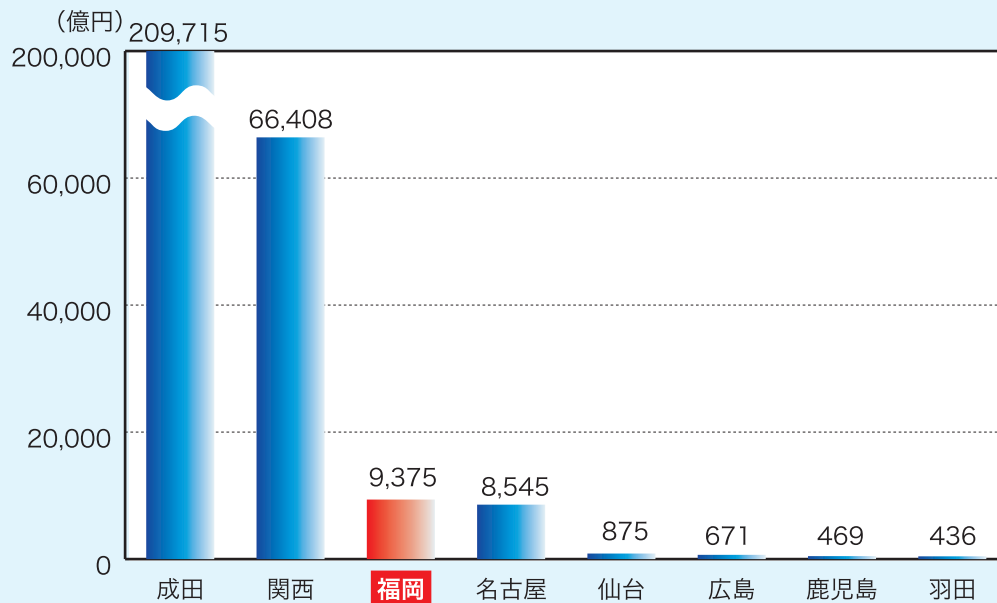
- 国、県と連携して福岡空港の総合的な調査を推進し、空港機能の強化に努めます。

グラフ4 国内主要空港の乗降客数（平成16年）



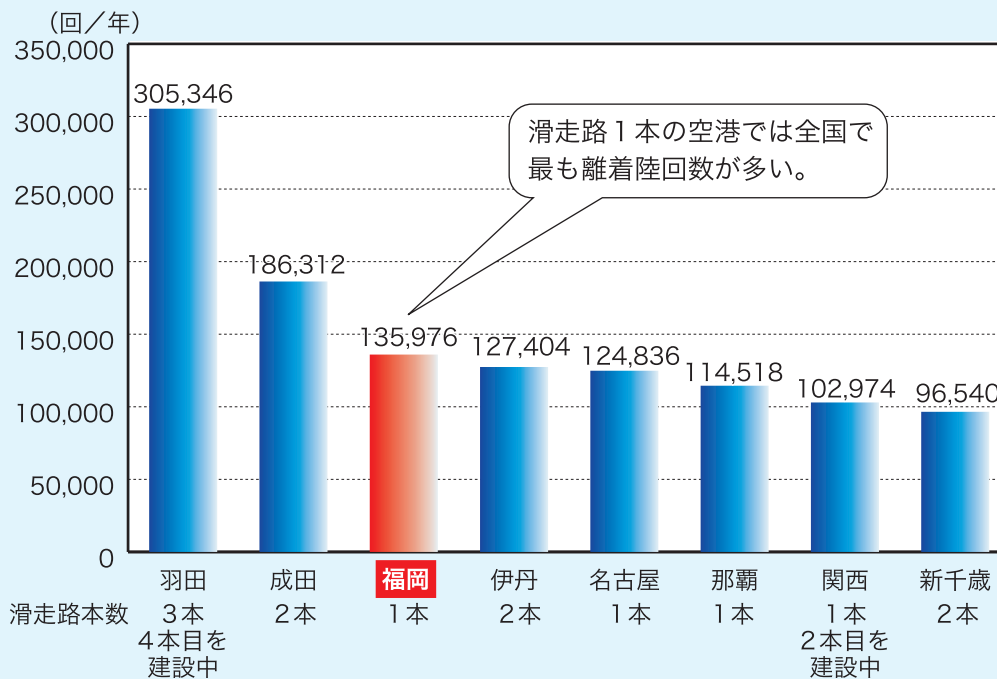
資料：国土交通省航空局「空港管理状況調査」

グラフ5 国内主要空港の年間輸出入額（平成16年）



資料：門司税関「全国港別輸出入額順位表」

グラフ6 国内主要空港の年間離着陸回数（平成16年）



資料：国土交通省航空局「空港管理状況調書」

「参考：福岡空港調査連絡調整会議ホームページアドレス <http://www.fukuokakuko-chosa.org/>」

図7 福岡空港の国内・国際路線図



第3節 地域産業の振興

1. 新産業振興・創業支援

《動向と課題》

経済のグローバル化^{*35}やアジア経済の成長、規制緩和の拡大など、我が国を取り巻く社会経済環境の変化やIT（情報通信技術）の飛躍的進展等に伴い、先端技術産業や情報関連産業など、高付加価値を生む新たな産業が大きく成長しています。また、遺伝子情報の解析等未知の領域の研究が進んでおり、新たな分野の産業創出も期待されています。

本都市圏においても、大学等学術・研究機能の集積を誘因として研究開発型企業の立地が進んでいる中、情報関連産業やロボット産業、ナノテクノロジー^{*36}、デザイン、音楽などといった分野で新しい産業の展開がみられています。

また、卸小売・サービス業、都市型工業^{*37}等の既存産業も、企業の体質強化、経営システムの効率化により競争力を強化するとともに、これまでと異なった新規分野への開拓を図りつつあります。

将来にわたって圏域の活力を維持し、住民の豊かな生活を実現するためには、このような成長性が高い新しい産業に対して、経済団体、大学等学術研究機関、国、県等とも連携して積極的に支援し、その振興を図ることが重要です。

《基本方針》

- ①知識創造型産業^{*38}など新しい産業の振興、既存産業の新たな産業分野への展開促進など、多様な産業の創出を支援します。
- ②インキュベーション施設^{*39}や人材育成、資金調達の支援など、さまざまな分野での起業・創業を促進します。

《主要施策》

(1)新しい産業の振興

- (財)九州システム情報技術研究所等と連携し、人材育成、研究開発支援、企業交流を推進するなど情報関連産業の振興を図ります。
- 大学、経済団体、産業界等と連携し、地域企業の研究開発力向上に向けた取り組みを進めるなど、研究開発型企業の支援に努めます。
- 産業構造や企業集積、大学等教育機関の立地等圏域の特性に着目し、デザイン関連産業、音楽関連産業などの振興を図ります。

* 35 グローバル化:p41の脚注参照

* 36 ナノテクノロジー (nanotechnology) :ナノ (10億分の1) メートルの精度を扱う技術の総称。マイクロ-マシンなどの加工・計測技術だけでなく、新素材の開発などをも含めていう。

* 37 都市型工業:都市経済活動に起因する都市内需要をまかなうため、市場である都市に近接して立地する工業形態の総称。例:食料品・飲料品製造業、出版・印刷業、機械金属関連業など。

* 38 知識創造型産業:情報や知識、特許、技術、ノウハウといった無形の知的資源を原料として、これを加工して付加価値をつけ、新たな知的生産物などを創り出す産業。

* 39 インキュベーション施設:p42の脚注参照。

○IT・ロボット関連分野、健康・医療・福祉関連分野などの新しい産業の集積拠点形成を図ります。

○圏域の経済発展を担う新しい成長分野について、その展開可能性を探ります。

(2)既存産業の経営基盤強化

○既存産業の情報化、経営改革、技術開発の促進、付加価値の向上を図り、その競争力の強化を図るとともに、新たな産業分野への展開を支援します。

(3)創業支援

○民間との連携を図りながら、インキュベート事業や相談・交流事業、資金の支援など、ハード・ソフト両面における創業・ベンチャー企業*40の支援に努めます。

2. 商業・サービス業

《動向と課題》

本都市圏は、人口約230万人を要する消費都市として、また、空港、港湾、高速道路の立地を背景とした九州における物流の拠点として、さらには全国企業の支社・支店等が集積する九州・西日本の中核拠点として、卸・小売業、運輸業など流通機能の厚い集積がみられます。

都市圏の中小企業は、IT（情報通信技術）の発展等により業務の合理化・効率化が求められる一方、新たなビジネスチャンスを生かそうとする動きもみられており、こうした取り組みを積極的に支援していくことが必要です。

また、車社会の進展を背景とした大型商業施設の郊外立地は、構成市町の圏域を越えて商業圏の一体化とその拡大とを進める一方で、地域商店街の空洞化をもたらす懸念があり、住民にとって利用しやすい商店街の形成に向け、街路灯、アーケード、駐車場など立地環境に応じた商店街整備や商店街と住民との交流事業等を進めていくことが重要です。

サービス業については、経済のサービス化*41や業務の外部委託化が進む中、情報関連分野を中心に対事業所サービス業が拡大しているほか、少子・高齢化の進行などにより、介護関連サービスなど対個人サービス業にも新しい動きが生まれています。

《基本方針》

- ①商店街の振興・整備を推進します。
- ②物流拠点の整備等流通機能の強化を図ります。
- ③時代環境の変化に対応した中小企業の取り組みを支援します。
- ④サービス産業の振興に努め、都市圏における産業の多様化、重層化を図ります。

* 40 **ベンチャー企業**: 独創的先導的な技術やビジネスモデルを有し、将来性が見込まれる創業間もない小規模企業の通称。経営基盤が脆弱である企業が多い。

* 41 **経済のサービス化**: 産業構造の変化に伴い、経済活動に占めるサービス産業の比重が増大していくこと。

《主要施策》

(1)魅力ある商業ゾーンの形成

- 地域コミュニティの核、地域のにぎわい創出の源でもある商店街については、まちづくりの観点にも立ち、共同施設の設置などの環境整備を支援します。
- 商店街の情報化、地域住民とのふれあいイベント、空き店舗の活用など、商店街の集客力向上に向けた取り組みを支援します。
- 商工会議所（商工会）等とも連携して商店の経営基盤強化に努めます。
- 大型店の出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づき、店舗立地周辺地域の生活環境との調和を求めています。

(2)流通機能の強化

- 博多港における外内貿コンテナターミナル整備や福岡空港の利用促進など、広域的物流拠点の整備を進めます。
- 生鮮食料品等の円滑な流通を確保するため、卸売市場の整備を進めます。

(3)サービス産業の振興

- 情報関連産業をはじめとするサービス産業の振興を図ります。

(4)地場中小企業の支援

- 消費者ニーズの多様化、IT（情報通信技術）の高度化など、時代環境の変化に対応した取り組みを進める事業者を積極的に支援します。

3. 観光・集客交流

《動向と課題》

本都市圏は、海、山などの自然、文化財・史跡などの歴史資源、祭りのほか、スポーツ、文化、アミューズメントなどの都市型観光資源にも恵まれています。道路、鉄道など交通体系の整備に伴い、広域集客の可能性が高まっており、さらに魅力ある観光の創出に向けた取り組みを進めることが求められています。

また、都市圏を訪れる観光客の多くは短時間型・通過型であり、より楽しく快適に過ごせるように環境整備を図るとともに、観光ニーズに即した参加型、体験型観光レクリエーションの開発や、コンベンションの誘致による交流拡大、歴史・文化・風土を共通する圏内の観光資源のネットワーク化を図ることが重要です。

人口減少社会の到来をひかえ、圏域独自の魅力を創造し、九州の他の地域と連携するなど、「交流人口」の増加を図ることが、新たな都市の活性化と地域振興の鍵となります。

すでに、福岡地区観光協議会などにおいて広域的な取り組みを行っていますが、観光協会をはじめ民間との連携を進めるほか、外国人旅行者などへのホスピタリティ*42のかん養を図るなど、受け入れ体制の整備を進め、都市圏一体として国内外からの集客や交流人口を増やし、圏域の活力を高めることが必要です。

《基本方針》

- ①観光資源の整備やネットワーク化、観光情報の充実を図ります。

* 42 ホスピタリティ：観光者などの来訪者に対し温かく親切にもてなす心。

- ②リピーターの確保等に向けた受け入れ体制の充実に努めます。
- ③ビジターズ・インダストリー*⁴³の振興に努めます。
- ④新たな拠点としての九州国立博物館をはじめ、歴史・文化を活かした観光、集客交流を図ります。

《主要施策》

(1)観光資源の整備・ネットワーク化

- 自然、歴史、文化など多様な観光資源を掘り起こすとともに、サイン整備やアクセス道路、駐車場整備を推進します。
- 本圏域内外の観光関係者との連携・協力により、都市観光の魅力や豊富な歴史的観光資源を活かした広域観光ルートを開発するとともに、ネットワーク化を推進し、観光誘致を積極的に展開します。
- インターネットの活用などにより、広域的な観光情報サービスの提供を推進します。

(2)観光客の受け入れ体制確保

- 観光案内所の機能充実に努めます。
- 観光関連の各種ボランティアの育成等を通じ、ホスピタリティの醸成に努めます。
- 農水産業と観光との連携を図るなど、ニーズに合った体験型観光の振興に努めます。

(3)ビジターズ・インダストリーの振興

- 住民・事業者・行政の協働により、地域の魅力アップ、集客力の向上等を図り、交流人口の増加や集客関連産業の振興を図ります。

(4)九州国立博物館のインパクトを活かした連携

- 九州国立博物館と連携して、地域に点在する地域固有の自然、風土、歴史など、伝統に根ざした地域文化を掘り起こすとともに、各博物館、資料館等とのネットワークを形成し、それらの情報を発信していくシステムの構築に努めます。

4. 工 業

《動向と課題》

圏域の製造業は、出版・印刷、食料品、金属など都市圏の需要を支える都市型工業を中心に立地していますが、近年福岡市から圏域外も含め周辺地域への移転が進んでいます。都市型工業は市場と近接して立地することが特徴ですが、都市化の進展等により住工混在問題や水問題等も見られ、事業活動が円滑に行えるよう環境整備を図っていくことが求められています。

一方、北部九州圏域では、自動車関連産業の集積が急速に進んでおり、半導体関連産業等との相乗的な効果も期待されるなど新たな動きが活発化しています。福岡都市圏においても、この動きを的確にとらえ、企業誘致等に地域の資源、特性を活かし、取り組んでいく必要があります。

* 43 ビジターズ・インダストリー：交通、飲食、ショッピング、宿泊、文化・スポーツ、アミューズメント、研究/教育、観光企画、情報メディアなどの、訪問者にサービスを提供する、または訪問者をサポートする産業群を意味する。

また、グローバル化の進展、経済の成熟化等に伴い、競争が激化するとともに人々のニーズも多様化しています。このため、地域企業の技術力や製品開発力の向上、経営基盤の安定化に向けた取り組みを支援することが重要となっています。

地域の文化であり財産でもある伝統産業については、販路の拡大、人材育成に加え、新たな発想でその振興を図っていく必要があります。

《基本方針》

- ①都市型工業の立地環境を整えるとともに、新たな都市型産業の創出の観点からも、地域特性に適した企業の立地促進を図ります。
- ②大学や経済団体、産業支援機関、研究開発機関とも連携し、地域企業の技術・製品開発力の向上に向けた取り組みを支援するとともに、経営基盤の安定化に努めます。
- ③伝統産業の振興を図ります。

《主要施策》

(1)都市型工業の立地環境の改善

- 事業所にとって魅力ある立地環境を整えます。
- 公害防止、周辺環境との調和の点から、企業の啓発、指導に取り組みます。

(2)技術力の向上等基盤強化

- 大学、商工会議所（商工会）、工業技術センター、中小企業振興センター等と連携し、地域企業の技術力の向上、IT（情報通信技術）の飛躍的進展等時代環境の変化への対応、経営基盤の安定化に向けた取り組みを進めます。
- 研修会や異業種交流会の開催等により、人材育成や横断的ネットワークの形成に努めます。

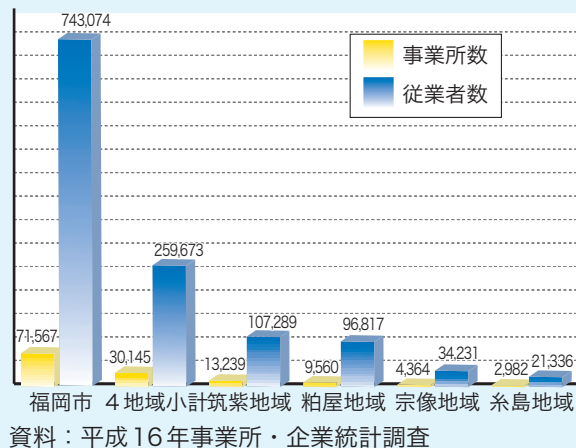
(3)新規企業の立地促進

- 知識創造型企業やアジアとのビジネスを行う国内外企業など、圏域内の地域特性に適した企業の立地促進に努めます。
- 北部九州地域における自動車関連産業等の集積を活かし、圏域内への企業誘致及び関連事業の展開を図ります。

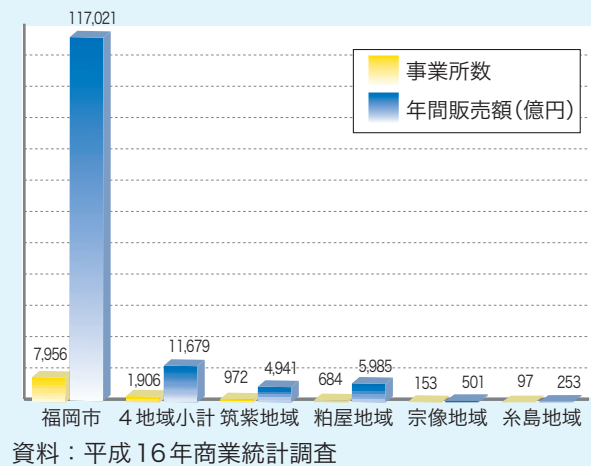
(4)伝統産業の振興

- 新製品の開発とともに、物産展やイベントの開催等を通じて、販路の開拓、拡張を図るとともに、他産業との連携を図るなど新たな展開可能性を探ります。
- 伝統的技術・技法を伝承していくための研修講座、作品展等を通じて、後継者の育成・確保に努めます。

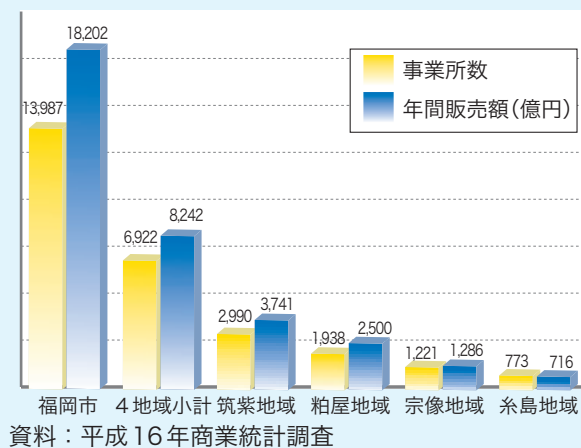
グラフ7 事業所数と従業者数（民営）



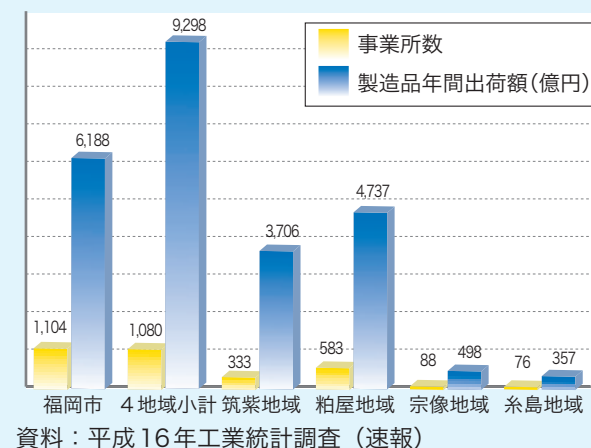
グラフ8 卸売業事業所数と販売額



グラフ9 小売業事業所数と販売額



グラフ10 工業事業所数と出荷額（従業者4人以上）



5. 農林水産業

《動向と課題》

本圏域における農業は、就業者数、耕地面積ともに減少する中、就業者の高齢化が進んでおり、林業や水産業においても同様の傾向がうかがえます。

農林水産業は、住民の食生活を支えるとともに、市民農園、レクリエーションの場などの住民と自然のふれあいの場の創出にも寄与しています。また、森林等は国土保全、水源かん養、環境保全などの多面的機能も果たしており、これらの機能を確保していくことが必要です。

《基本方針》

- ①生産基盤の整備を行うとともに、特産品開発やブランド化の促進ならびに農水産物消費拡大の推進、就業者の育成・確保等、農林水産業の振興に努めます。

- ②農山漁村地域や離島の生活環境整備を進め、地域の活性化に努めます。
- ③農林水産業への理解と関心を深めるとともに、住民とのふれあいの場を創出します。
- ④農地や森林等が有する国土保全、水源かん養等多面的機能の確保に努めます。
- ⑤環境の保全や学習・レクリエーションの場など、農林水産業の持つ多面的な機能の発揮を促進します。

《主要施策》

(1)農業振興

- ほ場、農道、かんがい排水等生産基盤整備を計画的に進め、生産性の向上を推進するとともに、優良農地の確保を図ります。
- 住民と農業のふれあいを推進します。
- 地域農業の特性に応じた効率的な農業生産を推進するとともに、農業経営の安定化を図るための施策を実施します。
- 農産物のブランド化や高付加価値化、特産品の開発などを図ります。

(2)林業振興

- 林業の生産活動の活性化のため、林道整備等生産基盤整備、機械化等を推進します。
- ボランティア団体の育成、森林オーナー制度等住民参加の森づくりを検討します。
- 水源かん養、防災等多面的機能を有する森林の保全、有効活用を図ります。

(3)水産業振興

- 魚礁の設置等による漁場整備や種苗放流による栽培漁業など、つくり育てる漁業を推進します。
- 安全で使いやすい漁港の整備を図ります。
- 漁業と海洋性レクリエーションとの調和に努めるとともに、住民参加型のレクリエーション等を通じて、漁村地域と都市圏住民との交流を進めます。
- 循環型社会の構築に向け、エネルギーや製品として再生可能な有機性資源（バイオマス）である魚さいの広域的利活用を進めます。

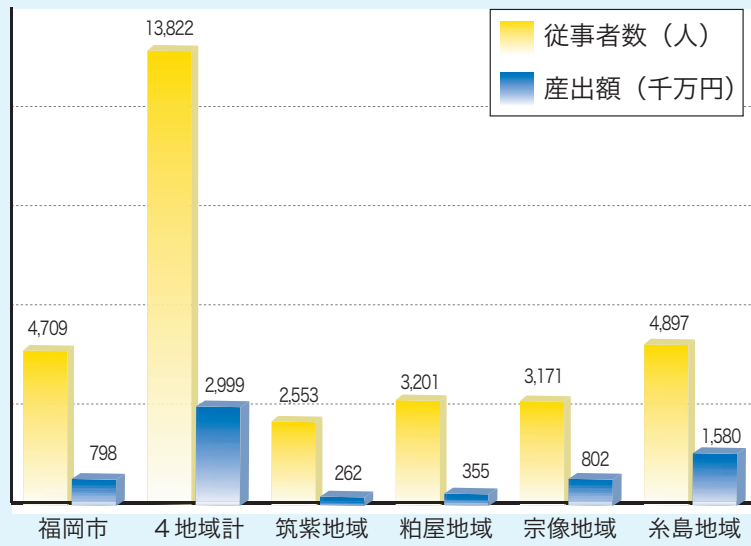
(4)活力ある農山漁村地域づくり

- 排水処理施設等生活環境整備を進めるとともに、地域特性を活かした豊かな農山漁村づくりを推進します。
- 国土保全、水源かん養、自然とのふれあいの場の提供等、多面的機能を有する中山間地域の総合的整備を図ります。
- 農林水産業を自然、生産、食についての学習の場として活用するなど、住民に開かれた憩い、安らぎ、レクリエーションの空間としての機能の発揮を促進します。

(5)担い手の育成・確保

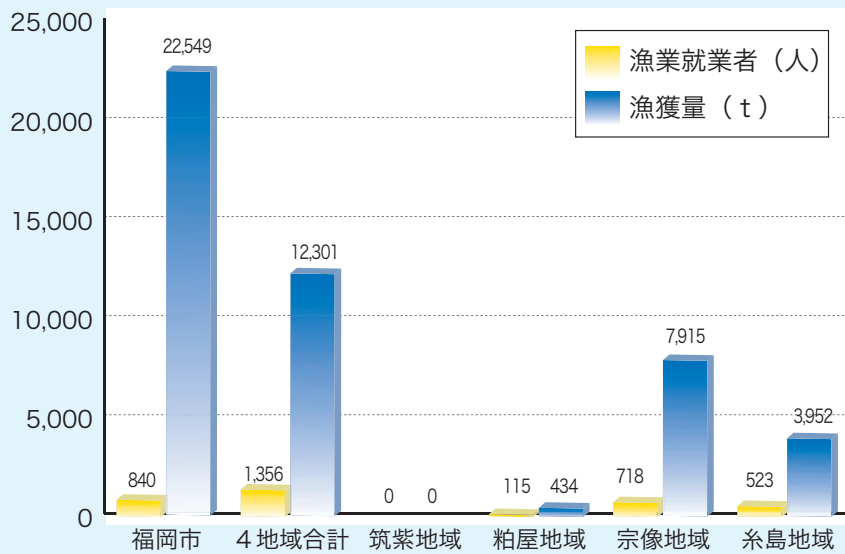
- 新規就業者への就業支援や研修、団体活動への支援など総合的な対策等により農林水産業の担い手の育成・確保に努めます。

グラフ 11 農業従事者数と農業産出額



資料：2000年世界農林業センサス、農林水産省「平成16年農業産出額」

グラフ 12 漁業就業者、漁獲量



資料：2003年（第11次）漁業センサス、第51次福岡農林水産統計年報水産編

第4章 地域別計画

1. 福岡市

《現況と動向》

福岡は、金印や鴻臚館に象徴されるように、古来から大陸との交流の歴史の中で育まれてきた都市です。中世の時代には、自治を尊びアジアを舞台に自由かつ達に活躍した博多商人がまちを治め、海外交流の拠点、自由都市として栄えました。

今、我が国は、急激な社会経済情勢の変化を背景として、成長の時代の価値基準や社会経済システムが十分に機能しない大転換期の時代を迎えており、福岡市も独自のまちづくりに果敢に挑戦していくことが求められています。

国と地方の関係の変化等に伴う自治と自律の時代への対応、安全・安心の確保、自然環境への配慮など、快適かつ時代環境に合ったまちづくりをすすめるとともに、地場企業や新産業の振興による経済活力の創造や、九州・アジアとの交流・連携を通じて市民生活の質や都市活力の向上を図っていくことが課題となっています。

《基本的な方向性》

新しい福岡づくりの基本方向「自由かつ達で人輝く自治都市・福岡をめざして～九州・そしてアジアの中で～」を具体化するため、5つの基本的考え方を掲げ、取り組んでいきます。

基本的考え方1：

果敢に挑戦する自治と自律の都市・福岡

○市民自治・共働

- ・市民の自治力を高め、地域コミュニティやNPOの活動を活発にします。
- ・あらゆる主体が、相互の役割と責任を認め合い、共働することによって、市民自治の実現をめざします。

○選択と効率性を重視する自治体経営

- ・自治体としての政策形成・意思決定・実践能力を高め、施策や事業の選択を進めます。
- ・地域経営の要である区役所の機能を強化します。
- ・あらゆる資源を最大限に活かし、効率的な自治体経営を展開します。

○第4の大都市圏の形成

- ・福岡都市圏市町との密接な連携により、広域的な課題の解決を図り、母都市としての役割を担います。
- ・北九州都市圏との連携を強化し、我が国第4の大都市圏として福北大都市圏を築きます。
- ・九州、さらに西日本をも視野に、圏域の発展に貢献し、牽引的役割を果たします。

○実験挑戦都市

- ・従来手法にとらわれない福岡固有の制度やしぐみ、福岡方式の創造に挑戦します。

- ・新しいまちづくりで先導的システムづくりに挑戦し、その成果を市内外に還元します。

基本的考え方2：

安全で快適な市民生活充実の都市・福岡

○子どもがたくましく生きる力、夢や希望をもって育つまち

- ・子どもが主体的に活動できる力や規範意識の醸成に努めるとともに、児童虐待防止、いじめ、不登校への対応など、子どもの権利を尊重するための取り組みを進めます。
- ・子どもを安心して生み育てられる環境づくりを進めるとともに、家庭・学校・地域・企業・行政の連携により、子どもがたくましく生きる力、夢や希望をもって育つまちをめざします。

○誰もが生き生き暮らすまち

- ・地域の支え合いのしくみをつくり、すべての市民が生き生きと暮らせる健康福祉のまちづくりを進めます。
- ・こころとからだの健康づくりを進め、先進的な健康医療都市をめざします。

○一人ひとりの尊厳が大切にされるまち

- ・一人ひとりの尊厳・生命が大切にされる自由と平等の社会を構築し、様々な人権問題の解決をめざします。
- ・多様な個性、価値観、生き方を認め合い、様々な場面に男女が共同して参画し、誰もが分け隔てなく暮らし活動できる都市をめざします。

○都市生活者のルールを守る市民の都市

- ・相互を思いやる都市生活者としてのルールを守る市民の都市をめざします。

○安全・快適の生活環境

- ・潤いのある水辺や歩きたくなる道づくりなど、市民が実感できる豊かな生活環境を整えていきます。
- ・犯罪が発生しにくい環境づくりを進め、防災基盤の整備と危機管理を強化し、安全・安心の都市をめざします。

基本的考え方3：

豊かな自然環境と歴史風土を大切にす都市・福岡

○美しい風景の福岡

- ・福岡の環境を支える豊かな自然を保全し、生かしながら自然美を高めます。
- ・水と緑の豊かさと四季を感じるまちをつくり、美しい公共空間・街並みを形成し、都市美を高めます。

○固有の歴史・風土、文化を大切にす福岡

- ・市民の文化芸術活動を振興し、新たな文化の創造につなげます。
- ・固有の歴史・風土を今に生かし、輝かせ、積極的に情報発信し、市民が誇りと愛着をもつ福岡をめざします。

○地球環境に配慮した暮らし

- ・地球的視野に立って、環境に配慮した暮らしや事業活動を普通のこととして行う都市

をめざします。

- ・資源・エネルギーを大切に使い、ごみ減量やリサイクル、新エネルギー導入や省エネルギーの徹底、節水型都市づくりを進めます。

○快適で美しい都市空間づくり

- ・豊かな自然環境との調和を図り、快適で美しい都市空間と住環境の創造をめざします。
- ・既成市街地や現在の計画的開発区域を中心に人口や必要な都市機能の収容を図り、市街化区域の拡大を最小限に抑え、自然環境や農地を保全します。
- ・多様な楽しみを身近に享受でき、職と住が近接した、コンパクトで環境負荷の少ない都市をめざします。

基本的考え方4：

多彩な人が集い活躍する活気創造の都市・福岡

○多彩な人の活躍

- ・あらゆる世代の学びの意欲に応える場やしきみをつくり、自己実現できる環境を整えます。
- ・国内外から集う多彩な人々が、様々な分野で活躍できるまちをめざします。

○活気創造都市

- ・地場企業の活力を高め、起業・創業を支援、企業立地を促進します。
- ・情報関連産業、デザイン関連産業など都市型産業や科学技術の振興、産学官連携を推進し、知識創造型産業を振興します。

○集いの都

- ・福岡の個性や魅力に磨きをかけ、九州各地域と連携してビジターズ・インダストリー（集客産業）を振興し、多くの人が行き交う集いの都をめざします。

○ITによる生活革新

- ・暮らしの豊かさを高める生活革新を進め、情報関連産業の飛躍を図るなど、ITを活かした都市の活性化を図ります。

基本的考え方5：

協力と競争によりアジアの中で共生する都市・福岡

○さらなる国際化

- ・国際理解、語学力、国際ビジネス能力など、市民、企業の国際力を高めます。
- ・多様な文化背景をもつ人々が共に暮らし、地域活動からビジネスまで様々な活動を自由に行える環境を整えるなど、福岡の国際化を新たな段階に高めます。

○重点的な地域交流

- ・九州と連携しながら、我が国で東アジアの他の地域に最も近接した地域である特性を生かし、東アジア、とりわけ北東アジアの主要な都市、地域との重点的な交流・連携を進めます。

○国際協力・貢献

- ・アジアの諸問題の解決に向け、国際機関・大学などと連携し、九州と共に積極的に役

割を担います。

- ・ 特に、ごみ処理技術やまちづくりへの新エネルギーの積極的導入などにより、環境分野で貢献をめざします。

○**広域交流機能の強化**

- ・ 将来を見据えた空港機能の強化、中枢国際港湾・博多港の充実、九州新幹線の整備促進などにより、人・もの・情報の広域交流機能を高め、アジア・世界と結ぶゲートウェイを形成し、九州・西日本の発展に寄与します。

図8 福岡市計画図

■ 高速道路

- ① 九州縦貫自動車道
- ② 福岡都市高速1号線
- ③ // 2号線
- ④ // 3号線
- ⑤ // 4号線
- ⑥ // 5号線(建設中)
- ⑦ 福岡前原道路

■ 国道

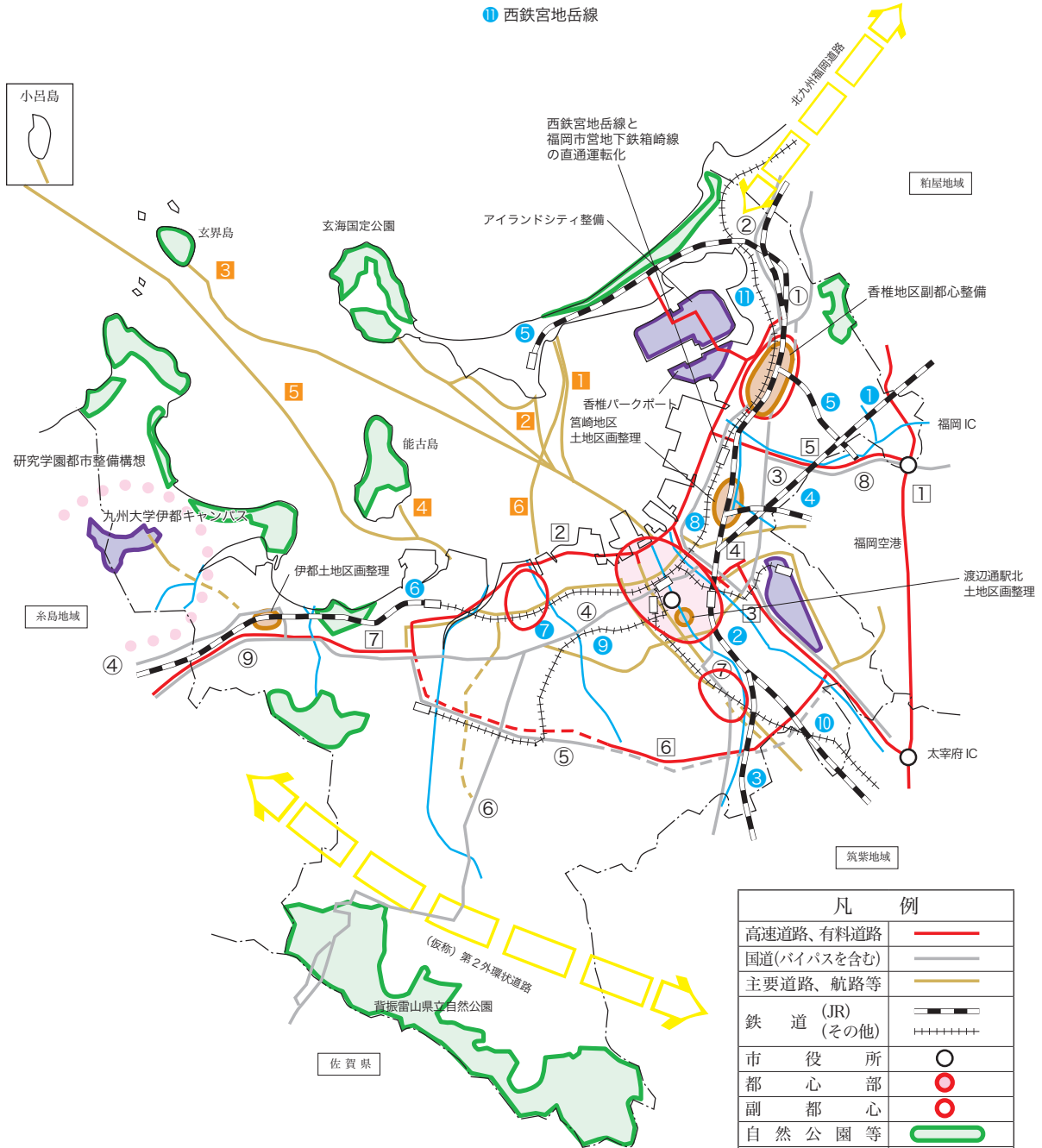
- ① 一般国道3号
- ② 一般国道495号
- ③ 一般国道3号博多バイパス
- ④ 一般国道202号
- ⑤ 一般国道202号福岡外環状道路
- ⑥ 一般国道263号
- ⑦ 一般国道385号
- ⑧ 一般国道201号
- ⑨ 一般国道497号

■ 鉄道

- ① 山陽新幹線
- ② JR鹿児島本線
- ③ JR博多南線
- ④ JR篠栗線
- ⑤ JR香椎線
- ⑥ JR筑肥線
- ⑦ 福岡市営地下鉄空港線
- ⑧ // 箱崎線
- ⑨ // 七隈線
- ⑩ 西鉄天神大牟田線
- ⑪ 西鉄宮地岳線

■ 航路

- ① 福岡市営渡船海中ライン
- ② // 志賀島航路
- ③ // 玄界島航路
- ④ // 能古航路
- ⑤ // 小呂航路
- ⑥ 安田汽船うみなかライン



凡 例	
高速道路、有料道路	———
国道(バイパスを含む)	———
主要道路、航路等	———
鉄 道 (JR)	———
(その他)	+++++
市 役 所	○
都 心 部	●
副 都 心	○
自然公園等	———
土地区画整理	———
その 他	———
河 川	———
研究学園都市整備構想	●●●

※破線は計画・構想

2. 筑紫地域

《現況と動向》

筑紫地域（春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、那珂川町の4市1町で構成）は、都市圏の南部に位置し、九州の動脈である国道3号線をはじめ国道385号、JR鹿児島本線、JR博多南線、西鉄天神大牟田線、それに圏域内外を数多くの県道が走っています。さらに、九州縦貫自動車道の太宰府インターチェンジと筑紫野インターチェンジがあり、太宰府インターチェンジから福岡市内を結ぶ福岡都市高速道路に直接つながるなど、交通網の発達著しい地域です。

また、一方では、脊振山系、宝満山系などの自然環境や大野城跡・水城跡・大宰府跡・奴国の遺跡など、歴史的・文化資源に恵まれ、また、博多の奥座敷と言われる二日市温泉を有し、居住環境の整った快適生活都市を形成しています。

このようなことから、筑紫地域ではいまだに人口増加が続いており、水事情は他の地域同様に大変厳しいことから、都市圏等と水源地域との相互理解や都市圏としての適切な対応が重要となっています。

また、西鉄天神大牟田線の連続立体交差事業や基幹道路の整備とあわせたまちづくりの推進等、交通基盤と都市基盤の整備、あるいはスポーツ・レクリエーション、イベント等の推進や高齢化対策、各種福祉施策などを地域が連携し、一体となって進めることが今後の課題です。さらには、九州国立博物館と連携した文化、生涯学習、観光の振興、あるいは地域住民の草の根による国際交流を促進するなど、地域や住民が主体となったまちづくりを推進し、将来にわたって潤いのある豊かな生活を追求しながら、質の向上に重点を置いた各種事業や施策を展開していくこと必要となってきました。

《基本的な方向性》

福岡都市圏において、良好な住宅都市としての発展を続ける筑紫地域は、豊かな自然と歴史・文化を生かした住民参加による個性的なまちづくりの推進や交通基盤の整備、少子・高齢化する社会に対応した各種福祉施策の展開、スポーツ・レクリエーションの振興、文化や生涯学習の充実強化、地域住民の草の根交流による国際交流など、多くの地域住民がこの地域に住んでよかったと感じる都市・地域づくりをめざします。

(1)生活環境

「健康」で「快適」、「安全」で「便利」な、生活を保障するため、上下水道の整備をはじめとする基盤整備及び廃棄物処理の適正化、増加する犯罪の未然予防など、日常生活の基盤である生活環境の整備をさらに推進します。

また、住民生活の環境衛生を保全するため、ごみ、し尿の合理的な収集・処理に取り組むとともに、資源のリサイクル等に対する住民の意識啓発等を行いながら、より効果的な対策を進めます。

特に、水資源については、需要の増大及び水源環境の悪化等により水不足が生じていることから、施設の拡充・改良や新たな広域的水源の確保・開発（五ヶ山ダム等）などを積極的に取り組むとともに、節水型水利用を推進するなど安定給水の確保に努めます。

(2)交通ネットワーク

西鉄天神大牟田線の連続立体交差事業を推進し、都市機能の充実を図るとともに、九州縦貫自動車道太宰府インターチェンジ及び筑紫野インターチェンジの流通機能を拡充しながら、広域交通ネットワークの形成を図ります。

また、筑紫地域を縦横断する基幹道路の整備を促進し、圏域内外の交通の円滑化を図るとともに、東西方向での連絡向上などを通じてネットワーク性の高い交通体系の確立を進めます。

さらに、大量輸送機関である鉄道・バスについても、増発や路線の新設など地域の利便性の向上・確保を図ります。

(3)スポーツ・レクリエーション、文化、生涯学習、観光

社会情勢の変化から、人々のスポーツ・レクリエーションや文化活動、生涯学習に対する意欲や需要が高まり、「いつでも、どこでも、だれでも」広域かつ多目的に利用できる施設が求められています。このため、施設の広域利用と多目的化を推進し、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動、生涯学習に対する基盤整備と情報発信機能の充実強化を図ります。

また、筑紫地域は、古代において日本あるいは九州の政治、経済、文化の中心に位置するとともに、大陸文化のクロスロードとして重要な国際交流の窓口であり、アジアに向けて開かれた国際都市でもあったことから、埋蔵文化財や民俗文化財が数多く存在しています。この古代から受け継がれてきた文化・歴史資産を保存・継承するとともに、アジア文明交流の拠点として開館した九州国立博物館を核に、地域に根ざした文化の振興を図るなど、人々が日々暮らしの中で文化に触れ、多くの人が夢を語り、交流する豊かな地域づくりを推進するなど、筑紫地域が有する豊かな自然や文化・歴史的資産の有効活用を図り、地域住民の余暇活動、文化活動を積極的に支援します。

観光については、九州国立博物館をはじめ本地域内の優れた名所・旧跡や温泉地等の連携と観光資源を広く紹介するためのネットワーク化を図り、ガイドブックの作成を行うなど、より一層のサービス向上に努めます。

(4)保健・医療・福祉・介護

少子・高齢化、核家族化、価値観の多様化が急速に進行するなかで、よりきめ細かいサービスが求められています。

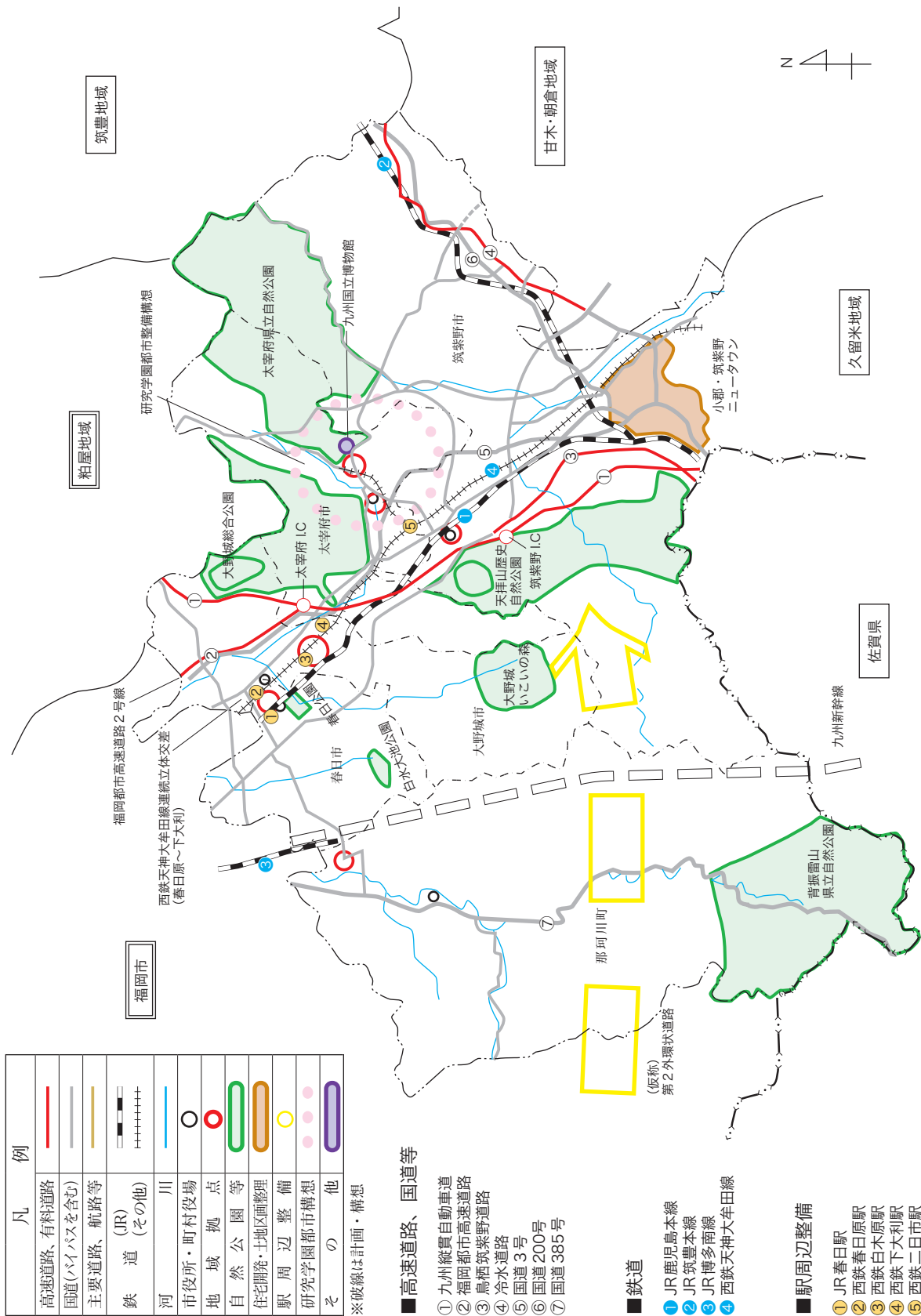
このため、各種保健福祉計画等に基づく施策の推進と保健、医療、福祉、介護の積極的な連携を図り、子ども、高齢者、障がい者を含めた地域の住民すべてが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(5)国際交流

様々な分野で多面的に進展する国際化に対し、柔軟かつ迅速に対応する必要があります。

国際化の対応には、九州国立博物館の開館を機に、外国からの来訪者の増加が見込まれることから、より一層世界の人々と共に生きることについての住民の理解と国際感覚の養成が不可欠であり、地域住民の草の根交流を積極的に促進し、国際意識、国際感覚の醸成に努めます。

図9 筑紫地域計画図



3. 粕屋地域

《現況と動向》

粕屋地域（古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町の1市7町で構成）は、都市圏の東部に位置し、北部は玄界灘に接し、東部一帯の山地は太宰府県立自然公園に指定された自然環境豊かな地域です。また、博多駅や福岡空港、博多港に近く、九州縦貫自動車道福岡インターチェンジ・古賀インターチェンジ、福岡都市高速道路粕屋ランプが地域内に立地するなど、交通アクセスもよいことから、流通業務施設や大規模商業施設の立地や住宅団地の開発が盛んであり、これらの住宅の開発や産業構造並びに交通基盤は、福岡市とのつながりの中で進展してきました。一方で、南北に長い地域を結ぶ幹線道路の整備が不十分など、相互のつながりが弱いといわれてきましたが、幹線道路の整備促進、地方分権を背景とした地域環境の変化等により、新たな地域としてのまとまりが生まれてきています。

現在、粕屋地域では、多々良川流域下水道や筑紫野古賀線等の幹線道路の整備、し尿・ごみ処理施設や消防救急組合の充実等、共通の課題に対して広域的な対応を図っています。

今後、福岡市営地下鉄箱崎線と西鉄宮地岳線の直通運転及び地下鉄空港線の延伸の可能性、JR篠栗線の複線化、空港の機能強化、国鉄志免炭鉱ぼた山跡地の開発など、広域的な視点にたった地域活性化の検討がなされる中、本地域はその特性を活かしながら「まちづくり」を推進していく必要があります。

《基本的な方向性》

粕屋地域は、より人口増加が見込まれる住宅地域、福岡都市圏の都市型工業や流通・商業サービスの拠点地域、近隣圏域を対象とした日帰り観光・レクリエーション地域、都市機能の分担を進め個性ある圏域の形成を図る地域等、多様な機能性を持つ地域であり、地域一体となった「恵まれた自然環境と共存する快適で安全なまちづくり」をめざします。

(1) 快適で安全な居住環境と都市基盤の整備促進

快適で安全な居住環境を形成するため、上水道水源の安全確保、下水道・し尿処理施設の整備等を推進するとともに、開発と自然環境との調和に配慮し、景観等の整備に努めます。

また、県道筑紫野古賀線、福岡東環状線・志免宇美線等の整備促進や北九州福岡道路等の構想推進、須恵新宮線の計画推進等により、地域内幹線道路のネットワーク化を図ります。さらに大量輸送機関としてのJR篠栗線・西鉄宮地岳線の機能強化、空港の機能強化の推進等により広域交通の充実に努めます。

(2) 流通・商業施設の立地促進と都市型工業地域の整備促進

交通の便に恵まれているため、流通業務施設の立地や大規模商業施設の進出もめざましく、都市型工業地域等の整備と相まって、本地域の個性として、沿道商業施設等の集積を図ります。高速道路のインターチェンジ周辺や国道3号沿線は、ある程度集積が進展していますが、今後は、道路整備が進む県道筑紫野古賀線や福岡東環状線沿線等において、沿道商業施設等の集積を推進していきます。

(3)自然を生かした観光・スポーツ・レクリエーション施設の整備と広域利用の促進

余暇活動の多様化に伴うスポーツ・レクリエーションや観光の需要に対応するため、豊かな自然を活かした施設の整備を促進するとともに、広域的な利用を図り、地域内住民相互の交流を推進します。

(4)広域的土地利用の推進

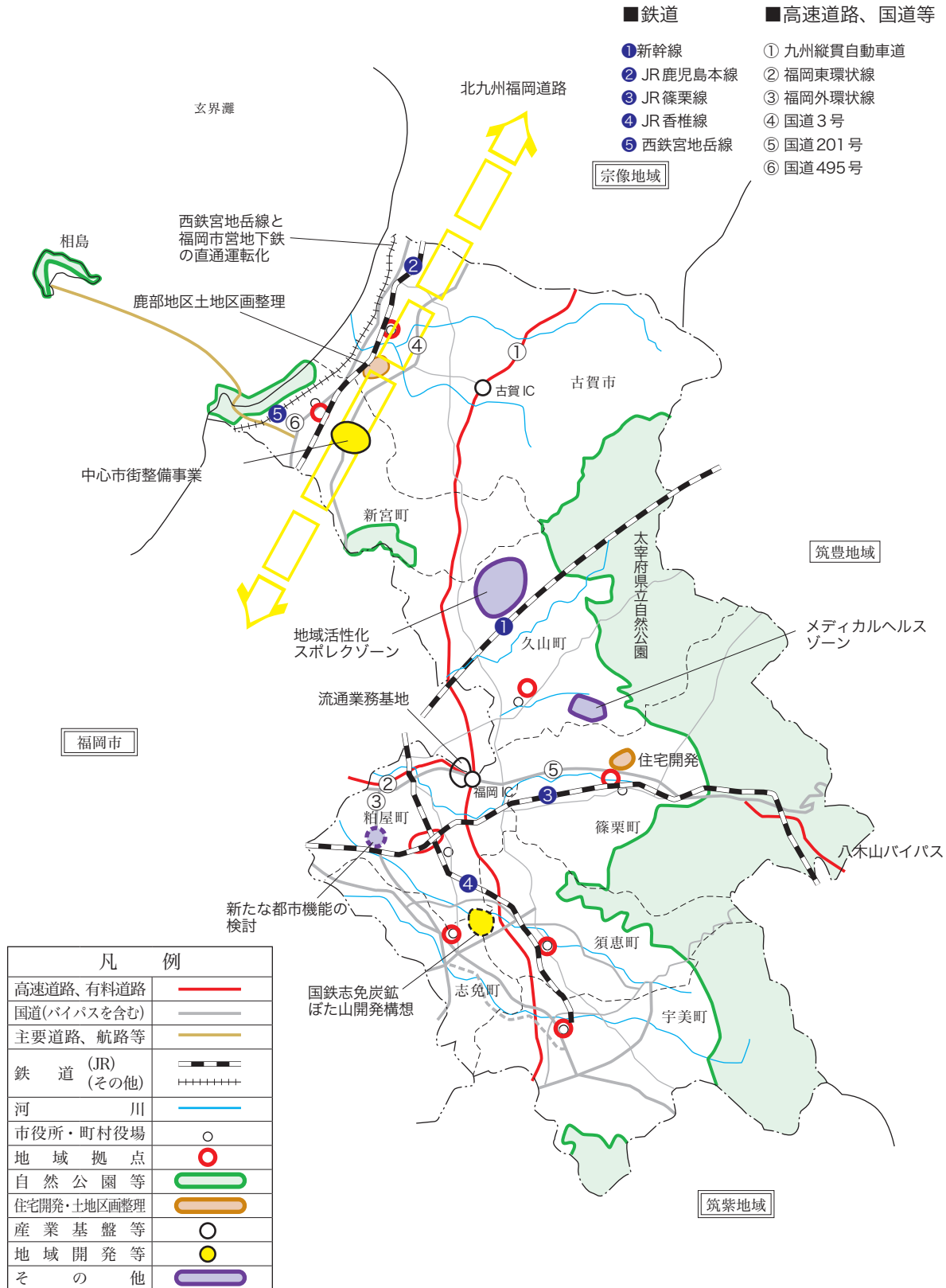
国鉄志免炭鉱ぼた山跡地・地域活性化スポレクゾーン等の未利用地については、住民の意見を取り入れた広域的な土地利用を検討していきます。

(5)健康・福祉の推進

健康で快適な生活環境づくりのため、保健・福祉・医療の連携を強化し、少子化対策や高齢化対策に努めます。

また、介護保険については、地域内の情報交換等を図り、より良い介護サービスに努めます。

図10 粕屋地域計画図



4. 宗像地域

《現況と動向》

宗像市及び福津市で構成する宗像地域は、福岡市、北九州市と筑豊地域のほぼ中間に位置し、三つの圏域が重なり合う県内唯一の地域です。

良好な立地条件のもと、優れた歴史遺産、豊かな緑、美しい海岸線に恵まれた宗像地域は、福岡都市圏東部の快適な住宅地域として発展をしてきました。また、文化活動施設の相次ぐ立地と各施設間の円滑な連携の推進にともない、質の高い住民の文化交流・活動も年々活発になってきています。

さらに平成15年から17年にかけて3回の市町村合併が行われ、1市3町1村から2市へと自治体の枠組みが大きく変化しました。

こうしたなか、宗像地域においては、①少子・高齢化への早急な対応、②まちづくりの基本となる地域コミュニティの見直し・再構築、③福・北・豊を包括する広域交通体系や地域住民の生活を支える域内交通体系の両面にわたる交通基盤・公共交通機関のより一層の整備、④地域の魅力を発信する観光・レクリエーション分野の広域的な連携の推進、⑤豊かな農業・漁業資産を最大限に活かした地域産業の振興、⑥地域生活のコミュニティ形成を支援する地域情報化への積極的な取り組み、⑦地域における広域的な連携形態の再編などが重要な課題となっています。

《基本的な方向性》

(1)生活環境

自然との調和に配慮し、計画的な住宅供給と地域特性を活かした都市景観の形成を促進します。

上下水道、し尿処理、ごみ処理等の生活環境基盤の整備を推進するとともに、ごみの分別・リサイクルの推進による、ごみの減量化に取り組みます。

ユニバーサルデザインの意識を普及促進し、特に、公共交通機関におけるバリアフリー化への取り組みを推進します。

福岡市、北九州市と本地域を結ぶ北九州福岡道路などの広域交通網や、筑豊地区とを結ぶ主要地方道飯塚福岡線などの広域道路網、本地域内拠点をネットワークする道路の整備を促進します。

西鉄宮地岳線の福岡市営地下鉄との直通運転を促進します。

(2)少子・高齢社会に対応した保健福祉の推進

少子・高齢化が進行する中、乳幼児から高齢者まですべての市民が健康でいきいき生活できる社会の構築が求められています。介護保険制度の充実やきめ細やかな福祉施策、また男女がともに子育てと社会参加が両立できる環境づくりなど、保健、福祉、医療の連携を強化し総合的な推進体制の整備を図ります。

(3)産業・観光

農業生産基盤の整備や経営の近代化を促進し、本地域に適した流通体制を確立し、多様な農業生産の展開をめざします。

漁港施設及び漁業生産基盤の整備を推進し、資源管理型漁業の強化を図り、経営の近代化と多角化を展開します。

農業・漁業や歴史遺産を活用した観光振興策を推進するとともに、広域的な視野から宗像地域一体となった広域観光ルートとの連携を図り、「むなかた観光王国」を展開します。

(4)教育・文化

文化・スポーツ施設間の連携をさらに進め、情報等の提供を通じ住民の文化・スポーツ活動等の生涯学習の支援を行います。また、大学等との連携や地域での人材や自然等の資源を活用し、だれでも、いつでも、どこでも、楽しく学びあえる生涯学習を進めます。

全ての世代の人々が積極的に地域づくりに参画し、自律した地域を作るため地域コミュニティ等の活動を支援します。また、地域コミュニティ団体や、NPO団体等とともに、地域づくりを進めるシステムの構築を行います。

(5)広域的な自治体連携

生活や経済の広域化などから、広域行政の重要性がますます高まっています。そのため、広域事業の一層の業務効率化を図るうえから、既存の一部事務組合の統合・複合化に努めます。

また、周辺市町及び都市圏を含めた、相互の連携を強化し、文化施設利用等について積極的に取り組み、広域的なネットワーク化を推進します。

図11 宗像地域計画図



5. 糸島地域

《現況と動向》

糸島地域（前原市、二丈町、志摩町の1市2町で構成）は福岡都市圏の西部に位置し、JR筑肥線、西九州自動車道の整備など福岡市への交通アクセスの飛躍的な向上により、大きく変わろうとしている地域です。

さらに、福岡都市高速道路と西九州自動車道との直結や現在進められている九州大学の移転などにより、経済文化活動の面でも大きな飛躍が期待されます。

これらの発展に伴う人口の増加に対応するため、計画的な土地利用に基づいた水資源開発や下水道、道路網の整備などが求められています。

また、少子・高齢化の進行、農村・漁村地域の活性化、自然環境の保全などの課題も抱えており、これらの対応も急務となっています。

今後、糸島地域はそれぞれの自然や歴史・文化を大切にし、活力あふれる文化都市として、調和のとれた発展をめざすため、1市2町がそれぞれの地域資源を活かし連携しながら、魅力ある糸島づくりを進める必要があります。

《基本的な方向性》

(1)自然と歴史を活かした余暇空間の創造

玄界灘、脊振雷山山系など恵まれた自然と伊都国など歴史的文化遺産が豊富に残っている地域の特性を活かした環境整備を図り、歴史や文化が息づく創造的余暇空間の形成に努めます。

- ・脊振雷山山系や美しい海岸線を活かしたレクリエーションゾーンの整備
- ・地域の文化遺産を活かした歴史空間の整備
- ・永い歴史の中で生まれてきた伝統的な祭り、民俗芸能の保存・継承

(2)快適環境空間の整備

豊かな自然環境と都市化の進展との調和を図りながら、貴重な緑の確保や都市機能の充実を図るなど、潤いと魅力ある地域づくりをめざします。

- ・駅前や公園の整備などイメージアップを図った魅力あるまちづくりの推進
- ・玄海国定公園や脊振雷山県立自然公園を含めた自然環境の保全
- ・上水道や公共下水道等の生活環境整備
- ・新市街地の整備とともに良好な住環境整備の促進
- ・西九州自動車道、国道202号バイパスを含む道路網の整備
- ・地域情報のネットワーク化と情報受発信機能の充実
- ・高齢者の健康・生きがいづくりを含めた生涯学習環境等の整備
- ・子育て支援施策の充実

(3)活力と創造あふれる産業空間の整備

農林水産業の振興を図るとともに、高速道路の利便性を活かした産業、人口集積を基盤とするサービス業など新たな産業の育成を進め、活力と創造あふれる産業空間づくりをめざします。

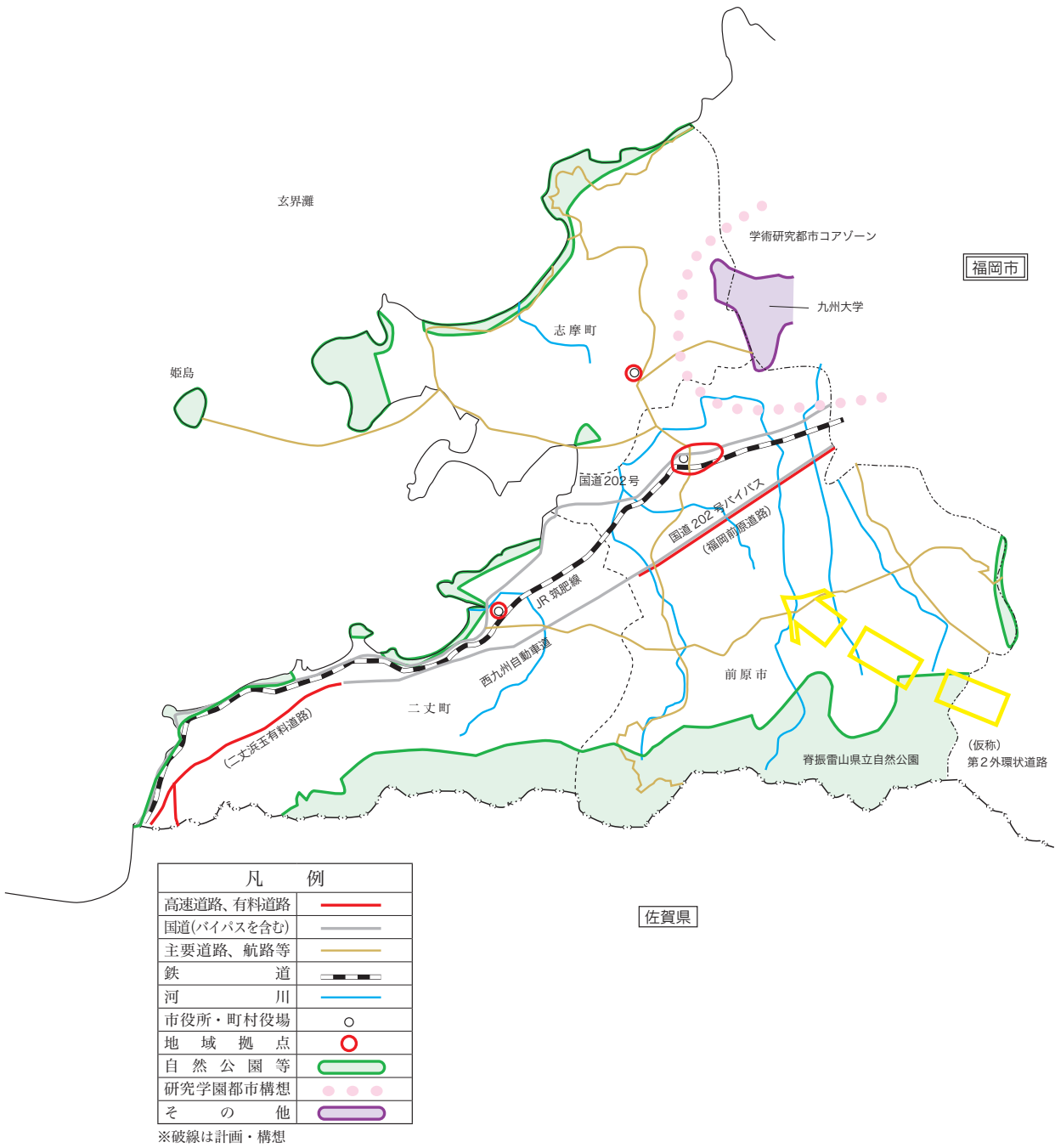
-
- ・地域住民の生活に密着した商業集積機能を持つ地域の整備
 - ・生産基盤の整備や先端技術を導入した付加価値の高い都市近郊型農業の育成
 - ・栽培漁業など資源管理型漁業の育成
 - ・陶芸や伝統産業など芸術文化の向上に寄与する産業の育成
 - ・グリーンツーリズムなど体験交流型観光の推進

(4)九州大学移転に伴う学術研究都市構想の推進

九州大学移転を契機に、産学官連携のもとで、都市環境整備、新産業の創出、人材育成、地域住民との交流など学術研究都市機能を持ったまちづくりをめざします。

- ・大学移転に伴い集積してくる頭脳や研究機能を活用した、新産業やベンチャー企業の育成、創出
- ・開かれた大学として、地域住民との交流を密にし、ふれあいのある新しい学園都市の形成

図12 糸島地域計画図



第5章 計画の推進

1. 計画推進体制の充実強化

福岡都市圏が抱える水、交通などの行政課題への対応や施設の広域利用等、圏域住民の利便性の向上に向けた取り組みを今後とも進めていくためには、住民、事業者等と都市圏構成市町、国、県など行政が力を合わせていくことが必要です。

本都市圏では圏域の一体的発展と魅力と活力にあふれた住みよい都市圏の形成に向け、構成19市町において「福岡都市圏広域行政推進協議会」を設置し、広域行政計画の策定や当該計画に係る事務事業の連絡調整等を行っています。また、水、廃棄物処理、し尿、消防、火葬等の一部事務を共同処理するため、28の一部事務組合も存在しています。

西日本の中核圏域である本都市圏は、空港整備、広域基幹道路ネットワークの構築など国・県等において主たる役割を担う課題も有しています。また雇用対策など、国・県が主導してきた分野についても、地域の実情に応じた施策展開が求められるようになっていきます。このため、構成市町間はもとより国・県等関係機関との緊密な連携を図るとともに、節水、福祉、ごみ・廃棄物処理、環境保全、まちづくり、国際交流、観光、産業振興などの課題への対応や魅力と活力にあふれた都市圏の形成にあたっては、圏域で生活し、活動する住民、NPO・ボランティアなどの団体、事業者等と行政とが共に連携・協力して取り組んでいくことが必要です。

さらに、本都市圏の都市機能集積の進展や交通体系の整備等により、社会生活圏の広域化が進むとともに、観光・余暇、ビジネス等さまざまな面での交流がアジアをはじめ海外にも広がりを見せており、福岡都市圏を越える他地域のみならず、アジアとの交流・連携の重要性が増しています。このため、隣接する広域圏等との連携をより強化していく体制づくりも重要となっています。

(1)福岡都市圏構成市町の連携強化

圏域全体の一体的発展と魅力と活力にあふれた住みよい都市圏の形成に向け、構成19市町の自主性・独自性を尊重しつつ、緊密な連携と協調をより強化します。

(2)国・県等関係各機関との連携強化

行政区域を越えた広域的な行政課題については、地方分権の趣旨に鑑み、構成市町と国・県等関係各機関との適切な役割分担のもと、その解決に向けた取り組みを進めます。

(3)福岡都市圏広域行政推進協議会の企画調整機能強化

都市圏行政の効率的な推進を図るため、福岡都市圏広域行政事業組合*⁴⁴、福岡都市圏競艇等事業組合*⁴⁵などと協力しながら、本協議会の企画調整機能の強化に努めます。

(4)都市圏共同事業の推進

都市圏共通の課題である水、ごみ、福祉などについては、福岡都市圏広域行政事業組合等と連携して、都市圏共同事業としての取り組みを進めます。

* 44 **福岡都市圏広域行政事業組合**:福岡都市圏市町村の共同事業を行うために同都市圏構成22市町村(当時)により設立された一部事務組合。平成5年設立。

* 45 **福岡都市圏競艇等事業組合**:モーターボート競争の共同開催とその収益により福岡都市圏市町村の共同事業の実施を目的として、福岡市を除く同都市圏21市町村(当時)により設立された一部事務組合。平成元年設立。

(5)事業者及びNPO・ボランティア組織との連携

都市圏が抱える課題の解決と魅力と活力にあふれる都市圏の形成に向け、事業者等の理解と協力を得るとともにその活力を積極的に活用していきます。

また、住民の多様化するニーズにきめこまかく的確に対応するためボランティア・NPOとの連携を強化します。

(6)住民参画

住民参加型行政の実現に向け、行政運営の各過程における住民の参画の機会をつくるよう努めるとともに、広報・広聴活動の充実強化に努めます。

2. 他地域との連携

九州・西日本の中核圏域として福岡都市圏の高次都市機能集積や交通体系整備が進むにつれ、社会生活圏は拡大し、本都市圏への人やモノの行き来がこれまで以上に広がりを見せています。このため、人口や産業機能の郊外化、観光・余暇活動等での相互交流が進むなど、都市圏域を越え周辺地域の発展にもつながっています。

一方、水資源については都市圏における水需要の約三分の一を筑後川からの導水に依存するなど、圏域内のみでは解決できなくなった課題も抱えています。

このように、本都市圏は他地域とお互いに支え合う関係にあり、行政のみならず住民レベルでも相互理解・相互協力を進めていくことが重要です。

【他地域との連携例】**(1)筑後川流域との交流**

○福岡都市圏筑後川流域交流推進事業

(かっぱリング事業)

趣旨：筑後川流域との多面的な関係づくりに向け、福岡都市圏各ブロック等が主体となった交流を推進する。

内容：文化、スポーツなどの住民交流事業（植樹祭など）

(2)玄界ウエストコースト都市圏会議

構成市町：福岡市、前原市、志摩町、二丈町、佐賀県唐津市

目的：玄界灘に面し、歴史、文化、風土など共通の基盤を有する市町が連携、協力し、地域の発展及び交流の推進を図る。

表8 福岡都市圏構成市町が加入する一部事務組合

名 称	構 成 団 体	共 同 処 理 す る 事 務 内 容
福岡地区水道企業団	福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、前原市、二丈町、志摩町、春日那珂川水道企業団	水道用水供給
山神水道企業団	筑紫野市、太宰府市、(三井水道企業団)	水道用水供給
宗像地区水道企業団	宗像市、福津市	水道用水供給
春日那珂川水道企業団	春日市、那珂川町	上水道
筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	筑紫野市、(小郡市、佐賀県基山町)	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設の共同利用
春日大野城衛生施設組合	春日市、大野城市	リサイクルプラザ、粗大ごみ処理施設、最終処分場共同利用、し尿処理業務の共同処理
大野城太宰府環境施設組合	大野城市、太宰府市	大野城環境処理センター(可燃物)、共同利用、火葬業務の共同処理
玄界環境組合	古賀市、新宮町、宗像市、福津市	一般廃棄物処理、リサイクルプラザ、最終処分場
糸島地区消防厚生施設組合	前原市、二丈町、志摩町	ごみ処理場、し尿処理場、火葬場の共同利用、消防・救急業務の共同実施
両筑衛生施設組合 (※事務所所在地は久留米市)	筑紫野市、太宰府市、(小郡市、久留米市、筑前町、大刀洗町)	し尿処理業務の共同処理、両筑苑の共同利用
宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町、志免町	し尿処理業務の共同処理
須恵町外2ヶ町清掃施設組合	須恵町、粕屋町、篠栗町	し尿処理業務の共同処理、一般廃棄物処理施設〔ごみ燃料化施設、リサイクルプラザ〕
宗像清掃施設組合	宗像市、福津市	し尿処理業務の共同処理
筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合	筑紫野市、春日市、(筑前町)	火葬業務の共同処理
北筑衛生施設組合	福岡市〔東区〕、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、福津市	火葬場の共同利用
筑紫野太宰府消防組合	筑紫野市、太宰府市	消防・救急業務の共同実施
春日・大野城・那珂川消防組合	春日市、大野城市、那珂川町	消防・救急業務の共同実施
粕屋北部消防組合	古賀市、新宮町	消防・救急業務の共同実施
粕屋南部消防組合	宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	消防・救急業務の共同実施
宗像地区消防組合	宗像市、福津市	消防・救急業務の共同実施
糟屋郡粕屋町外1市水利組合	粕屋町、福岡市	農業用水利用
糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合	福岡市、篠栗町、宇美町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	林道、林野の管理処分
古賀高等学校組合	古賀市、新宮町、福津市	高等学校
福岡都市圏競艇等事業組合	福岡市を除く福岡都市圏18市町	競艇の開催、福岡都市圏広域行政計画に基づく共同事業
筑紫自治振興組合	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町	組合財産の維持管理、筑紫地区精神障害者生活支援センターの管理運営
糟屋郡自治会館組合	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	自治会館の管理運営
宗像自治振興組合 (旧:宗像市外4ヶ町村財産組合)	宗像市、福津市	自治会館の管理運営、急患センターの管理運営、宗像地域保健医療福祉システム
福岡都市圏広域行政事業組合	福岡都市圏19市町	福岡都市圏広域行政計画に基づく共同事業、「福岡都市圏流域連携基金」の管理運営

參考資料

参考資料 1

基本構想（平成 13 年 10 月策定）

この基本構想は、21 世紀を展望し、都市圏の将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を示すもので、総合的かつ計画的な広域行政運営の基本的指針を明らかにすることを目的としています。

本圏域及び各地域の発展過程や地域特性を踏まえ、本圏域及び各地域がそれぞれ連携、協調したうえで進むべき方向性は次のとおりです。

第 1 章 計画の前提

第 1 節 圏域の将来像

1. 安全で快適な生活環境が整い、一人ひとりが生き生きと暮らす都市圏

福岡都市圏の住民一人ひとりが、日々の生活を安心して、かつ豊かに暮らすことができるよう、圏域の生活環境の向上をめざします。

都市圏の大きな課題である水資源の確保につきましては、国、県等関係機関とも連携し、圏域一体となって新たな水資源の開発に取り組むとともに、節水に努め水の有効利用を図ります。

また、圏域外に多くの水資源を依存しており、水源地域や筑後川流域地域との交流を進め、相互理解を深めます。

道路や鉄道などの交通基盤、廃棄物処理、下水道など都市基盤の整備につきましては、人口の増加や生活様式の多様化・高度化等に対応しつつ、広域的観点にも立ち、現在の取り組みをさらに充実します。

また、すべての人がひとりの人間として尊重され、生きがいをもって、心豊かに暮らすことのできる圏域づくりをめざします。

さらに、地震や風水害など大規模・広域災害対策につきましては、県域も越えた広域的な体制を整備するなど、安全で安心できる都市圏づくりをめざします。

2. 豊かな自然を活かした、歴史と伝統に根ざす心豊かな都市圏

北は玄界灘、東西は山々に囲まれるなど、恵まれた自然を生かし、都市機能と自然環境が調和する圏域の魅力をさらに高め、また、古代から我が国と大陸との交流の窓口として培ってきた歴史と伝統を生かして、圏域住民が心豊かに生活を楽しむことのできる都市圏づくりをめざします。

そのため、圏域を取り巻く豊かな自然環境や歴史を物語る多くの史跡などについては、圏域全体の財産として保存し、活用を図ります。

さらに、文化・スポーツの振興、生涯学習活動の支援など、住民の価値観の多様化・高質化に伴う新たなニーズに対しては、広域的な視点での対応のあり方について検討を進めます。

3. 九州・西日本の中核さらにはアジアの交流拠点として活力あふれる都市圏

都市圏住民が、さらには九州全体が将来にわたって豊かな生活を送るため、九州・西日本の中核都市圏として、都市機能の高度化など一層の充実をはかり、活力ある都市圏づくりをめざします。

国内外との交流を支える、高速道路や空港、港湾などの整備を進めるとともに、本都市圏とアジア地域の地理的近接性・歴史的つながりを生かし、アジアとの交流を進めます。

また、地域産業の振興、育成など、圏域の活力の増進に向けた取り組みを進めます。

第2節 地域別将来像

1. 福岡市

人がいきいきと暮らし活躍する「自治都市福岡」をめざして

福岡市は、古来、大陸の文化、技術が流入し、また、外交、交易などが展開される、人、モノ、情報が行き交う我が国におけるゲートウェイとしての役割を果たしてきました。

こうした歴史は伝統文化、文化財の姿で今の時代に継承され、とりわけ人と人との活発な交流の歴史は、開放的で自由、自治精神に満ちた市民気質の形成につながり、ホスピタリティあふれる都市をめざす本市の貴重な財産を形作っています。

今、世界は地球規模での人、モノ、情報の動きが活発化しています。福岡市には、今後の圏域の発展の基礎をなす、空港、港湾、大学、外国公館・経済関係機関等が整いつつあります。これらの整備に一層努めるとともに、大陸との地理的近接性・歴史的つながりや大陸との交流を通じて発展してきたという歴史と伝統に育まれ培われた“自治”と“進取”の精神、洗練された文化、豊かな自然環境を未来へと活かし、「ひと」へのやさしさ、「人と人との出会い」を通して、豊かな市民生活の実現、活力に満ちた都市づくりに向けた取り組みを市民とともに進めていきます。

また、地方分権の進展や市民意識の向上、ボランティア・NPO活動の活発化等に伴い、国と地方、行政と地域住民とのありようが変化しつつあります。福祉や子どもの健全育成、環境など市民生活に密着した課題への対応をはじめ、今後の行政運営にあたりましては、『市民との共働』を基礎に進めていきます。

2. 筑紫地域

自然や歴史・文化が薫り住んでみてよかったと感じる成熟した都市基盤に支えられた快適な環境都市・地域「筑紫地域」

筑紫地域は、脊振山系、宝満山系などの自然環境や大野城跡・水城跡・大宰府跡・奴国の遺跡など、歴史的・文化資源に恵まれ、また、博多の奥座敷と言われる二日市温泉を有しています。

交通体系は、九州の動脈である国道3号をはじめ国道385号、JR鹿児島本線、JR博多南線、西鉄天神大牟田線、それに福岡市と結ぶ数多くの県道が地域内を走っています。さらに、九州自動車道の太宰府インターチェンジと筑紫野インターチェンジがあり、太宰府インターチェンジから福岡市内を結ぶ福岡都市高速道路に直接つながるなど、交通網が発達している地域です。

このように、筑紫地域は交通の利便性に優れていることや下水道の普及率の高さ、街路整備と土地区画整理事業の推進など都市基盤整備が整っていること、それに自然、歴史・文化がいっぱいという生活・都市環境と自然環境のバランスの良さから、居住環境の整った快適な生活都市を形づくっており、人口増加が続いています。

また、筑紫地域は住民参加によるまちづくりが推進されており、この点からも、住民の満足度が年々高まる地域となってきました。

この快適な生活都市の質の向上と自然環境の保全に努めながら、地域住民が主体となったまちづくりを推進し、潤いのある豊かな生活が営まれる地域づくりをめざすとともに、住んでよかったと感じる都市・地域づくりのための積極的な取組みを、引き続き展開します。

3. 粕屋地域

恵まれた自然と共存する快適安全都市

粕屋地域は、空港、港湾、インターチェンジ等への広域交通アクセスが良く、福岡市と地理的、産業経済的にもつながりが強いため、今後とも都市化の進展が続き、従来の近郊農業地域において土地利用の転換が進み、住宅団地、流通団地、ショッピングセンターなどの進出が予想されます。

広域交通アクセスは比較的良いものの、地域内交流では南北に長く伸びた地形的、風土的な要素から、北・中・南部の3地域に分かれる地域特性が見られます。

このため、今後は3つに分かれる地域性を生かしつつ、各市町をリンクする県道筑紫野古賀線の拡幅、あるいはバイパス機能を有する道路の新設並びに公共交通機関の整備など、都市施設の整備充実を図り、均衡ある地域の一体的な発展をめざします。

また、本地域は海と山など圏域有数の豊かな自然環境にも恵まれており、これらの保全と自然環境に配慮した開発や住環境整備とのバランスのとれた、安全で快適な地域づくりを推進します。

さらに、観光・スポーツレクリエーション・イベント情報等のネットワークを強化し、市町のエリアを超える一体となった地域づくりに取り組みます。

4. 宗像地域

豊かな自然・歴史・文化と良好な居住環境を最大限に生かした福・北・豊の接点に位置する自律的生活拠点「むなかた」

宗像地域は、玄界灘の美しい海岸線、緑豊かな自然環境、宗像大社や宮地嶽神社などの貴重な歴史的遺産とともに、本都市圏、北九州都市圏および筑豊地区とのクロスポイントに位置するポテンシャルを最大限に活かした、人を中心とした自律的な生活拠点の形成を進めます。

この「自律的な生活拠点の形成」にあたっては、“自分たちの地域については自分たちで考え、行動する”という自治・コミュニティの考え方が基本となり、すべての世代の人々が積極的に地域づくりに参画し、潤いと安らぎを感じ、真に生き活きと暮らせる地域づくりをめざします。

また、こうした地域づくりは、域内にとどまらず、近接地域等との連携強化や役割分担も不可欠です。福岡都市圏東部に位置する「宗像地区」においては、母都市である福岡市とのつながり・交流は、言うに及ばず、「北九州都市圏」、「筑豊地区」とのつながり・交流も、福岡都市圏の他地域に比べそのウエートも大きいものがあります。このようなことから福北豊・トライアングル構想が叫ばれる中、その構想形成の一翼を担える地域づくりを進めます。

5. 糸島地域

自然色で描く“文化と交流の未来型生活空間”「いとしま」

糸島地域は、JR筑肥線の筑前前原駅までの複線化、西九州自動車道の一部供用、また、平成13年10月の同自動車道と福岡都市高速道路との直結など福岡市との交通の利便性の向上に伴い、生活空間として人口が増加している地域です。

こうした状況の中、豊かで安心して暮らすことができる地域づくりをめざし、次のことに取り組みます。

西九州自動車道、国道202号バイパスの整備充実と、こうした幹線道路へのアクセス道路などの道路交通網の整備を行います。また、快適な生活空間を創出するため、文化環境の充実とともに、自然を生かした住環境づくりを推進していきます。

九州大学が平成17年の第1期開校をめざして移転準備を進めており、九州大学を核とした学術研究空間として整備を進める必要があります。併せて、九州大学と連携した研究開発型企業、高速道路の利便性を生かした産業、人口集積を基盤とするサービス業など、新たな産業の育成に努めます。

また、福岡都市圏の生鮮食料品の供給基地としての機能充実、それに自然と農林水産業の特性を生かした体験交流などの観光の育成を図ります。

そして、本地域には、海、山、川などの自然環境と緑豊かな田園風景、古代ロマンに彩られた伊都国等の歴史、地域固有の文化や産業があり、これらの地域資源を地域住民の共通の財産として守り、自然色で描く“文化と交流の未来型生活空間”「いとしま」を創造します。

第3節 将来人口

(単位：千人、%)

	平成12年 総人口	平成17年 将来人口	H12/H17 平均増加率	平成22年 将来人口	H17/H22 平均増加率
福岡都市圏	2,234	2,399	7.40%	2,534	5.60%
福岡市	1,341	1,417	5.70%	1,467	3.50%
筑紫地域	399	436	9.30%	472	8.30%
粕屋地域	251	276	10.00%	299	8.30%
宗像地域	148	160	8.10%	174	8.70%
糸島地域	95	110	15.80%	122	10.90%

H12は国勢調査。千人未満は四捨五入。

※将来人口の推計方法については各市町村のマスタープランに基づいている。

※上記データは、平成13年10月策定時のもの。

第2章 施策の大綱

第1節 安全で快適な生活環境が整い、一人ひとりが生き生きと暮らす都市圏

1. 生活基盤の整備

都市圏住民の安全で快適な生活を確保するには、その基礎となる住環境、水資源、衛生、ごみ処理、交通、防災等の面における生活環境基盤の一層の充実が求められており、自然環境や地域特性に配慮しながら、計画的に整備を推進していくことが必要です。

【1】土地利用

圏域レベルでの広域的観点から計画的・効率的な土地利用を図るとともに、自然環境との調和に留意し、秩序ある良好な地域づくりを推進します。

【2】水資源・水利用

筑後川総合開発等広域利水や海水淡水化事業などの水資源開発を推進し、水の安定供給に努めるとともに、雨水利用などの水の有効利用施策や節水機器の普及等の節水施策を推進します。

また、水源地域や筑後川流域との様々な交流を推進し、相互理解を深めるとともに、多様な連携を図ります。

【3】下水道等生活衛生基盤

公共下水道、流域下水道の整備を推進するとともに、計画外地域においては、合併処理浄化槽の普及などの生活排水対策を推進します。

また、下水処理水の再利用を推進します。

【4】ごみ・産業廃棄物の処理

都市圏全体のごみ減量、リサイクルの一層の推進をめざします。

また、産業廃棄物の適正処理指導に努めます。

【5】都市交通

都市圏の交通体系を福岡市都心集中型から扇形ネットワークへと転換していきます。

また、鉄道等公共交通機関の整備を図るとともにその利用促進を図ります。

【6】防災・消防・救急体制

防災体制の整備を推進するとともに、住民の防災意識の高揚を図ります。

また、広域的な消防力・救急体制の強化を図ります。

2. 健やかな暮らしへの支援

少子・高齢化が進行する中、都市圏に暮らす一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健やかに生きがいをもって暮らすことのできる社会をめざし、健康・福祉に関する総合的な施策を充実していくことが必要です。

【1】健康づくり

生涯を通じての「心とからだ」の健康づくりを支援します。

【2】医療体制

地域の医療機関と連携し、住民への質の高い医療供給体制の整備を推進します。

また、「福岡市立こども病院・感染症センター」等の広域的かつ高度な医療を行う機関を支援します。

【3】福祉のまちづくり

福祉施設の体系的整備や総合的な福祉サービス体制の確立に努めるほか、地域ボランティアの育成に努めるなど地域福祉活動を推進します。

また、高齢者や障害者等の利用に配慮した居住環境や都市環境のバリアフリー化を推進します。

【4】高齢者

高齢者の心身の健康を増進するとともに、地域で自立した生活を送れるよう支援します。

また、質の高い福祉行政サービスをめざし、構成市町村の連携強化に努め、都市圏老人福祉施設である「やすらぎの郷」の有効活用を図ります。

【5】障害者

地域における生活支援体制の整備を図るとともに、障害者の自立、社会参加を支援します。

また、「ときめきフェスタ福岡」等、広域的な福祉交流事業を推進します。

【6】こども・青少年

子育て支援のための施策を推進します。

また、子ども・青少年の地域間交流など広域的な取り組みを推進します。

第2節 豊かな自然を活かした、歴史と伝統に根ざす心豊かな都市圏

1. 環境との共生

本都市圏は、豊かな自然に恵まれた地域であり、自然環境の保全に努めるとともに、自然と身近にふれあうことのできる場を作っていくことが必要です。

また、地球環境に対する関心が高まっており、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題まで、様々なレベルの問題に対して都市圏としての取り組みが求められています。

【1】自然環境の保全

都市圏内の豊かな自然環境の保全に積極的に努めるとともに、住民が自然とふれあえる場を提供します。

また、自然環境との共生についての啓発を推進します。

【2】環境に配慮した社会への転換

省エネルギーやリサイクルなど循環型社会の構築に向けた取り組みを推進します。

2. 心豊かな生活への支援

文化やスポーツ・レクリエーション、生涯学習など、住民の多様な活動へのニーズに応えた環境整備が必要です。

また、情報化の進展に応じた行政サービスの情報化を図ることが課題となっています。

【1】文化・歴史

都市圏内の文化施設の整備、広域利用、施設相互のネットワーク化等を推進し、住民の自主的な文化活動を支援します。

また、文化財の適切な保存、史跡整備を行うほか、九州国立博物館（仮称）の整備を支援します。

【2】スポーツ・レクリエーション

施設の広域利用など既存施設の有効活用やイベント開催などソフト面の充実強化を図ります。

また、海岸・河川等の親水空間、森林等の緑地空間等の整備を図ります。

【3】生涯学習

生涯学習機会及びその成果活用の場の充実を図るとともに、生涯学習施設の整備充実・広域利用を図ります。

【4】行政サービスの情報化

行政サービスの情報化を推進するための環境整備を図ります。

第3節 九州・西日本の中核さらにはアジアの交流拠点として活力あふれる都市圏

1. 高次都市機能の整備

これからの社会経済は、グローバル化の一層の進展、国境を越えた地域間競争の激化が予想され、このような変化の中で地域が自立し、発展していくためには、独自の取り組みによって創造性豊かな圏域を形成することが求められます。

また、地域の発展や個人の生活もますます国際社会との関わりが増大すると見込まれ、アジアとは地理的に近く、歴史的にもつながりの深い福岡都市圏においては、これまで以上にアジアとの結びつきが強まるものと期待されます。

【1】学術・研究

大学や試験研究機関の集積を活かし、学術研究機能の一層の充実強化とネットワーク化、機関相互の連携や総合的な構想の推進を図ります。

また、九州大学の移転を契機に、九州大学を核とした新たな学術研究開発拠点の形成を進めます。

【2】国際交流

学術、文化、スポーツ等あらゆるレベルの国際交流の推進・支援を行うほか、コンベンション機能の充実等に努めます。

また、在住外国人のための生活環境整備に努めます。

2. 広域交流基盤の整備

九州・西日本の中枢都市圏域として、さらにはアジアの交流拠点都市圏域としての役割を果たすため、他圏域との交流を支える広域交流基盤の整備、拡充を図ることが必要です。

【1】陸上広域交通

高速自動車道路網等、陸上広域交通網の整備充実を図ります。

【2】港湾

博多港において、国際港湾としての機能強化を図るとともに、アジア、世界と直結する新規航路の拡充に努めます。

【3】空港

空港諸施設の整備促進や、空港周辺的环境対策事業の推進、国際路線の充実に努めます。さらに、将来の航空需要に対応するため、空港の機能強化に向けた取り組みを進めます。

3. 地域産業の振興

住民生活の豊かさを向上させるとともに、都市圏の活力を維持し、自立的な発展を図るには、経済基盤の確立が不可欠です。

そのため、既存産業の活性化や情報産業をはじめとした新しい産業の振興を図ることが必要です。

【1】新産業の振興

知識創造型産業など新しい産業の振興、既存産業の新たな産業分野への展開促進など、多様な産業の創出を支援します。

【2】商業・サービス業

商店街の振興に努めます。

また、各種サービス産業の振興に努めます。

【3】観光

自然、歴史、文化など多様な観光資源の整備やネットワーク化、観光情報の充実及び積極的な提供を図り、都市圏観光の振興に努めます。

【4】工業

本圏域の特性に応じた都市型工業の振興及び立地誘導を図るとともに、大学の集積及び学術研究機能を活用し、地域産業の技術・製品開発能力の向上等に努めます。

また、地域の伝統産業については、販路の拡大、人材の育成等、振興を図ります。

【5】農林水産業

生産基盤、経営基盤の整備により、生産性の向上を図り、生産物の安定供給に努めるとともに、農山漁村の生活環境の整備により地域の活性化を図ります。

また、農林水産業の持つ多面的な公益機能の確保に努めるとともに、住民の農林水産業への理解と関心を深めます。

参考資料2

主 要 デ ー タ

表9 市町人口の推移

(単位：人、%)

	人 口				人 口 の 増 加 率		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	H2～H7	H7～H12	H12～H17
福岡都市圏	1,988,460	2,118,773	2,234,426	2,322,349	6.6	5.5	3.9
福岡市	1,237,062	1,284,795	1,341,470	1,400,621	3.9	4.4	4.4
4地域計	751,398	833,978	892,956	921,728	11.0	7.1	3.2
筑紫野市	70,303	81,988	93,049	97,534	16.6	13.5	4.8
春日市	88,699	99,206	105,219	108,394	11.8	6.1	3.0
大野城市	75,214	82,903	89,414	92,755	10.2	7.9	3.7
太宰府市	62,402	64,913	66,099	67,084	4.0	1.8	1.5
那珂川町	36,576	42,345	45,548	46,970	15.8	7.6	3.1
筑紫地域	333,194	371,355	399,329	412,737	11.5	7.5	3.4
古賀市	45,725	51,244	55,476	55,940	12.1	8.3	0.8
宇美町	34,283	36,728	38,126	39,141	7.1	3.8	2.7
篠栗町	23,267	26,314	29,389	30,989	13.1	11.7	5.4
志免町	34,626	36,199	37,794	40,525	4.5	4.4	7.2
須恵町	22,209	24,125	25,086	25,600	8.6	4.0	2.0
新宮町	15,493	19,227	22,431	23,450	24.1	16.7	4.5
久山町	7,524	7,509	7,640	7,858	△0.2	1.7	2.9
粕屋町	29,697	31,504	34,811	37,686	6.1	10.5	8.3
粕屋地域	212,824	232,850	250,753	261,189	9.4	7.7	4.2
宗像市	78,197	86,938	92,056	94,151	11.2	5.9	2.3
福津市	49,573	54,144	55,778	55,680	9.2	3.0	△0.2
宗像地域	127,770	141,082	147,834	149,831	10.4	4.8	1.4
前原市	50,250	57,944	63,883	67,279	15.3	10.2	5.3
二丈町	11,457	13,148	13,586	13,404	14.8	3.3	△1.3
志摩町	15,903	17,599	17,571	17,288	10.7	△0.2	△1.6
糸島地域	77,610	88,691	95,040	97,971	14.3	7.2	3.1

資料：国勢調査（平成12年以前のデータのうち、宗像市は旧玄海町、旧大島村を含む。福津市は旧福岡町、旧津屋崎町の合計。平成17年は速報値。）

表10 年齢別人口の推移

(単位：人、% ※ただしH16年全国人口は単位：千人)

区 分	平成7年			平成12年			平成16年			
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
人 口	福岡都市圏	359,611	1,510,342	243,075	339,306	1,583,809	304,180	334,749	1,619,652	352,281
	全 国	20,013,730	87,164,721	18,260,822	18,472,499	86,219,631	22,005,152	17,734	85,007	24,876
	福 岡 県	815,170	3,382,470	728,574	742,740	3,393,080	870,290	712,539	3,369,151	969,901
年 齢 別 の 構 成 比	福岡都市圏	17.0	71.5	11.5	15.2	70.9	13.6	14.5	70.0	15.2
	全 国	15.9	69.4	14.5	14.6	67.9	17.3	13.9	66.6	19.5
	福 岡 県	16.5	68.6	14.8	14.8	67.6	17.4	14.1	66.6	19.2
構 成 比 の 増 減	福岡都市圏	△2.5	0.9	1.9	△1.8	△0.6	2.1	△0.7	△0.9	1.6
	全 国	△2.3	△0.1	2.5	△1.3	△1.5	2.8	△0.7	△1.4	2.1
	福 岡 県	△2.4	0.2	2.3	△1.7	△0.9	2.6	△0.7	△1.1	1.8

資料：平成7年、平成12年は国勢調査。

平成16年は都市圏、福岡県が「H16福岡県の人口と世帯年報(H16.10.1現在)」、全国が「人口推計(総務省統計局：H16.10.1現在)」

表11 人口動態 (H15.10~H16.9)

区 分	総 数	自 然 動 態			社 会 動 態		
		増 加 数	出 生	死 亡	増 加 数	転 入	転 出
福岡都市圏	18,220	8,123	22,500	14,377	10,097	178,584	168,487
福岡市	10,688	4,628	13,020	8,392	6,060	119,821	113,761
4 地 域	7,532	3,495	9,480	5,985	4,037	58,763	54,726
筑紫地域	3,709	2,193	4,519	2,326	1,516	29,891	28,375
粕屋地域	3,100	1,205	2,947	1,742	1,895	17,047	15,152
宗像地域	243	11	1,174	1,163	232	6,963	6,731
糸島地域	480	86	840	754	394	4,862	4,468

資料：福岡県の人口と世帯年報

表12 地域別外国人登録人口の推移

(1) 都市圏合計			
	H14	H17	H17 / H14 増加率
総 数	21,618	23,269	7.64%
韓国・朝鮮	8,586	8,420	△ 1.93%
中 国	8,392	9,407	12.09%
フィリピン	951	1,233	29.65%
英 国	269	284	5.58%
米 国	736	777	5.57%
そ の 他	2,684	3,148	17.29%

(2) 福岡市			
	H14	H17	H17 / H14 増加率
総 数	17,665	19,020	7.67%
韓国・朝鮮	6,492	6,426	△ 1.02%
中 国	7,450	8,288	11.25%
フィリピン	705	899	27.52%
英 国	216	229	6.02%
米 国	567	586	3.35%
そ の 他	2,235	2,592	15.97%

(3) 筑紫地域			
	H14	H17	H17 / H14 増加率
総 数	1,552	1,742	12.24%
韓国・朝鮮	757	723	△ 4.49%
中 国	400	472	18.00%
フィリピン	121	180	48.76%
英 国	38	32	△ 15.79%
米 国	78	90	15.38%
そ の 他	158	245	55.06%

(4) 粕屋地域			
	H14	H17	H17 / H14 増加率
総 数	1,432	1,490	4.05%
韓国・朝鮮	839	792	△ 5.60%
中 国	313	396	26.52%
フィリピン	55	70	27.27%
英 国	2	4	100.00%
米 国	30	38	26.67%
そ の 他	193	190	△ 1.55%

(5) 宗像地域			
	H14	H17	H17 / H14 増加率
総 数	605	633	4.63%
韓国・朝鮮	375	350	△ 6.67%
中 国	94	116	23.40%
フィリピン	32	32	0.00%
英 国	6	8	33.33%
米 国	32	39	21.88%
そ の 他	66	88	33.33%

(6) 糸島地域			
	H14	H17	H17 / H14 増加率
総 数	364	384	5.49%
韓国・朝鮮	123	129	4.88%
中 国	135	135	0.00%
フィリピン	38	52	36.84%
英 国	7	11	57.14%
米 国	29	24	△ 17.24%
そ の 他	32	33	3.13%

※H14は12月末。H17は3月末。

表13 都市圏における事業所数、従業者数の推移

	昭和56年		昭和61年		平成3年		平成8年		平成13年		平成16年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
福岡都市圏	95,132	807,826	101,166	850,678	105,818	1,002,613	108,791	1,110,388	106,806	1,101,939	101,712	1,002,747
福岡市	72,243	641,976	75,613	663,396	77,747	773,650	77,996	837,396	75,136	814,260	71,567	743,074
4地域計	22,889	165,850	25,553	187,282	28,071	228,963	30,795	272,992	31,670	287,679	30,145	259,673
筑紫地域	9,578	69,967	10,960	80,957	12,341	99,569	13,656	117,730	13,870	122,489	13,239	107,289
粕屋地域	7,178	58,054	8,135	65,791	8,739	81,470	9,694	99,602	10,010	104,453	9,560	96,817
宗像地域	3,574	22,511	3,899	24,807	4,167	28,934	4,412	33,935	4,686	36,789	4,364	34,231
糸島地域	2,559	15,318	2,559	15,727	2,824	18,990	3,033	21,725	3,104	23,948	2,982	21,336

資料：福岡県の事業所・企業 ※平成16年は簡易調査のため民営のみ

表14 地目別土地利用の推移

(単位：ha、%)

区分	平成7年					平成12年					平成16年				
	田	畑	宅地	山林	その他	田	畑	宅地	山林	その他	田	畑	宅地	山林	その他
福岡都市圏	13,664	6,753	17,679	25,435	7,463	12,784	6,386	18,593	24,485	7,534	12,337	6,139	19,045	24,100	7,477
	19.2	9.5	24.9	35.8	10.5	18.3	9.2	26.6	35.1	10.8	17.9	8.9	27.6	34.9	10.8
福岡市	2,588	1,135	8,076	5,307	2,166	2,302	1,012	8,394	5,038	2,087	2,150	975	8,569	4,886	2,110
	13.4	5.9	41.9	27.5	11.2	12.2	5.4	44.6	26.8	11.1	11.5	5.2	45.8	26.1	11.3
4地域計	11,076	5,618	9,603	20,128	5,297	10,481	5,374	10,199	19,447	5,447	10,187	5,164	10,476	19,214	5,367
	21.4	10.9	18.6	38.9	10.2	20.6	10.5	20.0	38.2	10.7	20.2	10.2	20.8	38.1	10.6
筑紫地域	2,052	396	3,329	6,902	1,850	1,857	373.2	3,500	6,603	1,924	1,759	345.773	3,583	6,468	1,840
	14.1	2.7	22.9	47.5	12.7	13.0	2.6	24.6	46.3	13.5	12.6	2.5	25.6	46.2	13.1
粕屋地域	1,958	1,101	3,071	3,026	738	1,783	1,033	3,275	2,932	710.5	1,716	925.895	3,364	2,944	703.032
	19.8	11.1	31	30.6	7.5	18.3	10.6	33.6	30.1	7.3	17.8	9.6	34.8	30.5	7.3
宗像地域	2,990	1,782	1,864	4,613	1,424	2,882	1,716	2,016	4,478	1,425	2,817	1,676	2,076	4,425	1,454
	23.6	14.1	14.7	36.4	11.2	23.0	13.7	16.1	35.8	11.4	22.6	13.5	16.7	35.5	11.7
糸島地域	4,076	2,339	1,339	5,587	1,285	3,960	2,252	1,407	5,434	1,388	3,895	2,216	1,452	5,376	1,371
	27.9	16	9.2	38.2	8.8	27.4	15.6	9.7	37.6	9.6	27.2	15.5	10.1	37.6	9.6

資料：「固定資産の価格などの概要調査」、「市町村税の課税状況等調べ」

表15 ごみ処理量の推移

年度		年間総収集量 (t)				自家処理(t)	人口 (人)	1人当り排出 (t/人)	
		焼却処理 (t)	高速堆肥化(t)	埋立処理 (t)	その他 (t)				
H14	都市圏計	982,306	883,397	4,811	38,793	55,305	4,722	2,245,088	0.44
	福岡市	694,453	635,424	4,795	32,704	21,530	-	1,332,586	0.52
	筑紫地域	131,872	123,712	14	2,061	6,085	-	407,117	0.32
	粕屋地域	79,568	54,253	2	2,799	22,514	249	256,278	0.31
	宗像地域	48,332	42,696	-	1,229	4,407	1,269	150,166	0.32
	糸島地域	28,081	27,312	-	-	769	3,204	98,941	0.28
H12	都市圏計	983,603	885,551	4,418	43,159	50,475	6,123	2,203,457	0.45
	福岡市	696,166	627,940	4,418	37,514	26,294	-	1,305,327	0.53
	筑紫地域	134,425	123,335	-	1,755	9,335	-	399,550	0.34
	粕屋地域	77,731	65,232	-	2,624	9,875	482	252,298	0.31
	宗像地域	48,919	43,609	-	1,266	4,044	1,898	148,978	0.33
	糸島地域	26,362	25,435	-	-	927	3,743	97,304	0.27
H7	都市圏計	931,700	827,763	85	66,613	37,239	9,514	2,071,076	0.45
	福岡市	680,359	611,301	85	51,021	17,952	-	1,234,443	0.55
	筑紫地域	111,765	101,613	-	3,255	6,897	-	370,051	0.30
	粕屋地域	72,002	57,673	-	7,608	6,721	1,032	233,997	0.31
	宗像地域	45,716	38,531	-	3,604	3,581	3,533	141,410	0.32
	糸島地域	21,858	18,645	-	1,125	2,088	4,949	91,175	0.24
H2	都市圏計	721,364	579,693	-	125,942	15,729	9,513	1,943,669	0.37
	福岡市	536,510	424,210	-	112,300	-	-	1,192,805	0.45
	筑紫地域	83,784	74,268	-	3,375	6,141	161	330,789	0.25
	粕屋地域	51,783	40,638	-	6,200	4,945	1,032	212,897	0.24
	宗像地域	30,321	25,049	-	2,614	2,658	3,565	128,089	0.24
	糸島地域	18,966	15,528	-	1,453	1,985	4,755	79,089	0.24
H14/H2 (%)	都市圏計	136.2	152.4	-	30.8	351.6	49.6	115.5	117.9
	福岡市	129.4	149.8	-	29.1	-	-	111.7	115.8
	筑紫地域	157.4	166.6	-	61.1	99.1	0.0	123.1	128.0
	粕屋地域	153.7	133.5	-	45.1	455.3	24.1	120.4	127.8
	宗像地域	159.4	170.4	-	47.0	165.8	35.6	117.2	135.8
	糸島地域	148.1	175.9	-	0.0	38.7	67.4	125.1	118.3

資料：福岡県総務部地方課) 市町村別決算状況及び公共施設状況

参考資料3

福岡都市圏広域行政推進協議会規約

(昭和53年1月11日)

改正 昭和56年4月1日施行, 昭和57年4月1日施行, 平成4年10月1日施行, 平成9年10月1日施行,
平成15年4月1日施行, 平成17年1月24日施行, 平成17年3月28日施行

第1章 総 則

(協議会の目的)

第1条 この協議会(以下「協議会」という。)は、福岡都市圏域(以下「圏域」という。)における広域行政の推進を図るため、広域行政計画の策定及び当該計画に係る事務事業の連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、福岡都市圏広域行政推進協議会という。

(協議会を設ける市町)

第3条 協議会は、次に掲げる市町(以下「関係市町」という。)がこれを設ける。

福岡市, 筑紫野市, 春日市, 大野城市, 太宰府市, 那珂川町, 古賀市, 宇美町, 篠栗町, 志免町, 須恵町, 新宮町, 久山町, 粕屋町, 宗像市, 福津市, 前原市, 二丈町, 志摩町

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 圏域の広域行政計画の策定に関すること。
- (2) 圏域の広域行政計画に係る事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項に係る意見の表明及び関係機関への要望に関すること。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、福岡市中央区天神1丁目福岡市役所内に置く。

第2章 協議会の組織

(組 織)

第6条 協議会は、会長及び委員19人をもってこれを組織する。

(会 長)

第7条 会長は、関係市町の長が協議して定めた市町長をもってこれに充てる。

2 会長の任期は、会長である者の市町長としての任期による。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、会長の職を失うものとする。

3 会長は、非常勤とする。

(委 員)

第8条 委員は、関係市町の長(会長である市町長の場合にあつては当該市町の助役)をもってこれに充てる。

2 委員の任期は、委員である者の市町長又は助役としての任期による。ただし、任期中

であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、非常勤とする。

(副会長)

第9条 会長を補佐するため、副会長2人を置く。

2 副会長は、委員のうちから会長が選任する。

3 副会長の任期は、委員としての任期による。

(会長の職務代理)

第10条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第11条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の各関係市町別の配分については、関係市町の長が協議によりこれを定める。

2 関係市町の長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれ当該市町の職員のうちから選任するものとする。

(事務処理のための組織)

第12条 協議会に事務局を置く。

2 会長は、事務局に事務局長その他の職員を置く。

(職員の職務)

第13条 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

2 事務局長以外の職員は、上司の命を受け、協議会の事務に従事する。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第14条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会に担任する事務に係る基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第15条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議に付議すべき事件、招集の場所及び日時を委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第16条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるものを除くほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(幹事会)

第17条 会議に付議すべき事件をあらかじめ審議するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 福岡市の委員

(2) 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町の委員のうちから互選された3人の委員

(3) 古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町の委員のうち

ちから互選された2人の委員

(4) 宗像市及び福津市の委員のうちから互選された1人の委員

(5) 前原市，二丈町，及び志摩町の委員のうちから互選された1人の委員

3 幹事会に幹事長を置き，会長が幹事会に諮ってこれを指名する。

4 幹事会は，幹事長がこれを招集する。

第4章 協議会の財務

(経費支弁の方法)

第18条 協議会の事務に要する費用は，負担金，補助金その他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の負担金は，関係市町が負担するものとし，その負担額は，会議において決定する。

(予算の調製等)

第19条 協議会の歳入歳出予算は，負担金，補助金，繰越金その他の収入をその歳入とし，協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

第20条 歳入歳出予算は，毎会計年度会長がこれを調製し，年度開始前に会議を経なければならぬ。

2 協議会の会計年度は，地方公共団体の会計年度による。

3 第1項の規定により歳入歳出予算が会議を経たときは，会長は，当該予算の写しを速やかに関係市町に送付しなければならない。この場合において，会長は，当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をこれに添付しなければならない。

(予算の補正)

第21条 会長は，協議会の既定予算の補正を必要と認めるときは，会議を経て，当該既定予算の補正を行うことができる。

(出納)

第22条 協議会の出納は，会長が行う。

2 会長は，職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

3 協議会出納員は，会長の命を受け，協議会の出納その他の会計事務を掌る。

(決算等)

第23条 会長は，毎会計年度終了後2ヵ月以内に協議会の決算を作成し，協議会が指名する委員の監査に付した後会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により決算の認定を経たときは，会長は，当該決算の写しを速やかに関係市町に送付しなければならない。この場合において，会長は，当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第24条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか，協議会の財務に関しては，福岡市の財務に関する手続きの例による。

第5章 補 則

(費用弁償等)

第25条 職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第26条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委 任)

第27条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、協議成立の日から施行する。

(予算に関する経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第20条第1項中「年度開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、宗像郡宗像町を市とする処分の効力を生ずる日から施行する。

(昭和56年4月1日から施行)

附 則

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、糸島郡前原町を市とする処分の効力を生ずる日から施行する。

(平成4年10月1日から施行)

附 則

この規約は、古賀町を市とする処分の効力を生ずる日から施行する。

(平成9年10月1日から施行)

附 則

この規約は、宗像市及び宗像郡玄海町を廃し、その区域をもって宗像市を置く処分の効力を生ずる日から施行する。

(平成15年4月1日から施行)

附 則

この規約は、宗像郡福岡町及び宗像郡津屋崎町を廃し、その区域をもって福津市を置く処分の効力を生ずる日から施行する。

(平成17年1月24日から施行)

附 則

この規約は、宗像郡大島村を廃し、その区域を宗像市に編入する処分の効力を生ずる日から施行する。

(平成17年3月28日から施行)

第4次福岡都市圏広域行政計画 後期計画

平成18年3月

編集・発行：福岡都市圏広域行政推進協議会
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市総務企画局企画調整部内
TEL：(092) 711-4085
FAX：(092) 733-5582
<http://www.fukuoka-tosiken.jp>

印刷：(株)西日本高速印刷



この印刷物は環境に優しい植物性の大豆油インキと古紙配合率100%再生紙を使用しています。